

立命館大学学則案

学 校 法 人 立 命 館

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 本大学は、建学の精神と教学理念にもとづき、確かな学力の上に、豊かな個性を花開かせ、正義と倫理をもった地球市民として活躍できる人間の育成に努め、教育・研究機関として世界と日本の平和的・民主的・持続的発展に貢献することを目的とする。

2 各学部の研究上の目的は、学部則で定める。

(自己点検・評価等)

第2条 本大学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動等の状況を把握し、適切な事項について必要な体制をとり、教育研究の改善に努める。

(情報公開)

第3条 本大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に公開する。

第2節 教育組織

(学部および学科等)

第4条 本大学に、次の学部、学科および専攻を置く。

法学部

法学科

経済学部

経済学科

経営学部

経営学科

国際経営学科

産業社会学部

現代社会学科

現代社会専攻

メディア社会専攻

スポーツ社会専攻

人間福祉専攻

子ども社会専攻

文学部

人文学科

理工学部

数理科学科

物理科学科

電気電子工学科

電子情報工学科

機械工学科

ロボティクス学科

環境都市工学科

建築都市デザイン学科

国際関係学部

国際関係学科

アメリカン大学・立命館大学国際連携学科

政策科学部

政策科学科

情報理工学部

情報理工学科

映像学部

映像学科

薬学部

薬学科

創薬科学科

生命科学部

応用化学科

生物工学科

生命情報学科

生命医科学科

スポーツ健康科学部

スポーツ健康科学科

総合心理学部

総合心理学科

食マネジメント学部

食マネジメント学科

グローバル教養学部

グローバル教養学科

- 2 前項に規定する国際関係学部アメリカン大学・立命館大学国際連携学科は、大学設置基準第50条に定める国際連携学科とする。

(入学定員および収容定員)

第5条 本大学の入学定員、編入学定員および収容定員は、次表のとおりとする。

学部	学科		入学定員	3年次編入学定員	収容定員
法学部	法学科		720		2,880
経済学部	経済学科		760		3,040
経営学部	経営学科		650		2,600
	国際経営学科		145		580
	計		795		3,180
産業社会学部	現代社会学科	現代社会専攻 メディア社会専攻 スポーツ社会専攻 人間福祉専攻	760		3,040
		子ども社会専攻	50		200
		計	810		3,240
文学部	人文学科		1,035		4,140
理工学部	電気電子工学科		154	12	640
	機械工学科		173	10	712

	環境都市工学科	166	4	672
	ロボティクス学科	90	6	372
	数理科学科	97		388
	物理科学科	86	2	348
	電子情報工学科	102	8	424
	建築都市デザイン学科	91	4	372
	計	959	46	3,928
国際関係学部	国際関係学科	335	0	1,340
	アメリカン大学・立命館大学 国際連携学科	25		100
	計	360		1,440
政策科学部	政策科学科	410		1,640
情報理工学部	情報理工学科	475	40	1,980
映像学部	映像学科	240		960
薬学部	薬学科	100		600
	創薬科学科	60		240
	計	160		840
生命科学部	応用化学科	111		444
	生物工学科	86		344
	生命情報学科	64		256
	生命医科学科	64		256
	計	325		1,300
スポーツ健康 科学部	スポーツ健康科学科	235		940
総合心理学部	総合心理学科	280		1,120
食マネジメン ト学部	食マネジメント学科	320		1,280
グローバル教 養学部	グローバル教養学科	100		400
合計		7,984	86	32,308

(大学院)

第6条 本大学に、大学院を置く。

2 大学院に関する事項は、この学則に定めるほか、立命館大学大学院学則に定める。

第7条 削除

(附属施設および機関)

第8条 本大学に、研究機構、研究所、図書館、共通教育推進機構、教育開発推進機構、言語教育推進機構、国際教育推進機構、教職教育推進機構、保健センター、心理・教育相談センターその他の附属施設および機関を置く。

2 各附属施設および機関に関する事項は、各規程に定める。

第3節 教職員組織

(役職)

第9条 本大学に、学長、副学長および学長補佐を置く。

2 各学部に、学部長、副学部長および学生主事を置く。

3 各研究科に、研究科長を置く。

4 学部および研究科は、必要に応じて、前2項以外の役職者を置くことができる。

(教職員)

第10条 本大学に、教授、准教授、講師、助教、助手およびその他の職員を置く。

2 教職員に関する事項は、別に定める。

(学長)

第11条 学長は、学校法人立命館総長がこれを兼ねる。

2 学長は、本大学を代表し、教育研究に関する事項を統括する。

(副学長)

第11条の2 副学長は、複数名とし、1人は学長に事故あるとき、または学長が欠けたときに、その職務を代行する。

2 副学長は、学長が任命する。

3 副学長の任期は、3年とする。

(学長補佐)

第11条の3 学長補佐は、必要に応じキャンパスに置く。

2 学長補佐は、当該キャンパスを代表する対外業務および地域連携に関する職務を分掌する。

3 学長補佐は、学長が任命する。

第4節 教授会および大学協議会等

(教授会)

第12条 本大学の各学部に、教授会を置く。

2 教授会は、当該の学部に属する次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 教授
- (2) 准教授
- (3) 専任講師

3 教授会は、必要に応じて、前項に掲げる以外の教職員を出席させることができる。

4 教授会は、学部長が必要と認めたとき、または構成員の3分の1以上の要求があったとき、学部長がこれを招集してその議長となる。学部長に支障があるときは、その指名により他の教授がこれを代行する。

5 学長は、必要と認めたとき、教授会の招集を要請し、または教授会に出席して発言することができる。

6 教授会は、次の事項を審議し、学長に対して意見を述べる。

- (1) 学部の学科および専攻の新設、増設、廃止または変更に関する事項
- (2) 学則および学部諸規程の制定または改廃に関する事項
- (3) 教員の人事に関する事項
- (4) 学科課程、授業および学力考査に関する事項
- (5) 学生の入学、卒業および学位の授与に関する事項
- (6) 学生の補導に関する事項
- (7) 学生の定数に関する事項
- (8) 学校法人および大学の諸規程において、教授会の議を経ることを要すると定められた事項

7 教授会は、前項に規定するもののほか、学長および学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長および学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

8 学部長は、教授会の議決を執行し、学部を代表する。

9 この学則に定めるもののほか、教授会の組織、運営等に関する事項は、各学部の教授会規程に定める。

(大学協議会)

第13条 本大学に、大学協議会（以下本条において「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 学長が指名する副学長
 - (3) 各学部長
 - (4) 独立研究科の各研究科長
- 3 協議会は、学長がこれを招集してその議長となる。
- 4 協議会は、次の事項について協議する。
- (1) 教学の基本方針に関する事項
 - (2) 大学の機構、組織および制度に関する事項
 - (3) 教員の人事に関する事項
 - (4) 教学、教務に関する事項
 - (5) 本大学と学校法人立命館が設置するその他の学校との関係に関する事項
 - (6) その他、教学上の重要な事項
- 5 協議会は、教学、教務、補導、就職等に関する他の諸機関の審議、決定事項について、当該機関から報告を受け、またはこれに承認を与える。
- 6 この学則に定めるもののほか、協議会の運営等に関する事項は、大学協議会規程に定める。

(教学委員会)

第13条の2 本大学に、教学委員会を置く。

- 2 教学委員会の組織および運営に関する事項は、立命館大学教学委員会規程に定める。

(補導会議)

第14条 本大学に、補導会議を置く。

- 2 補導会議は、学生の補導厚生に関する基本方針を協議決定する。
- 3 補導会議の組織および運営に関する事項は、立命館大学補導会議規程に定める。

第5節 学年、学期および休業日

(学年および学期)

第15条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 学年をふたつの学期に分け、春学期および秋学期とする。
- (1) 春学期 4月1日から9月25日まで
 - (2) 秋学期 9月26日から3月31日まで
- (休業日)

第16条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日および土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に定める日のうち学長が定める日
 - (3) 創立記念日
 - (4) 夏期休暇
 - (5) 冬期休暇
 - (6) 春期休暇
- 2 各年度の休業日については、大学協議会の議を経て、学年のはじめまでに学長が定める。
- 3 学長が必要と認めたときは、大学協議会の議を経て、前2項の休業日を臨時に変更し、または臨時の休業日を定めることができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限および在学年限

(修業年限)

第17条 修業年限は、4年とする。ただし、薬学部薬学科にあつては、6年とする。

(在学年限)

第18条 在学年限は、8年とする。ただし、薬学部薬学科にあつては、12年とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第19条 第17条にかかわらず、社会人を対象とした入学制度により1年次に入学した学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを申し出たときは、教授会の議を経て、学部長が在学年限を上限としてその計画的な履修を許可することがある。

第2節 入学

(入学の時期)

第20条 本大学の入学時期は、毎年4月とする。ただし、教授会の議を経て、学長が9月に入学を認めることがある。

(入学の資格)

第21条 本大学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文

部科学大臣の指定したもの

- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
（入学の出願）

第22条 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に第62条の2に定める入学検定料および立命館大学入学の出願および入学手続に関する規程（以下「入学の出願等に関する規程」という。）に定める書類を添えて願い出なければならない。

- 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入学検定料を徴収しない。
 - (1) 大使館推薦または大学推薦による国費外国人留学生の場合
 - (2) 「スーパーグローバル大学創成支援事業」の採択大学を対象とする国費外国人留学生の場合
 - (3) 大学その他の団体との間で協定等により不徴収について合意している場合

- 3 入学志願に関する事項は、入学の出願等に関する規程に定める。
（入学者の選考）

第23条 入学志願者は、別に定める方法により選考し、教授会の議を経て、学部長が合格者を決定する。

- 2 学部長は、前項の合格者に合格の通知を行う。
- 3 入学志願者の選考に関し必要な事項は、毎年度の立命館大学入学試験要項に定める。
（入学手続および入学許可）

第24条 前条第2項の合格の通知を受けた者は、入学の出願等に関する規程に定めるところにより、所定の期日までに入学手続書類を提出するとともに、所定の納付金を納めなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(入学許可の取消し)

第24条の2 学長は、入学を許可した者について、出願、選考または入学手続において虚偽または不正の事実があったことが判明したときは、入学の許可を取り消すことがある。

(編入学の資格)

第25条 本大学に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。

- (1) 専門職短期大学を卒業した者、前期課程および後期課程に区分している専門職大学の前期課程を修了した者、または短期大学（外国の短期大学、我が国における、外国の短期大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（短期大学相当）日本校）を含む。）を卒業した者
- (2) 高等専門学校を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上であるものに限る。）を修了した者

(転入学の資格)

第26条 本大学に転入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。

- (1) 2年次
大学または専門職大学（外国の大学を含む。）に1年以上在学し、30単位以上修得した者
- (2) 3年次
大学または専門職大学（外国の大学を含む。）に2年以上在学し、60単位以上修得した者

(学士入学の資格)

第27条 本大学に学士入学することのできる者は、学士の学位を有する者でなければならない。

- 2 本大学の卒業生が卒業学部その他学科等へ入学を志願するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを許可することがある。

(再入学の資格)

第28条 本大学に再入学することのできる者は、本大学を退学または除籍となった者で、退学または除籍となった学期の最終日の翌日から起算して2年以内のものとする。ただし、第18条に規定する在学年限を超えて除籍となった者および第57条第1項により退学とな

った者は、再入学することはできない。

(編入学、転入学、学士入学、再入学の在学年数)

第29条 編入学、転入学、学士入学および再入学を許可された者の入学年次および在学すべき年数については、教授会の議を経て、学部長が決定する。

(編入学等の出願、入学者選考、入学手続および入学許可)

第30条 編入学、転入学、学士入学および再入学の場合には、第20条および第22条から第24条までの規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、再入学の検定料は徴収しない。

第3節 教育課程および履修方法等

(教育課程の編成方針)

第31条 本大学は、学部および学科等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成にあたっては、各学部および学科に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮する。

(資格課程)

第31条の2 教育職員免許状を得るための資格、学芸員、図書館司書または学校図書館司書教諭他の資格を得ようとする者のために、特に指定する資格課程を置く。

(授業科目)

第32条 授業科目は、各学部則に定める科目区分に分類して配置する。

2 授業科目は、必修科目、選択科目および自由科目に分け、各年次に配当して編成する。

(授業科目の担当者の決定)

第32条の2 授業科目の担当者は、科目適合性を配慮し、教授会の議を経て学部長が決定する。

(授業の方法)

第33条 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用により行う。

2 教授会が必要と認めた場合には、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業方法により修得する単位数は60単位を超えてはならない。

4 教授会が必要と認めた場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎および附属施設以外の場所（外国を含む）で行うことができる。

(単位計算方法)

第34条 各授業科目の単位数は、1単位あたり45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第33条第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果および授業時間外に必要な学習等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で次の基準により1単位と計算するものとする。

(1) 講義および演習については、教授会の定めるところにより毎週1時間から2時間までの範囲で、14週の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習および実技については、教授会の定めるところにより毎週2時間から3時間までの範囲で、14週の授業をもって1単位とする。

(3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じて、前2号に規定する基準を考慮して、教授会の定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、当該教授会が単位数を定めることができる。

(授業期間)

第35条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の授業は、学期ごとに14週にわたる期間を単位として行う。ただし、教授会が必要と認めた場合には、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(成績)

第35条の2 授業科目の成績評価は、A+、A、B、C、PまたはFで行い、A+、A、B、CおよびPを合格、Fを不合格とする。

2 前項の成績評価は、A+は100点法では90点以上、Aは同80点台、Bは同70点台、Cは同60点台およびFは同60点未満とし、Pは特定科目における合格とする。

3 前2項は、他学部の授業科目を履修した場合および入学する前に本大学の科目等履修生制度により授業科目を修得した単位を認定する場合についても適用する。

4 第1項および第3項にかかわらず、他大学等において修得した単位を認定する場合は、Tとする。

(単位の授与)

第36条 授業科目を履修し、授業科目ごとに実施する試験その他の教授会が定める適切な

方法により学修の成果を評価して所定の単位を与える。

- 2 授与または認定した単位の取消しは、行わない。ただし、教学委員会の議を経て教授会で承認した場合は、この限りでない。

(登録上限単位数)

第36条の2 学生が1年間または1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部則で定める。

(自由科目)

第36条の3 自由科目の単位数は、卒業に必要な単位数に算入しない。

(他学部の授業科目の履修等)

第36条の4 教授会が教育上有益と認めるときは、学生に本大学の他学部の授業科目を履修させることができる。

(他大学等における授業科目の履修等)

第37条 教授会が教育上有益と認めるときは、他の大学、専門職大学、短期大学または専門職短期大学との協議にもとづき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、60単位を超えない範囲で本大学における卒業に必要な単位として認めることができる。

- 3 前2項の規定は、学生が、外国の大学または短期大学（専門職大学または専門職短期大学に相当する外国の大学を含む。）に留学する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第38条 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項および第2項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えてはならない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第39条 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学、専門職大学、短期大学または専門職短期大学（いずれも外国の大学または外国の短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生制度により修得した単位を含む。）を、本大学に入学した後における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学、転入学、学士入学および再入学の場合を除き、30単位を上限とし、第37条第1項および第2項ならびに前条第1項の規定により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えてはならない。

(単位認定等の権限)

第40条 第36条および第36条の4から第39条にもとづく単位授与または単位認定は、教授会の議を経て学部長が決定する。

(編入学、転入学および学士入学の単位認定)

第41条 編入学者、転入学者または学士入学者にあつては、第39条の規定により、入学以前の大学等において修得した単位のうち、2年次入学者にあつては30単位、3年次入学者にあつては62単位を超えない範囲で、本大学において履修し、修得したものとみなすことができる。

- 2 前項にかかわらず、理工学部および情報理工学部の2年次入学者にあつては34単位、3年次入学者にあつては70単位、理工学部の外国の大学との特別プログラムにおいて大学教育の学部2年次課程を修了し3年次に転入学した者にあつては92単位を上限とすることができる。
- 3 第1項にかかわらず、薬学部の2年次入学者にあつては50単位、3年次入学者にあつては90単位を上限とすることができる。
- 4 第1項にかかわらず、生命科学部の2年次入学者にあつては42単位、3年次入学者にあつては78単位を上限とすることができる。
- 5 教授会が認めたときは、編入学、転入学または学士入学以前の大学等において修得した教職課程科目、学芸員に関する科目ならびに社会福祉士指定科目の単位を本大学において履修し、修得したものとみなすことができる。この場合、卒業に必要な単位として算入されない科目については前4項に規定する上限を超えて単位を認定することができる。

(転籍の単位認定)

第42条 転籍者にあつては、前条の規定を準用する。ただし、同一の学部内の転籍者については、前条第1項に規定する上限を超えて単位を与えることができる。

第43条 削除

第44条 削除

(学部則)

第45条 この節に定めるものの他、授業科目の種類および単位数、履修方法、卒業に必要な単位数ならびに単位認定等については、各学部則に定める。

第4節 休学、復学、転学、転籍、留学、国内交流派遣、退学および除籍

(休学)

第46条 病気その他やむを得ない理由により継続して2か月以上就学することができない者は、休学を願い出ることができる。

2 休学を願い出た者に対して、学長が休学を許可することがある。

3 学長は、病気のため就学することが適当でないと認められる者に対して、休学を命ずることができる。

4 休学期間は、継続して2年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、その期間を延長して許可することがある。

5 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

6 前項にかかわらず、第1項の願い出の理由が、学長が決定した緊急災害による場合は、休学期間は前項の通算3年に含めない。

7 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第47条 休学している者が復学を願い出たときは、学長が復学を許可することがある。

(他大学への転学)

第48条 本大学の学生が他の大学または専門職大学に転学を志願する場合は、学長がこれを許可することがある。

(転籍)

第49条 本大学の学生で、第4条に定める他の学部、学科または専攻等に転籍を志願する者については、選考のうえ、転籍元の教授会および転籍先の教授会の議を経て、2年次または3年次の学年始めの転籍を学長が許可することがある。

2 前項に定める転籍のほか、国際関係学部アメリカン大学・立命館大学国際連携学科の学生で、国際関係学部教授会が定める事由により国際関係学科に転籍を志願する者については、国際関係学部教授会の議を経て学期ごとの転籍を学長が許可することがある。ただし、入学後1学期間の在学を経た者に限る。

3 転籍は、年次を下げてこれを許可しない。

4 前項にかかわらず、理工学部、情報理工学部、薬学部および生命科学部の3年次へ転籍

を志願する者については、単位修得状況により2年次への転籍を許可することがある。

(留学)

第50条 留学とは、外国の大学、短期大学およびそれらに相当する高等教育機関で、協定または合意にもとづき、1学期相当以上にわたり正規の授業科目を履修することをいう。

2 留学を志願する者に対して、教育上有益と認めるときは、学長が留学を許可することがある。

3 留学期間は、在学期間に算入する。

(国内交流派遣)

第51条 国内交流派遣とは、国内の大学および短期大学との協定にもとづき、1学期相当以上にわたり当該大学等の正規の授業科目を履修するために派遣することをいう。

2 国内交流派遣を志願する者に対して、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学部長が国内交流派遣を許可することがある。

3 国内交流派遣期間は、在学期間に算入する。

(退学)

第52条 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

(1) 授業料、在籍料または特別在学料を納めない者

(2) 第18条に規定する在学年限を超えた者

(3) 第46条第5項に規定する休学期間を超えてなお復学しない者

(4) 休学期間終了日までに所定の手続をとらなかった者

(5) 薬学部薬学科に在学する者で、同一年次において、再度進級条件を満たさなかったもの

(6) 死亡した者

(手続)

第53条の2 この節に定めるもののほか、休学、復学、転籍、留学、国内交流派遣、退学および除籍に関する手続は、立命館大学学籍に関する規程に定める。

第5節 卒業および学位

(卒業の認定)

第54条 第17条に規定する修業年限以上在学し、学部則に定める卒業に必要な単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書・学位記を授与す

る。

- 2 薬学部薬学科を除き本大学に3年以上在学したものが、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと教授会が認める場合には、前項の規定にかかわらず、学長が卒業を認定することができる。

(学位)

第55条 学位および学位の授与に関する事項については、立命館大学学位規程に定める。

第6節 賞罰

(表彰)

第56条 学生として表彰に価する行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第57条 本大学の規定に違反し、学生の本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、退学、停学および戒告とする。
- 3 停学期間は、在学期間に算入し、修業年限に算入しない。ただし、停学期間が3か月以内の場合には、修業年限に算入することができる。
- 4 懲戒に関する事項は、立命館大学学生懲戒規程に定める。

第7節 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生および外国人留学生

(科目等履修生)

第58条 本大学の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て、学部長が科目等履修生として許可することがある。

- 2 科目等履修生に関する事項は、立命館大学科目等履修生規程に定める。

(聴講生)

第59条 本大学の授業科目の聴講を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て、学部長が聴講生として許可することがある。

- 2 聴講生に関する事項は、立命館大学聴講生規程に定める。

(特別聴講学生)

第60条 他の大学または短期大学（外国の大学等を含む。）との協定等にもとづき、本大学の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て、学部長が特別聴講学生として許可することがある。

- 2 特別聴講学生に関する事項は、立命館大学特別聴講学生規程に定める。

(外国人留学生)

第61条 大学教育を受ける目的をもって入国し、本大学に入学した外国人で正規課程に在籍するものを外国人留学生とする。

第8節 授業料等納付金および手数料

第62条 削除

(入学検定料)

第62条の2 入学検定料は、納付金等別表1のとおりとする。

(入学金)

第62条の3 入学する者は、納付金等別表2に定める入学金を納めなければならない。

(授業料)

第62条の4 学生は、在籍する学部、学科および専攻ならびに年次に応じて、春学期授業料および秋学期授業料を学期ごとに納めなければならない。ただし、9月に入学した者の授業料は、春学期授業料を第15条第2項に定める秋学期の授業料とし、秋学期授業料を同春学期の授業料とする。

2 前項の授業料は、納付金等別表3—1—1および納付金等別表3—1—2のとおりとする。

3 前項にかかわらず、在学期間が修業年限を超える者において当該学期に成績評価する授業科目の受講登録単位数および第37条第2項にもとづき卒業に必要な単位として認定する単位数の合計が8単位以下である学期の授業料は、納付金等別表3—1—1および納付金等別表3—1—2に定める授業料の2分の1とする。

4 前2項にかかわらず、第19条の規定により長期にわたる教育課程の履修を許可された者（以下「長期履修生」という。）の授業料は、別に定める1単位あたりの授業料に当該学期の受講登録単位数を乗じた額とする。

(実習費)

第62条の5 特定の科目または課程を履修する者は、立命館大学学費等の納付に関する規程に定める実習費を納めなければならない。

(在籍料)

第62条の6 休学中の者は、当該期間中（休学を開始した学期を含む。）は、授業料に代えて納付金等別表4—1に定める在籍料を学期ごとに納めなければならない。

(特別在学料)

第62条の7 他大学との協定にもとづく学位取得プログラムにおいて本大学から当該他大学に留学している者であって、当該他大学に対する学費の納付を要するものは、当該期間

中は、授業料に代えて納付金等別表 4—2 に定める特別在学料を学期ごとに納めなければならない。ただし、同プログラムにより本大学に入学または転入学した者については、この限りでない。

第63条 削除

(科目等履修料等)

第64条 科目等履修生に許可された者は、科目等履修生登録料を所定の期日までに納めなければならない。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、科目等履修生登録料を徴収しない。

(1) 本大学の大学院学生が履修する場合（第31条の2に定める教育職員免許状を得るための資格課程の授業科目であって、所属する研究科において設置していない資格課程の授業科目を履修する場合を除く。）

(2) Study in Kansai Programを履修する場合

(3) 大学その他の団体との間で協定等により不徴収について合意している場合

3 科目等履修生は、納付金等別表 5—1 に定める科目等履修料を所定の期日までに納めなければならない。

4 前項にかかわらず、第2項第1号または同第3号に該当する場合は、科目等履修料を徴収しない。

(聴講料等)

第64条の2 聴講生に許可された者は、聴講生登録料を所定の期日までに納めなければならない。

2 聴講生は、納付金等別表 5—2 に定める聴講料を所定の期日までに納めなければならない。

3 前2項にかかわらず、大学その他の団体との間で協定等により合意している場合は、聴講生登録料および聴講料を徴収しない。

(手数料の金額等)

第64条の3 科目等履修生登録料および聴講生登録料の金額および納付に関する事項は、立命館大学手数料規程に定める。

(特別履修料)

第64条の4 特別聴講学生は、納付金等別表 5—3 に定める特別履修料を所定の期日までに納めなければならない。

- 2 前項にかかわらず、大学その他の団体との間で協定等により合意している場合は、特別履修料を徴収しない。

第65条 削除

(納付金等の減免)

第65条の2 第22条、第62条の3、第62条の4、第62条の6および第62条の7にかかわらず、入学検定料、入学金、授業料、在籍料および特別在学料の一部または全額を免除することがある。

- 2 前項については、非常災害時による修学困難者に対する立命館大学学費減免規程、立命館大学外国人留学生授業料減免規程および立命館大学災害救助法適用地域の受験生に対する入学検定料免除規程に定める。

(納付金等の納付)

第66条 入学検定料、入学金、授業料、実習費、在籍料、特別在学料、科目等履修料、聴講料および特別履修料の納付に関する事項は、立命館大学学費等の納付に関する規程に定める。

第67条 削除

(納付金等の返還)

第68条 既に納めた入学検定料、入学金、授業料、実習費、在籍料、特別在学料、科目等履修料、聴講料および特別履修料は、返還しない。

- 2 前項にかかわらず、次の期日までに入学辞退を願い出た場合は、既に納めた授業料に限り返還する。

(1) 4月入学予定者 入学予定の前年度3月31日まで

(2) 9月入学予定者 入学予定の当年度9月25日まで

- 3 第1項にかかわらず、9月25日までに退学または除籍となった場合は、当年度の秋学期以降の授業料に相当する既納額を、3月31日までに退学または除籍となった場合は、次年度の春学期以降の授業料に相当する既納額を返還する。

- 4 第1項にかかわらず、長期履修生、科目等履修生または聴講生が春学期に秋学期分を含む授業料、科目等履修料または聴講料を納め、秋学期の受講登録において秋学期の受講科目を取り消した場合は、取り消した科目数に相当する既納額を返還する。

第68条の2 削除

第9節 奨学制度および学費貸与制度

(奨学制度)

第69条 本大学に、奨学制度および学費貸与制度を設ける。

2 奨学制度および学費貸与制度に関する事項は、各規程に定める。

第10節 国際連携学科

(国際連携学科について定める事項)

第69条の2 第45条に定めるもののほか、第4条第1項のアメリカン大学・立命館大学国際連携学科に係る次の各号に掲げる事項については、第15条、第16条、第20条、第22条、第23条、第35条の2、第46条、第53条、第57条、第62条の2、第62条の3、第62条の4、第62条の6、第65条の2、第66条および第68条にかかわらず、別に定める。

- (1) 学年および学期
- (2) 休業日
- (3) 入学の時期
- (4) 入学の出願
- (5) 入学者の選考
- (6) 成績
- (7) 休学
- (8) 除籍
- (9) 懲戒
- (10) 入学検定料
- (11) 入学金
- (12) 授業料
- (13) 在籍料
- (14) 納付金等の減免
- (15) 納付金等の納付
- (16) 納付金等の返還
- (17) その他国際連携学科に関する事項

第3章 公開講座

(公開講座)

第70条 本大学の教育研究を広く社会に開放し、地域社会の教育文化の向上に資するため、本大学に公開講座を開設する。

第4章 国際寮

(国際寮)

第70条の2 本大学に、国際寮を置く。

2 国際寮に関する事項は、各施設の規程に定める。

第5章 改廃および細則

(変更)

第71条 この学則の変更は、教授会、大学協議会および常任理事会の議を経て、理事会が決定する。ただし、一部の学部または研究科のみに関する変更については、他の学部および研究科の教授会の議を経ることを要しない。

(細則)

第72条 この学則の施行に関する細則その他必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

本学則は、昭和23年4月1日からこれを実施する。

附 則（理工学部増設に伴う改正昭和24年2月21日認可）

本学則は、昭和24年4月1日から施行する。

附 則（文学部専攻増設昭和25年3月1日認可および大学院設置昭和25年3月14日認可等に伴う改正）

本学則は、昭和25年4月1日から施行する。

附 則（例規登録）

本学則は、昭和26年4月1日から施行する。

附 則（大学院研究科専攻増設に伴う改正昭和27年3月31日認可）

本学則は、昭和27年4月1日から施行する。

附 則（経済学部学科増設昭和28年1月31日認可および大学院専攻増設昭和28年3月31日認可等に伴う改正）

本学則は、昭和28年4月1日から施行する。

附 則（大学院学則を分離したことに伴う改正）

本学則は、昭和29年4月1日から施行する。

附 則（字句その他整備および一部改正）

本学則は、昭和31年11月30日から施行する。

附 則（文学部専攻増設昭和32年3月22日認可および経済学部規定、文学部規定および聴講生規定中一部改正）

本学則は、昭和33年2月1日から施行する。

附 則（法学部規定、外国人学生規定中一部改正）

本学則は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則（法学部・経済学部定員変更ならびに総則および文学部規定中一部改正）

この学則は、昭和34年4月1日から適用する。

附 則（総則、経済学部規定および文学部規定中一部改正）

この学則は、昭和35年4月1日から適用する。

附 則（教授会および大学協議会規定の整備に伴う改正）

この学則は、昭和35年9月1日からこれを適用する。

附 則（文学部規定および理工学部規定中一部改正）

この学則は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則（経営学部増設に伴う改正昭和37年1月20日認可）

この学則は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則（二部改組ならびに文学部および教員養成課程学則一部変更に伴う改正）

この学則は、昭和38年4月1日から適用する。

附 則（経営学部二部増設および各学部科目増設変更に伴う改正）

この学則は、昭和39年4月1日から適用する。

附 則（産業社会学部増設に伴う改正および各学部科目変更に伴う改正）

この学則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（各学部規定のうち二部の随意外国語科目増設および二部文学部履修規定変更に伴う改正）

この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年8月22日転部制度廃止に伴う改正）

この学則は、昭和43年4月1日から適用する。但し、昭和42年度以前入学者の転部は改正前の学則による。

附 則（法学部および経営学部専門科目ならびに文学部学芸員科目を置くことの改正）

この学則は、昭和43年4月1日から適用する。

附 則（文学部専門科目及び二部法・経済・経営・文各学部科目変更に伴う改正）

この学則は、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和44年10月24日教授会民主化の制度化に伴う改正）

この学則は、昭和44年10月1日から適用する。ただし、第11条第2項については昭和44年11月1日から施行する。

附 則（昭和45年3月6日二部法・経済・文学部専門科目の一部改正）

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年4月10日経済・経営・文・理工学部規定中科目等の改正）

この学則は、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（昭和46年6月26日成績表示方法の改訂に伴う改正）

この学則は、昭和46年4月1日から適用する。但し、昭和42年度以前入学者は改正前の学則による。

附 則（法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、文学部ならびに理工学部の履修科目の整理と単位数の変更および外国語の単位数増に伴う改正）

この学則は、昭和46年4月1日から適用する。ただし、第32条、第33条、第39条、第40条、第46条および第47条は昭和44年度入学生から、また、第57条は昭和45年度入学生から、それぞれ適用する。

附 則（二部理工学部の専門科目中の一部改正）

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（経済学部、二部文学部専門科目等の一部改正）

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。ただし、第60条(4)ロ、化学科の履修科目は、昭和48年度入学生から適用する。

附 則（学部の学科の名称及び収容定員の一部改正）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（法学部、経済学部、経営学部一部の教職に関する専門科目の一部改正）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（法学部、経済学部、経営学部、文学部二部の専門科目中共通専門科目の一部改正）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（文学部二部の専門科目中固有専門科目の一部改正）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（理工学部一部の外国語科目中一部改正）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（理工学部一部専門科目中一部改正）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（理工学部一部の教科及び教職に関する専門科目の一部改正）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年1月14日法学部一部の一般教育科目の一部改正）

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年1月14日産業社会学部の専門科目の特殊講義の科目表示及び単位数の一部改正）

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、昭和50年度入学者から適用する。

附 則（昭和52年1月28日経済学部一部の専門科目の一部改正）

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、昭和52年度1回生から適用する。

附 則（昭和52年3月25日法、経済、経営、文学部二部の一般教育、外国語、専門科目及び文学部二部の教職科目の一部改正）

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年11月12日経営学部一部専門科目の一部改正）

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年1月20日法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、文学部一部の「外国語」随意科目の名称統一に伴う改正）

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年1月20日理工学部一部、数学物理学科、化学科、専門科目中の単位数一部変更に伴う改正）

この学則は、昭和52年12月23日より適用する。

附 則（昭和53年1月20日理工学部、機械工学科のカリキュラム改訂に伴う改正）
この学則は、昭和53年4月1日より施行する。

附 則（昭和53年1月20日法学部、経済学部、経営学部、文学部二部の一般教育科目、外国語、共通専門科目、固有専門科目の一部変更に伴う改正）
この学則は、昭和53年4月1日より施行する。

附 則（昭和53年3月10日理工学部二部のカリキュラム改訂に伴う改正）
この学則は、昭和53年4月1日より施行する。

附 則（昭和53年10月13日理工学部二部の随意外国語の一部改正）
この学則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、昭和53年度以前の入学者にも適用する。

附 則（昭和53年11月10日産業社会学部のカリキュラム改訂に伴う改正）
この学則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、昭和54年度1回生から適用する。

附 則（昭和53年12月8日理工学部一部の随意外国語の一部改正）
この学則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、昭和53年度以前の入学者にも適用する。

附 則（昭和54年1月26日理工学部一部化学科専門科目の一部改正）
この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月23日文学部一部の専門科目履修に関する一部改正）
この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月23日理工学部二部の外国語および教職科目の一部改正）
この学則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、昭和53年度入学者から適用する。

附 則（昭和54年11月30日法学部一部の一般教育科目の特殊講義の単位数の改正および経済学部、経営学部、文学部、理工学部の一部の一般教育科目に特殊講義設置に伴う改正）
この学則は、昭和55年4月1日より施行する。ただし、昭和54年度以前の入学者にも適用する。

附 則（昭和54年11月30日第49条産業社会学部一般教育科目中、特殊講義の適用回生については、昭和53年度以前の入学者にも適用することに改める改正）
この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年2月8日経済学部一部の一般教育および専門科目の一部改正及び理工学部一部数学物理学科の専門科目の一部改正）

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月14日法・経済・理工学部の一部の専門科目並びに理工学部一部数学物理学科・化学科の専門科目の一部改正）

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、経済学部規定の改正については昭和55年度在学生より適用する。

附 則（昭和55年4月11日法学部一部の専門科目、教職専門科目並びに文学部一部地理学科の専門科目の一部改正）

この学則は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和55年5月16日休業日に関する改正）

この学則は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和55年10月17日教職に関する専門科目、教育心理学、青年心理学の独立開設と条文の表現の統一及び科目名の統一と配列の一部改正）

この学則は、昭和56年4月1日より施行する。ただし、昭和55年以前の入学者にも適用する。

附 則（昭和56年3月13日経営学部一部の専門科目履修単位数、理工学部一部数学物理学科並びに電気工学科専門科目増設、理工学部二部の専門科目単位数変更に伴う一部改正）

この学則は、昭和56年4月1日より施行する。ただし、第60条(3)数学物理学科規程については昭和56年度在学生にも適用する。

附 則（1981年3月27日法、文学部一部の専門科目の一部改正）

この学則は、1981年4月1日から施行する。

附 則（1982年2月26日副学長の設置、経済学部一部の他学部受講科目の認定、理工学部一部機械工学科および土木工学科のカリキュラム変更、産業社会学部一部・理工学部一部および二部5学部の随意外国語科目の変更に伴う改正）

この学則は、1982年4月1日から施行する。ただし、第32条(2)、第39条(2)、第46条(2)、第49条(2)、第56条(2)、第60条(2)および第63条(2)の随意外国語規定については1982年度在学生にも適用する。

附 則（1982年3月26日各学部の学士号を得るための一般教育科目の要件の一部改正）

この学則は、1982年4月1日から施行する。ただし、1981年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1982年6月11日日本大学において取得できる教育職員免許状の種類および教科の明記等に伴う一部改正）

この学則は、1982年4月1日から適用する。

附 則（1983年2月25日理工学部化学科、工業化学課程選択科目の変更に伴う改正）

この学則は、1983年4月1日から施行し、同年度入学の者より適用する。

附 則（1983年10月14日法学部一部の第二外国語科目増設に伴う一部改正）

この学則は、1984年4月1日から施行する。

附 則（1983年12月9日文学部一部の専門科目名変更および履修規程の一部改正）

この学則は、1984年4月1日から施行する。

附 則（1984年1月27日法学部、経済学部、経営学部、文学部、理工学部二部の教学改革に伴うカリキュラム改正）

この学則は、1984年4月1日より施行する。ただし、1983年度以前の入学者にも適用するが、入学年度による適用範囲については別に定める。

附 則（1984年3月23日法学部、経済学部、経営学部、文学部、理工学部二部の外国語科目の一部改正）

この学則は、1984年4月1日より施行する。ただし、1983年度以前の入学者にも適用するが、入学年度による適用範囲については別に定める。

附 則（1984年3月23日理工学部二部の専門科目の一部改正）

この学則は、1984年4月1日から施行する。ただし、1983年度以前の入学者にも適用するが、入学年度による適用範囲については別に定める。

附 則（1984年3月23日理工学部二部の専門科目の一部改正）

この学則は、1984年4月1日から施行し、1983年度以前の入学者に適用する。

附 則（1984年4月27日法学部一部の外国語・クラス選択制の実施に伴う改正）

この学則は、1984年4月1日より適用し、1984年度入学の者より適用する。

附 則（1984年4月27日経済学部一部専門科目の一部改正）

この学則は、1984年度入学者より適用する。ただし、「演習Ⅰ（4単位）」、「演習Ⅱ・卒業論文（8単位）」は、1982年度入学者より適用する。

附 則（1984年4月27日法・経済・経営・産業社会・文学部一部の随意外国語の単位の表現の変更および経済学部一部の随意外国語にスペイン語を、理工学部一部の随意外国語に露語を新設することに伴う改正）

この学則は、1984年4月1日から適用する。ただし、1983年度以前の入学者にも適用す

る。

附 則（1984年6月8日収容定員の一部改正）

この学則は、1985年4月1日から施行する。

附 則（1984年10月22日入学資格に関する一部改正）

この学則は、1985年度入学試験より適用する。

附 則（1985年1月25日収容定員の一部改正）

この学則は、1985年4月1日から施行する。

附 則（1985年1月25日教職に関する専門科目の一部改正）

この学則は、1985年4月1日より施行し、1984年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1985年2月22日理工学部一部数学物理学科の専門科目の一部改正）

この学則は、1985年4月1日より施行する。ただし、数学課程は1983年度入学者より適用する。物理学課程は、1984年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1985年2月22日理工学部一部機械工学科の専門科目の一部改正）

この学則は、1985年4月1日より施行する。

附 則（1985年3月8日理工学部一部数学物理学科の専門科目の一部改正）

この学則は、1985年4月1日より施行する。ただし、数学課程は1983年度入学者より適用する。物理学課程は、1984年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1985年3月8日理工学部一部機械工学科の専門科目の一部改正）

この学則は、1985年4月1日より施行する。

附 則（1985年3月22日法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、文学部、理工学部一部の一般教育科目および保健体育科目の改正、経済学部一部の専門科目の一部改正、産業社会学部の他学部受講の規定化ならびに字句の整合）

この学則は、1985年4月1日から施行する。ただし、経済学部一部の「統計学」、産業社会学部の「比較社会論」、保健体育科目の改正を除いて1984年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1986年2月28日経済学部一部の専門科目の一部改正）

この学則は、1986年度入学者より適用する。

附 則（1986年2月28日経営学部一部の専門科目の一部改正）

この学則は、1986年度4月1日から施行し、1985年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1986年2月28日理工学部一部の専門科目の一部改正）

この学則は、1986年4月1日より施行する。

附 則（1986年2月28日法・経済・経営学部二部の学科目変更）

この学則は、1986年4月1日から施行する。ただし、1985年度以前の入学者については、改正前の科目名に読替えるものとする。

附 則（1986年2月28日外国人留学生の外国語科目履修に関する改正）

この規程は、1986年4月1日から適用する。ただし、1985年度以前の入学生にも適用する。

附 則（1986年3月28日学年暦、除籍制度変更に伴う改正）

この学則は、1986年4月1日から施行する。

附 則（1986年3月28日法・経済・経営・産業社会・文・理工学部的一般教育科目の一部改正）

この学則は、1986年4月1日より施行し、1985年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1986年4月11日専任講師制度設置に伴う改正）

この学則は、1986年4月11日から施行する。

附 則（1986年5月30日理工学部一部数学物理学学科数学課程カリキュラム改訂に伴う改正）

この学則は、1986年4月1日から適用する。

附 則（1986年5月30日外国人留学生の受入れおよび本学学生の外国留学を促進する政策の具体化に伴う改正）

この学則は、1986年4月1日から適用する。

附 則（1986年5月30日現行学則が一般教育等を全学一括で実施していることと整合していないので、関係条文を整備するための改正）

この学則は、1986年4月1日から適用する。

附 則（1986年6月13日「外国人留学生の既修得単位の取り扱いに関する規程」を新設することに伴う改正）

この学則は、1986年4月1日から適用する。

附 則（1986年12月23日文部省認可理工学部一部情報工学科設置に伴う改正）

この学則は、1987年4月1日から施行する。

附 則（1986年12月23日文部省認可期間を付した学生定員増申請に伴う改正）

この学則は、1987年4月1日から施行する。ただし、第16条の規定にかかわらず、1987年度から1995年度までの間の毎年入学収容定員は次のとおりとする。

学部または学科の種別	毎年入学収容定員
------------	----------

	第1部	第2部
法学部法学科	650	200
経済学部経済学科	650	200
経営学部経営学科	650	200
産業社会学部産業社会学科	700	
文学部	哲学科	120
	文学科	290
	史学科	200
	地理学科	90
	人文学科	150
	計	700
理工学部	数学物理学科	90
	化学科	100
	電気工学科	80
	機械工学科	80
	土木工学科	100
	情報工学科	80
	基礎工学科	100
	計	530
		100
合計	3880	850

附 則（1986年12月23日 文部省認可理工学部第一部情報工学科設置申請補正に伴う改正）

この学則は、1987年4月1日から施行する。

附 則（1987年2月13日 理事会議案63号による第4条の変更）

この学則は、1987年4月1日から施行する。

附 則（1987年2月13日 理事会議案63号による第29条の変更）

この学則は、1987年4月1日から施行する。ただし、1986年度以前の入学生にも適用する。

附 則（1987年2月13日 理事会議案63号による第36条および第37条の変更）

この学則は、1987年4月1日から施行する。ただし、第36条については1986年度以前の

入学生にも適用する。第37条第4項のロについては1985年度および1986年度入学生にも適用する。

附 則（1987年2月13日理事会議案63号による第43条、第44条および第45条の変更）

この学則は、1987年4月1日から施行する。ただし、「最適化理論」「多国籍企業論」「国際比較経営論」「国際マーケティング論」「貿易商社論」は経営学系列、「会計情報システム論」は会計学系列、「国際産業論」は産業・商学系列、「国際取引法」は法学系列の開設科目として、1986年度以前の入学生にも適用する。第44条第4項のニもまた同じ。

附 則（1987年2月13日理事会議案63号による第49条および第50条の変更）

この学則は、1987年4月1日から施行する。

附 則（1987年2月13日理事会議案63号による第53条、第54条および第55条の変更）

この学則は、1987年4月1日から施行する。ただし、「外国文化（講読）」「比較思想」「現代思想」は哲学専攻、「外国文化（講読）」は心理学専攻、「外国文化（講読）」「現代文学論」「日本文化論」は日本文学専攻、「外国文化（講読）」は中国文学専攻、「外国文化（講読）」は英米文学専攻、「外国文化（講読）」「文化交流史」「比較社会史」は日本史学専攻、「外国文化（講読）」「文化交流史」「比較社会史」は東洋史学専攻、「外国文化（講読）」「文化交流史」「比較社会史」は西洋史学専攻、「外国文化（講読）」「比較地誌学」は地理学専攻の開設科目として、1986年度以前の入学生にも適用する。第54条第4項もまた同じ。

附 則（1987年9月18日理事会議案第26号による第19条の3の変更）

この学則は、1988年4月1日から施行する。

附 則（1987年9月18日理事会議案第26号による第16条及び期間を付した入学収容定員に関する附則の変更）

この学則は、1988年4月1日から施行する。ただし、本則第16条の規定にかかわらず、理工学部（第1部）電気工学科、機械工学科以外の学部、学科の1988年度から1995年度までの間の入学収容定員及び理工学部（第1部）電気工学科、機械工学科の1988年度から1996年度までの間の入学収容定員は、次のとおりとする。

学部または学科の種類	毎年入学収容定員	
	第一部	第二部
法学部法学科	600	200
経済学部経済学科	600	200
経営学部経営学科	630	200

産業社会学部産業社会学科		700	
文学部	哲学科	120	
	文学科	290	
	史学科	200	
	地理学科	90	
	人文学科		150
	計	700	150
理工学部	数学物理学科	90	
	化学科	100	
	電気工学科	100	
	機械工学科	100	
	土木工学科	100	
	情報工学科	80	
	基礎工学科		100
	計	570	100
国際関係学部国際関係学科		160	
合計		3,960	850

附 則（1987年12月18日理事会議案第42号による第19条の2、第29条、第30条、第36条、第37条、第60条及び第61条の変更）

この学則は、1988年4月1日から施行する。

附 則（1987年12月18日理事会議案第42号による第43条、第44条及び第45条の変更）

この学則は、1988年4月1日から施行する。ただし、「国際貿易論」は1987年度入学生は国際産業流通コース科目として、「途上国経済論」は経済学系列科目として1987年度以前の入学生にも適用する。

附 則（1987年12月18日理事会議案第42号による第50条の変更）

この学則は、1988年4月1日から施行する。ただし、1987年度入学生より適用する。

附 則（1987年12月18日理事会議案第42号による第53条、第54条および第55条の変更）

この学則は、1988年4月1日より施行する。ただし、第53条については1987年度の入学者にも、また第55条については1987年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1988年1月22日理事会議案第47号による第19条の2、第32条、第33条、第39条、第40条、第46条、第47条、第56条、第57条、第63条及び第64条の変更）

この学則は、1988年4月1日より施行する。ただし、1987年度以前の入学者にもその一部を適用することとし、その適用範囲については別に定める。

附 則（1988年2月12日理事会議案第52号。1987年12月23日文部省認可国際関係学部国際関係学科設置に伴う変更）

この学則は1988年4月1日から施行する。ただし、本則第16条の規定にかかわらず1988年度から期間を付した入学収容定員を定めたものを、1988年度から国際関係学部の入学収容定員を加えたものとして、次のとおりとする。

学部または学科の種類		毎年入学収容定員	
		第一部	第二部
法学部法学科		600	200
経済学部経済学科		600	200
経営学部経営学科		630	200
産業社会学部産業社会学科		700	
文学部	哲学科	120	
	文学科	290	
	史学科	200	
	地理学科	90	
	人文学科		150
	計	700	150
理工学部	数学物理学科	90	
	化学科	100	
	電気工学科	100	
	機械工学科	100	
	土木工学科	100	
	情報工学科	80	
	基礎工学科		100
	計	570	100
国際関係学部国際関係学科		160	

合計	3,960	850
----	-------	-----

附 則（1988年3月30日理事会議案第77号による第33条、第40条、第47条、第56条及び第64条の変更）

この学則は、1988年4月1日から施行する。

附 則（1988年7月22日理事会議案第28号及び1988年12月22日文部省認可による第16条及び期間を付した入学収容定員に関する附則の変更）

この学則は、1989年4月1日から施行する。ただし、本則第16条の規程にかかわらず、入学収容定員は、次のとおりとする。

学部または学科の種類		1989年度から毎年入学収容定員		第一部の期間付き入学定員（入学収容定員の内数）とその期間
		第一部	第二部	
法学部法学科		600	200	1987年度～1995年度 50
経済学部経済学科		600	200	1987年度～1995年度 50
経営学部経営学科		630	200	1987年度～1995年度 50
産業社会学部産業社会学科		650		1987年度～1988年度 100
				1989年度～1995年度 50
文学部	哲学科	120		1987年度～1995年度 30
	文学科	290		1987年度～1995年度 50
	史学科	200		1987年度～1995年度 40
	地理学科	90		—
	人文学科		150	
	計	700	150	
理工学部	数学物理学科	90		1987年度～1995年度 10
	化学科	100		1987年度～1995年度 20
	電気工学科	100		1988年度～1996年度 20
	機械工学科	100		1988年度～1996年度 20
	土木工学科	100		1987年度～1995年度 20
	情報工学科	100		1989年度～1997年度 20
	基礎工学科		100	
	計	590	100	

国際関係学部国際 関係学科	200		1989年度～1997年度 40
合計	3,970	850	

附 則（1988年12月26日副総長制の確立に関わる寄附行為変更認可に伴う学則の一部変更）

この学則は、1988年12月26日から施行する。

附 則（1989年1月27日理工学部第一部数学物理学物理学科物理学課程カリキュラム改訂に伴う変更）

この学則は、1989年4月1日から施行する。

附 則（1989年3月29日産業社会学部のカリキュラム整備に伴う専門科目の一部変更）

この学則は、1989年4月1日より施行する。ただし、1987年度入学生より適用する。

附 則（1989年3月29日第二部一般教育の科目変更に伴う変更）

この学則は、1989年4月1日から施行する。ただし、1988年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1989年7月28日理事会議案第22号及び1989年12月22日文部省認可による期間を付した入学収容定員に関する附則の変更）

この学則は1990年4月1日から施行する。ただし、本則第16条の規定にかかわらず、入学収容定員は、次のとおりとする。

学部または学科の種類	1990年度から毎年入学収容定員		第一部の期間付き入学定員（入学収容定員の内数）とその期間
	第一部	第二部	
法学部法学科	700	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年度 100
経済学部経済学科	700	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年度 100
経営学部経営学科	700	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年度 70
産業社会学部産業 社会学科	750		1987年度～1988年度 100、1990年度～1998年度 100、1989年度～1995年度 50

文学部	哲学科	120		1987年度～1995年度 30
	文学科	290		1987年度～1995年度 50
	史学科	200		1987年度～1995年度 40
	地理学科	90		
	人文学科		150	
	計	700	150	
理工学部	数学物理学科	100		1987年度～1995年度 10、1990年度～1998年度 10
	化学科	110		1987年度～1995年度 20、1990年度～1998年度 10
	電気工学科	110		1988年度～1996年度 20、1990年度～1998年度 10
	機械工学科	110		1988年度～1996年度 20、1990年度～1998年度 10
	土木工学科	110		1987年度～1995年度 20、1990年度～1998年度 10
	情報工学科	110		1989年度～1997年度 20、1990年度～1998年度 10
	基礎工学科		100	
	計	650	100	
国際関係学部国際関係学科		210		1989年度～1997年度 40、1990年度～1998年度 10
合計		4,410	850	

附 則（1989年7月28日「平成元年4月7日」付け文部省高等教育局長通知における学則内容検討依頼への対応、教育職員免許法改定に伴う再課程認定申請及び中学校専修免許状課程認定申請のための免許種別・設置科目の変更、「期間を付した入学定員」受入申請、第一部理工学部数学物理学科及び第一部経営学部におけるカリキュラム改革、条文各項目における表現上の統一に伴う変更）

この学則は、1990年4月1日から施行する。

附 則（1989年10月27日教育職員免許法改定に伴う再課程認定申請免許種別の変更、

産業社会学部での社会福祉士国家試験受験資格取得に関する科目の新設、理工学部第一部数学物理学科、土木工学科におけるカリキュラム改定に伴う変更)

この学則は、1990年4月1日から施行する。

付 則 (1989年12月22日産業社会学部のカリキュラム整備に伴う専門科目の一部変更)

この学則は、1990年4月1日より施行する。ただし、1989年度入学生より適用する。

付 則 (1990年1月26日法学部カリキュラム整備に伴う専門科目一部変更)

この学則は、1990年4月1日から施行する。ただし、1989年度入学者から適用する。

附 則 (1990年1月26日保健体育講義の修得単位を4単位に変更することに伴う一部変更)

この学則は、1990年4月1日から施行する。ただし、1990年度入学生から適用する。

附 則 (1990年3月9日経済学部第一部専門科目中第1類科目の一部変更)

この学則は、1990年4月1日から施行する。ただし、1988年度入学者から適用する。

附 則 (1990年7月27日理事会議案第27号及び1990年12月21日文部省認可による期間を付した入学収容定員に関する附則の変更)

この学則は、1991年4月1日から施行する。ただし、本則第16条の規定にかかわらず、入学収容定員は、次のとおりとする。

学部または学科の種類		1991年度から毎年入学収容定員		第一部の期間付き入学定員（入学収容定員の内数）とその期間
		第一部	第二部	
法学部法学科		700	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年度 100
経済学部経済学科		700	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年度 100
経営学部経営学科		700	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年度 70
産業社会学部産業社会学科		830		1989年度～1995年度 50、1991年度～1999年度 80、1990年度～1998年度 100
文学部	哲学科	120		1987年度～1995年度 30
	文学科	330		1987年度～1995年度 50、1991年度～

部				1999年度 40
	史学科	230		1987年度～1995年度 40、1991年度～1999年度 30
	地理学科	90		
	人文学科		150	
	計	770	150	
理工学部	数学物理学科	100		1987年度～1995年度 10、1990年度～1998年度 10
	化学科	110		1987年度～1995年度 20、1990年度～1998年度 10
	電気工学科	110		1988年度～1996年度 20、1990年度～1998年度 10
	機械工学科	110		1988年度～1996年度 20、1990年度～1998年度 10
	土木工学科	110		1987年度～1995年度 20、1990年度～1998年度 10
	情報工学科	110		1989年度～1997年度 20、1990年度～1998年度 10
	基礎工学科		100	
	計	650	100	
国際関係学部国際関係学科		210		1989年度～1997年度 40、1990年度～1998年度 10
合計		4,560	850	

附 則（1990年7月27日理事会議案第28号②及び1991年2月27日文部省認可による第19条の3、第31条、第34条、第38条、第41条、第45条、第48条、第51条および第55条の変更）

この学則は、1991年4月1日から施行する。ただし、1990年度入学者から適用する。

附 則（1991年1月11日理工学部第一部電気工学科および情報工学科専門科目の一部改正に伴う変更）

この学則は、1991年4月1日から施行する。ただし、電気工学科は1988年度入学者より

適用し、情報工学科は1991年度入学者より適用する。

附 則（1991年1月11日外国留学認定科目に対応するための科目整備）

この学則は、1991年4月1日から施行する。ただし、1990年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1991年1月11日第二部の特修外国語科目の一部改正）

この学則は、1991年4月1日から施行する。ただし、1990年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1991年1月11日理事会議案第42号③及び1991年2月27日文部省認可による第34条、第41条、第48条および第58条の変更）

この学則は、1991年4月1日から施行する。ただし、1990年度入学者から適用する。

附 則（1991年3月8日二部責任体制の改革に伴う変更）

この学則は、1991年4月1日から施行する。

附 則（1991年7月26日理工学部第一部電気工学科の学科名称および一部学科目名・単位数の変更に伴う変更）

この学則は、1992年4月1日から施行する。

（理工学部第一部電気工学科の存続に関する経過措置）

理工学部第一部電気工学科は、改正後の学則の規定にかかわらず1992年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（1991年7月26日理事会議案第22号及び1991年12月20日文部省認可による期間を付した入学収容定員に関する附則の変更）

この学則は、1992年4月1日から施行する。ただし、本則第16条の規定にかかわらず、入学収容定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類	1992年度から毎年 入学収容定員		第一部の期間付き入学定員（入学収容定員の 内数）とその期間
	第一部	第二部	
法学部法学科	750	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年 度 100、1992年度～1999年度 50
経済学部経済学科	750	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年 度 100、1992年度～1999年度 50
経営学部経営学科	750	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年 度 70、1992年度～1999年度 50

産業社会学部産業社会 学科		830		1989年度～1995年度 50、1990年度～1998年 度 100、1991年度～1999年度 80
文学 部	哲学科	120		1987年度～1995年度 30
	文学科	330		1987年度～1995年度 50、1991年度～1999年 度 40
	史学科	230		1987年度～1995年度 40、1991年度～1999年 度 30
	地理学科	130		1992年度～1999年度 40
	人文学科		150	
	計	810	150	
理工 学部	数学物理学科	130		1987年度～1995年度 10、1990年度～1998年 度 10、1992年度～1999年度 30
	化学科	140		1987年度～1995年度 20、1990年度～1998年 度 10、1992年度～1999年度 30
	電気工学科	140		1988年度～1996年度 20、1990年度～1998年 度 10、1992年度～1999年度 30
	機械工学科	140		1988年度～1996年度 20、1990年度～1998年 度 10、1992年度～1999年度 30
	土木工学科	140		1987年度～1995年度 20、1990年度～1998年 度 10、1992年度～1999年度 30
	情報工学科	140		1989年度～1997年度 20、1990年度～1998年 度 10、1992年度～1999年度 30
	基礎工学科		100	
	計	830	100	
国際関係学部国際関係 学科		230		1989年度～1997年度 40、1990年度～1998年 度 10、1992年度～1999年度 20
合計		4950	850	

附 則（1991年 7 月26日学位規則の一部を改正する文部省令にもとづく変更）

この学則は、1991年 7 月 1 日から適用する。

附 則（1992年 1 月24日大学設置基準の改正および副専攻科目設置に伴う変更）

この学則は、1992年4月1日から施行する。ただし、1990年度入学者から適用する。

附 則（1992年1月24日「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」が平成3年6月10日文部省令第30号をもって公布され、平成3年7月1日から施行されたことによる変更）

この学則は、1991年7月1日から適用する。

附 則（1992年1月24日法学部第一部の専門科目の名称変更ならびに専門科目履修に関する一部改正）

この学則は、1992年4月1日から施行する。

附 則（1992年1月24日経営学部科目新設、他学部規定の改訂等に伴う変更）

この学則は、1992年4月1日から施行する。ただし、第44条(4)経済学科目規定については、1992年在学者についても適用する。

附 則（1992年1月24日国際関係学部の外国留学認定科目に対応するための科目整備等に伴う変更）

この学則は、1992年4月1日から施行する。但し、「外国留学科目」「外国留学特修科目」「異文化間コミュニケーション(UBC)」「環太平洋研究(UBC)」「憲法」「比較政治論Ⅰ」「比較政治論Ⅱ」「国際平和学Ⅰ」「国際平和学Ⅱ」「経済政策」「民族問題Ⅰ」「民族問題Ⅱ」「比較地域論Ⅰ」「比較地域論Ⅱ」並びに他学部科目については1991年度以前の入学生にも適用する。

附 則（1992年1月24日文学部の科目の改廃・名称変更・分野変更等による変更）

この学則は、1992年4月1日から施行する。ただし、副専攻実施に伴う規定は1990年度入学者から適用する。

附 則（1992年1月24日二部法学部、経済学部、経営学部、文学部のカリキュラム整備に伴う専門科目の一部変更）

この学則は、1992年4月1日から施行する。ただし、1990年度入学者から適用する。

附 則（1992年3月27日博物館実習料等の根拠規程を明確化するための変更）

この学則は、1992年4月1日から施行する。

附 則（1992年6月26日教育上有益なとき、9月入学を認めるための変更）

この学則は、1992年9月21日から施行する。

附 則（1992年6月26日科目等履修生制度を新設するための変更）

この学則は、1993年4月1日から施行する。

附 則（1993年1月22日理工学部第一部カリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、1993年4月1日から施行する。但し、第19条の2第3号および第60条に規定する科目および単位については1992年度以前の入学生にも当該設置科目に追加して適用し、詳細は別途定める。

附 則（1993年1月22日副専攻カリキュラム改革にともなう変更）

この学則は、1993年4月1日から施行する。ただし、1992年度以前入学者にも当該設置科目に追加して適用し、詳細は別途定める。

附 則（1993年1月22日教職課程カリキュラム改革にともなう変更）

この学則は、1993年4月1日から施行する。ただし、1992年度以前入学者にも当該設置科目に追加して適用し、詳細は別途定める。

附 則（1993年1月22日編入学制度の改革および科目等履修生の新設にともなう変更）

この学則は、1993年4月1日から施行する。

附 則（1992年6月26日理事会議案第15号、1993年5月28日理事会議案第17号・第20号、1993年6月25日理事会議案第32号および1993年9月24日理事会議案第46号並びに1993年12月21日文部省認可による入学定員等の変更）

この学則は、1994年4月1日から施行する。ただし、本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類	1994年度からの入学定員			第一部の期間付き入学定員（入学定員の内数）とその期間
	入学定員	編入学定員	入学定員	
	第一部		第二部	
法学部法学科	730	35	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年度 100、1992年度～1999年度 50
経済学部経済学科	730	35	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年度 100、1992年度～1999年度 50
経営学部経営学科	700	35	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年度 70、1992年度～1999年度 50
産業社会学部産業社会	820	40		1989年度～1995年度 50、1990年

学科					度～1998年度 100、1991年度～1999年度 80
文学部	哲学科	120			1987年度～1995年度 30
	文学科	330	20		1987年度～1995年度 50、1991年度～1999年度 40
	史学科	230	15		1987年度～1995年度 40、1991年度～1999年度 30
	地理学科	130	5		1992年度～1999年度 40
	人文学科			150	
	計	810	40	150	
理工学部	数学物理学科	130			1987年度～1995年度 10、1990年度～1998年度 10、1992年度～1999年度 30
	化学科	140			1987年度～1995年度 20、1990年度～1998年度 10、1992年度～1999年度 30
	電気電子工学科	140			1988年度～1996年度 20、1990年度～1998年度 10、1992年度～1999年度 30
	機械工学科	140			1988年度～1996年度 20、1990年度～1998年度 10、1992年度～1999年度 30
	土木工学科	130			1987年度～1995年度 20、1990年度～1998年度 10、1992年度～1999年度 30
	情報工学科	(*1) [140]			[1989年度～1997年度 20、1990年度～1998年度 10、1992年度～1999年度 30]
	情報学科	(*2) 260			1989年度～1997年度 20、1990年度～1998年度 10、1992年度～

				1999年度 30
生物工学科	80			
環境システム工学科	90			
基礎工学科			100	
計	1,110		100	
国際関係学部国際関係学科	230	30		1989年度～1997年度 40、1990年度～1998年度 10、1992年度～1999年度 20
政策科学部政策科学科	300	50		
合計	5,430	265	850	

編入学定員は、3年次を原則とする。ただし、政策科学部の編入学定員は、1996年度からの定員である。

(*1) 1994年4月から学生募集を停止し、期限付き入学定員は情報学科に振り替える。
 なお、情報工学科は、在学生在がいなくなるのを待って廃止する。

(*2) 期限付き入学定員は情報工学科より振り替えたものである。

附 則（1993年9月24日理工学部第一部情報学科、生物工学科及び環境システム工学科設置による課程認定申請に伴う変更）

この学則は、1994年4月1日から施行する。ただし、1993年度以前入学者にも適用する。

附 則（1993年12月10日一般教育、外国語および教職課程ならびに法学部第一部・第二部、経済学部第一部・第二部、経営学部第一部・第二部、産業社会学部、文学部第一部・第二部および国際関係学部のカリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、1994年4月1日から施行する。ただし、1993年度以前の入学者にも当該設置科目を追加して適用し、詳細は別途定める。

附 則（1994年3月25日聴講制度、科目等履修制度等に伴う変更）

この学則は、1994年4月1日から施行する。

附 則（1994年7月22日政策科学部政策科学科における免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請に伴う変更）

この学則は、1995年4月1日から施行する。ただし、1994年度入学者から適用する。なお、1994年度入学者については、施行日以降の取得科目に限定して適用する。

附 則（1994年10月14日副専攻カリキュラム改革にともなう変更）

この学則は、1995年4月1日から施行する。ただし、1994年度以前の入学者にも該当設置科目を追加して適用する。

附 則（1995年2月24日単位計算基準および科目の新設に伴う変更）

この学則は、1995年4月1日から施行する。ただし、1994年度以前の入学者にも追加して適用する。

附 則（1995年5月26日理事会議案第13号及び1995年12月22日文部大臣認可による昼夜開講制にともなう変更および経過措置）

1 この学則は、1998年4月1日から施行する。

2 本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類		1996年度からの入学定員			昼間主コースの期間付き入学定員 (入学定員の内数) とその期間
		入学定員	編入学定員	入学定員	
		昼間主コース		夜間主コース	
法学部法学科		810	35	160	1987年度～1995年度 50 1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50
経済学部経済学科		810	35	50	1987年度～1995年度 50 1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50
経営学部経営学科		780	35	100	1987年度～1995年度 50 1990年度～1998年度 70 1992年度～1999年度 50
産業社会学部産業社会学科		820	40		1987年度～1995年度 50 1990年度～1998年度 100 1991年度～1999年度 80
文学部	哲学科	140		40	1987年度～1995年度 30
	文学科	360	20	40	1987年度～1995年度 50 1991年度～1999年度 40
	史学科	260	15	40	1987年度～1995年度 40 1991年度～1999年度 30

	地理学科	130	5		1992年度～1999年度 40
	計	890	40	120	
理 工 学 部	数学物理学科	130			1987年度～1995年度 10 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	化学科	140			1987年度～1995年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	電気電子工学科	140			1988年度～1996年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	機械工学科	140			1988年度～1996年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	土木工学科	130			1987年度～1995年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	情報学科	260			1989年度～1997年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	生物工学科	80			
	環境システム工学科	90			
	計	1,110			
国際関係学部国際関係学 科		230	30		1989年度～1997年度 40 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 20
政策科学部政策科学科		300	50		
合計		5,750	265	430	

編入学定員は、3年次を原則とする。

理工学部については昼間主コースの定員を第一部の定員に、夜間主コースの定員を第二部

の定員に読みかえる。

情報学科の期間付き入学定員は情報工学科より振り替えたものである。

- 3 以下に掲げる学部・学科の学生定員は、次の通りとし、在学する者がいなくなるまでの間存続する。

理工学部 第一部 情報工学科 入学定員80人 収容定員320人

法学部 第二部 法学科 入学定員200人 収容定員800人

経済学部 第二部 経済学科 入学定員200人 収容定員800人

経営学部 第二部 経営学科 入学定員200人 収容定員800人

文学部 第二部 人文学科 入学定員150人 収容定員600人

理工学部 第二部 基礎工学科 入学定員100人 収容定員400人

- 4 以下に掲げる学部・学科にあつては、存続している間取得できる教育職員免許状の種類および教科は、次のとおりとする。

理工学部 第一部 情報工学科

高等学校教諭1種免許状 工業

法学部 第二部 法学科

中学校教諭1種免許状 社会

高等学校教諭1種免許状 地理歴史、公民

経済学部 第二部 経済学科

中学校教諭1種免許状 社会

高等学校教諭1種免許状 地理歴史、公民

経営学部 第二部 経営学科

中学校教諭1種免許状 社会

高等学校教諭1種免許状 地理歴史、公民、商業

文学部 第二部 人文学科

中学校教諭1種免許状 社会、国語、英語

高等学校教諭1種免許状 地理歴史、公民、国語、英語

理工学部 第二部 基礎工学科

高等学校教諭1種免許状 工業

附 則(1995年5月26日理事会議案第16号及び1995年12月22日文部大臣認可による

理工学部第一部光工学科、ロボティクス学科の設置にともなう変更)

この学則は、1996年4月1日から施行する。ただし、本学則第16条の規定にかかわらず、

入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類		1996年度からの入学定員			第一部の期間付き入学定員（入学定員の内数）とその期間
		入学定員	編入学定員	入学定員	
		第一部		第二部	
法学部法学科		730	35	200	1987年度～1995年度 50 1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50
経済学部経済学科		730	35	200	1987年度～1995年度 50 1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50
経営学部経営学科		700	35	200	1987年度～1995年度 50 1990年度～1998年度 70 1992年度～1999年度 50
産業社会学部産業社会学科		820	40		1989年度～1995年度 50 1990年度～1998年度 100 1991年度～1999年度 80
文学部	哲学科	120			1987年度～1995年度 30
	文学科	330	20		1987年度～1995年度 50 1991年度～1999年度 40
	史学科	230	15		1987年度～1995年度 40 1991年度～1999年度 30
	地理学科	130	5		1992年度～1999年度 40
	人文学科			150	
	計	810	40	150	
理工学部	数学物理学科	130			1987年度～1995年度 10 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	化学科	140			1987年度～1995年度 20 1990年度～1998年度 10

				1992年度～1999年度 30
電気電子工学科	140			1988年度～1996年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
機械工学科	140			1988年度～1996年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
土木工学科	130			1987年度～1995年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
情報工学科	(*1) [140]			[1989年度～1997年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30]
情報学科	(*2) 260			1989年度～1997年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
生物工学科	80			
環境システム工学科	90			
光工学科	100			
ロボティクス学科	100			
基礎工学科			100	
計	1,310		100	
国際関係学部国際関係学 科	230	30		1989年度～1997年度 40 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 20
政策科学部政策科学科	300	50		
合計	5,630	265	850	

編入学定員は、3年次を原則とする。

(*1) 1994年4月から学生募集を停止し、期限付き入学定員は情報学科に振り替える。

なお、情報工学科は、在学生在がなくなるのを待って廃止する。

(*2) 期限付き入学定員は情報工学科より振り替えたものである。

附 則 (1995年6月23日カナダ研究(UBC)新設に伴う変更)

この学則は、1995年4月1日から適用する。ただし、1994年度以前の入学者にも当該設置科目を追加して適用する。

附 則 (1995年7月14日 理事会議案第26号及び1995年12月22日 文部大臣認可による期間を付した入学定員の期間延長に係る学則変更)

この学則は、1996年4月1日から施行する。

本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類		1996年度からの入学定員			第一部の期間付き入学定員（入学定員の内数）とその期間
		入学定員	編入学定員	入学定員	
		第一部		第二部	
法学部法学科		730	35	200	1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50 1996年度～1999年度 50
経済学部経済学科		730	35	200	1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50 1996年度～1999年度 50
経営学部経営学科		700	35	200	1990年度～1998年度 70 1992年度～1999年度 50 1996年度～1999年度 50
産業社会学部産業社会学科		820	40		1990年度～1998年度 100 1991年度～1999年度 80 1996年度～1999年度 50
文学部	哲学科	120			1996年度～1999年度 30
	文学科	330	20		1991年度～1999年度 40 1996年度～1999年度 50
	史学科	230	15		1991年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 40
	地理学科	130	5		1992年度～1999年度 40
	人文学科			150	

	計	810	40	150	
理工学部	数学物理学科	130			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 10
	化学科	140			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 20
	電気電子工学科	140			1988年度～1996年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	機械工学科	140			1988年度～1996年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	土木工学科	130			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 20
	情報工学科	[140]			[1989年度～1997年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30]
	情報学科	260			1989年度～1997年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	生物工学科	80			
	環境システム工学科	90			
	基礎工学科			100	
	計	1,110		100	
国際関係学部国際関係学科		230	30		1989年度～1997年度 40 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 20
政策科学部政策科学科		300	50		

合計	5,430	265	850
----	-------	-----	-----

編入学定員は、3年次を原則とする。

情報学科の期間付き入学定員は情報工学科より振り替えたものである。

附 則（1995年7月28日理工学部第一部光工学科、ロボティクス学科設置による課程認定申請に伴う変更）

この学則は、1996年4月1日から施行する。

附 則（1995年9月22日学校法人宇治学園との合併に伴う一部変更）

この学則は、1995年4月1日から適用する。

附 則（1995年12月8日文学部人文総合科学インスティテュート開設にともなう変更）

この学則は、1996年4月1日から施行する。

附 則（1996年3月22日法学部昼間主コースのカリキュラム整備に伴う専門科目の一部変更）

この学則は、1996年4月1日から施行する。ただし、1994年度入学者から適用する。

附 則（1996年3月22日経済学部の専門科目増設に伴う一部変更）

この学則は、1996年4月1日から施行する。ただし、1995年度以前入学者にも当該設置科目を追加して適用する。

附 則（1996年3月22日法学部、経済学部、経営学部、文学部の各夜間主コースにおける京都・大学センター単位互換制度導入に伴う一般教育科目の一部変更）

この学則は、1996年4月1日から施行する。ただし、1994年度以降の入学者に当該設置科目を追加して適用する。

附 則（1996年3月22日昼夜開講制実施による社会人入学者の履修に関する規程新設等に伴う変更）

この学則は、1996年4月1日から施行する。

附 則（1996年7月12日期間を付した入学定員の期間延長に係る学則変更）

この学則は、1997年4月1日から施行する。

本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類	1997年度からの入学定員			昼間主コースの期間付き入学定員 (入学定員の内数) とその期間
	入学定員	編入学定員	入学定員	
	昼間主コース		夜間主コ	

				ース	
法学部法学科		810	35	160	1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50 1996年度～1999年度 50
経済学部経済学科		810	35	50	1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50 1996年度～1999年度 50
経営学部経営学科		780	35	100	1990年度～1998年度 70 1992年度～1999年度 50 1996年度～1999年度 50
産業社会学部産業社会学科		820	40		1990年度～1998年度 100 1991年度～1999年度 80 1996年度～1999年度 50
文学部	哲学科	140		40	1996年度～1999年度 30
	文学科	360	20	40	1991年度～1999年度 40 1996年度～1999年度 50
	史学科	260	15	40	1991年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 40
	地理学科	130	5		1992年度～1999年度 40
	計	890	40	120	
理工学部	数学物理学科	130			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 10
	化学科	140			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 20
	電気電子工学科	140			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1997年度～1999年度 20
	機械工学科	140			1990年度～1998年度 10

				1992年度～1999年度 30
				1997年度～1999年度 20
土木工学科	130			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 20
情報学科	260			1989年度～1997年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
生物工学科	80			
環境システム工学科	90			
光工学科	100			
ロボティクス学科	100			
計	1,310			
国際関係学部国際関係学科	230	30		1989年度～1997年度 40 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 20
政策科学部政策科学科	300	50		
合計	5,950	265	430	

編入学定員は、3年次を原則とする。

理工学部については昼間主コースの定員を第一部の定員に読みかえる。

産業社会学部、文学部地理学科、国際関係学部および政策科学部の定員は昼間主コースの欄に記載。

情報学科の期間付き入学定員は情報工学科より振り替えたものである。

附 則（1996年10月25日理工学部第二部基礎工学科廃止および理工学部第一部名称変更に伴う学則変更）

この学則は、1997年4月1日から施行する。

（立命館大学理工学部第一部数学物理学科、化学科、電気電子工学科、機械工学科、土木工学科、情報工学科、情報学科、生物工学科、環境システム工学科、光工学科、ロボティクス学科の存続に関する経過措置）

立命館大学理工学部第一部数学物理学科、化学科、電気電子工学科、機械工学科、土木工学科、情報工学科、情報学科、生物工学科、環境システム工学科、光工学科、ロボティクス

学科は、改正後の学則の規定にかかわらず、1997年3月31日に当該学科に在学するものが、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（1996年11月22日「博物館法施行規則の一部を改正する省令」（平成8年文部省令第28号）に伴う変更）

この学則は、1997年4月1日から施行する。

但し、施行の前に、下表の旧学則に掲げる科目の単位を修得した者は、新学則に掲げる科目の単位を修得したものとみなす。

旧学則	新学則
社会教育概論 2	生涯学習概論 2
博物館学Ⅰ 2	博物館概論 2
博物館学Ⅱ 2	博物館学各論Ⅰ 2 博物館学各論Ⅱ 2
視聴覚教育 2	視聴覚教育メディア論 2

附 則（1997年2月28日経済学部昼間主コースのカリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、1997年4月1日から施行する。ただし、1996年度以前入学者にも当該設置科目に追加して適用し、詳細は別途定める。

附 則（1997年2月28日経営学部昼間主コースのカリキュラム改革にともなう変更）

この学則は、1997年4月1日から施行する。ただし、1996年度以前入学者にも当該設置科目に追加して適用し、詳細は別途定める。

附 則（1997年2月28日国際関係学部カリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、1997年4月1日から施行する。ただし、1996年度以前の入学者にもその一部を適用することとし、その適用範囲については別に定める。

附 則（1997年2月28日経済・経営学部のカリキュラム改革に関わる一般教育科目増設・副専攻に関する変更、ならびに一般教育・基礎科目の特殊講義の単位数変更・調整および特修外国語科目イタリア語の新設に伴う変更）

この学則は、1997年4月1日から施行する。ただし、一般教育・基礎科目の特殊講義の単位数変更・調整および特修外国語科目イタリア語の新設については1996年度以前の入学者にも適用する。また、副専攻に関する変更については1996年度入学者から適用する。

附 則（1997年2月28日文学部および理工学部における他学科受講による教育職員免許状の種類と教科の取り扱いに関する変更）

この学則は、1997年4月1日から施行する。ただし、1996年度以前の入学者にも適用し、

詳細は別途定める。

附 則（1997年2月28日入学前修得単位の認定限度に関する変更）

この学則は、1997年4月1日から施行する。

附 則（1997年4月25日産業社会学部社会調査士プログラム新設に伴う変更）

この学則は、1997年4月25日から施行し、1997年4月1日から適用する。

附 則（1997年6月27日期間を付した入学定員の期間延長に係る学則変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。

本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類		1998年度からの入学定員			昼間主コースの期間付き入学定員（入学定員の内数）とその期間
		入学定員	編入学定員	入学定員	
		昼間主コース		夜間主コース	
法学部法学科		810	35	160	1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50 1996年度～1999年度 50
経済学部経済学科		810	35	50	1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50 1996年度～1999年度 50
経営学部経営学科		780	35	100	1990年度～1998年度 70 1992年度～1999年度 50 1996年度～1999年度 50
産業社会学部産業社会学科		820	40		1990年度～1998年度 100 1991年度～1999年度 80 1996年度～1999年度 50
文学部	哲学科	140		40	1996年度～1999年度 30
	文学科	360	20	40	1991年度～1999年度 40 1996年度～1999年度 50
	史学科	260	15	40	1991年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 40
	地理学科	130	5		1992年度～1999年度 40

	計	890	40	120	
理工学部	数学物理学科	130			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 10
	化学科	140			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 20
	電気電子工学科	140			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1997年度～1999年度 20
	機械工学科	140			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1997年度～1999年度 20
	土木工学科	130			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 20
	情報学科	260			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1998年度～1999年度 20
	生物工学科	80			
	環境システム工学科	90			
	光工学科	100			
	ロボティクス学科	100			
	計	1,310			
国際関係学部国際関係学科		230	30		1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 20 1998年度～1999年度 40
政策科学部政策科学科		300	50		
合計		5,950	265	430	

編入学定員は、3年次を原則とする。

産業社会学部、文学部地理学科、国際関係学部、政策科学部および理工学部の実員は昼間主コースの欄に記載。

情報学科の期間付き入学実員は情報工学科より振り替えたものである。

附 則（1997年9月26日産業社会学部の社会人入学者の履修に関する取り扱ひの新設）

この学則は、1997年9月26日から施行し、1997年4月1日から適用する。ただし、1996年度社会人入学者にも別途定めるところによりその一部を適用する。

附 則（1998年2月27日一般教育・基礎科目・基礎教育科目、特修外国語、副専攻科目のカリキュラム改革等に伴う一部変更および総合人間学プログラムの新設に伴う変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、その一部については1997年度以前の実学者にも適用することとし、詳細は別に定める。

附 則（1998年2月27日経済学部昼間主コース、経営学部昼間主コースおよび理工学部におけるインスティテュート設置に伴う変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。

附 則（1998年2月27日経済学部昼間主コースのカリキュラム改革にともなう変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、その一部については1997年度以前の実学者にも適用することとし、詳細は別途定める。

附 則（1998年2月27日経営学部昼間主コースのカリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、その一部については1997年度以前の実学者にも適用することとし、詳細は別途定める。

附 則（1997年2月27日基礎科目の分野表示の廃止、外国語教育改革および副専攻の履修単位の変更に伴う第50条の一部変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、選択外国語の自由選択での認定については1997年度以前の実学者にも適用する。副専攻の履修単位の変更の適用については、別途定める。

附 則（1998年2月27日国際行政コース設置および各コースのカリキュラム改革などにともなう変更）

この学則は、1998年4月1日から施行し、1997年度入学者から適用する。ただし、選択外国語の自由選択としての認定については、1997年度以前の実学者にも適用し、専門外国語科目の変更については1996年度以前の実学者にも適用する。また、副専攻の単位認定の

変更は、1998年度入学者から適用する。

附 則（1998年2月27日政策科学部のカリキュラム改革にともなう変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。

附 則（1998年2月27日文学部カリキュラム改訂等に伴う改正）

この学則は、1998年4月1日から施行し、1997年度入学者以前の入学者にも適用する。

ただし、「4回生演習・卒業論文」に関しては、1995年度以降の入学者より適用する。副専攻の履修単位の変更の適用については別途定める。

附 則（1998年2月27日理工学部のカリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、1998年度入学者より適用し、詳細は別途定める。

附 則（1998年2月27日総合人間学プログラムの新設にともなう一部変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、1994年度以降の入学者にも適用する。

附 則（1998年3月27日一般教育の分野区分の廃止、外国語教育の改編、全学・学部副専攻履修単位の変更、および選択外国語科目の設置に伴う一部変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、一般教育の分野区分の廃止は1994年度以降の入学者にも適用し、選択外国語科目の設置に伴う一部変更は1997年度以前の入学者にも適用する。なお、副専攻履修単位の変更の適用は別途定める。

附 則（1998年5月22日産業社会学部および文学部地理学科における昼夜開講制実施に伴う学則変更）

この学則は、1999年4月1日から施行する。

2 本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類	1999年度からの入学定員			昼間主コースの期間付入学定員（入学定員の内数）とその期間
	入学定員	編入学定員	入学定員	
	昼間主コース		夜間主コース	
法学部法学科	810	35	160	1990年度～1998年度 100、 1992年度～1999年度 50、 1996年度～1999年度 50
経済学部経済学科	810	35	50	1990年度～1998年度 100、 1992年度～1999年度 50、 1996年度～1999年度 50

経営学部経営学科		780	35	100	1990年度～1998年度 70、 1992年度～1999年度 50、 1996年度～1999年度 50
産業社会学部産業社会学科		820	40	100	1990年度～1998年度 100、 1991年度～1999年度 80、 1996年度～1999年度 50
文学部	哲学科	140		40	1996年度～1999年度 30
	文学科	360	20	40	1991年度～1999年度 40、 1996年度～1999年度 50
	史学科	260	15	40	1991年度～1999年度 30、 1996年度～1999年度 40
	地理学科	130	5	40	1992年度～1999年度 40
	計	890	40	160	
理工学部	数学物理学科	130			1990年度～1998年度 10、 1992年度～1999年度 30、 1996年度～1999年度 10
	化学科	140			1990年度～1998年度 10、 1992年度～1999年度 30、 1996年度～1999年度 20
	電気電子工学科	140			1990年度～1998年度 10、 1992年度～1999年度 30、 1997年度～1999年度 20
	機械工学科	140			1990年度～1998年度 10、 1992年度～1999年度 30、 1997年度～1999年度 20
	土木工学科	130			1990年度～1998年度 10、 1992年度～1999年度 30、 1996年度～1999年度 20
	情報学科	260			1990年度～1998年度 10、 1992年度～1999年度 30、 1998年度～1999年度 20

	生物工学科	80			
	環境システム 工学科	90			
	光工学科	100			
	ロボティクス 学科	100			
	計	1,310			
国際関係学部国際関係 学科		230	30		1990年度～1998年度 10、 1992年度～1999年度 20、 1998年度～1999年度 40
政策科学部政策科学科		300	50		
合計		5,950	265	570	

編入学定員は、3年次を原則とする。

国際関係学部、政策科学部および理工学部の定員は昼間主コースの欄に記載。

理工学部情報学科の期間付き入学定員は情報工学科より振り替えたものである。

附 則（1998年7月24日大学コンソーシアム京都単位互換科目の単位数対応に伴う一部変更）

この学則は、1998年7月24日から施行し、1998年4月1日から適用する。ただし、その一部については1997年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1998年7月24日期間を付した入学定員の期間延長に係る学則変更）

この学則は、1999年4月1日から施行する。

本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類	1999年度からの入学定員			昼間主コースの期間付き入 学定員（入学定員の内数）と その期間
	入学定員	編入学定員	入学定員	
	昼間主コース		夜間主コース	
法学部法学科	810	35	160	1992年度～1999年度 50、 1996年度～1999年度 50、 1999年度 100
経済学部経済学科	810	35	50	1992年度～1999年度 50、 1996年度～1999年度 50、

				1999年度 100
経営学部経営学科	780	35	100	1992年度～1999年度 50、 1996年度～1999年度 50、 1999年度 70
産業社会学部産業社会学科	820	40		1991年度～1999年度 80、 1996年度～1999年度 50、 1999年度 100
文学部	哲学科	140	40	1996年度～1999年度 30
	文学科	360	20	1991年度～1999年度 40、 1996年度～1999年度 50
	史学科	260	15	1991年度～1999年度 30、 1996年度～1999年度 40
	地理学科	130	5	1992年度～1999年度 40
	計	890	40	120
理工学部	数学物理学科	130		1992年度～1999年度 30、 1996年度～1999年度 10、 1999年度 10
	化学科	140		1992年度～1999年度 30、 1996年度～1999年度 20、 1999年度 10
	電気電子工学科	140		1992年度～1999年度 30、 1997年度～1999年度 20、 1999年度 10
	機械工学科	140		1992年度～1999年度 30、 1997年度～1999年度 20、 1999年度 10
	土木工学科	130		1992年度～1999年度 30、 1996年度～1999年度 20、 1999年度 10
	情報学科	260		1992年度～1999年度 30、

					1998年度～1999年度 20、 1999年度 10
	生物工学科	80			
	環境システム 工学科	90			
	光工学科	100			
	ロボティクス 学科	100			
	計	1,310			
国際関係学部国際関係 学科		230	30		1992年度～1999年度 20、 1998年度～1999年度 40、 1999年度 10
政策科学部政策科学科		300	50		
合計		5,950	265	430	

編入学定員は、3年次を原則とする。

産業社会学部、文学部地理学科、国際関係学部、政策科学部および理工学部の定員は昼間主コースの欄に記載。

情報学科の期間付き入学定員は情報工学科より振り替えたものである。

附 則（1999年1月22日法学部・経済学部・経営学部・産業社会学部および文学部夜間主コースにおける、外国語科目の再整理、認定用科目の追加に伴う学則変更）
本学則は、1999年4月1日から施行する。ただし、科目受講に関しては、1992年度入学生から適用する。

附 則（1999年1月22日政策科学部副専攻「教育学コース」導入に伴う変更）
この学則は1999年4月1日から施行する。

附 則（1999年3月26日新昼夜開講制に伴う学部専門科目の別表化に伴い、「放送大学科目」の学則上の扱いの変更）
この学則は1999年4月1日から施行する。

附 則（1999年3月26日法学部昼間主コースカリキュラム改革並びに夜間主コース抜本改革の実施に伴う変更）
この学則は、1999年4月1日から施行する。ただし、その一部については1998年度以前入学者にも適用することとし、詳細は別途定める。

附 則（1999年3月26日経済学部新昼夜開講制導入による受講制度改正に伴う変更）

この学則は、1999年4月1日から施行する。ただし、その一部については1998年度以前入学者にも適用することとし、詳細は別途定める。

附 則（1999年3月26日経営学部新昼夜開講制導入による受講制度改革に伴う変更）

この学則は、1999年4月1日から施行する。ただし、その一部については1998年度以前入学者にも適用することとし、詳細は別途定める。

附 則（1999年3月26日国際関係学部専門外国語等のカリキュラム改革等に伴う一部変更）

この学則は、1999年4月1日から施行する。ただし、1998年度以前入学者にもその一部を適用することとし、その適用範囲については別に定める。

附 則（1999年3月26日基礎科目（理工学部）の単位数の一部変更および理工学部他学部受講制度導入に伴う変更）

この学則は1999年4月1日から施行する。ただし第19条の2については1998年度入学生より、第61条については1992年度入学生より、第61条の2については1998年度入学生より適用する。

附 則（1999年4月23日産業社会学部ボランティアコーディネーター養成プログラム開設に伴う一部変更）

この学則は1999年4月23日から施行する。ただし、1998年度以前入学者にも適用することとする。なお、その適用の範囲は別途定める。

附 則（1999年5月28日理工学部化学科および生物工学科の学科名称および一部科目名・単位数の変更に伴う一部変更）

この学則は2000年4月1日から施行する。

2 （理工学部化学科および生物工学科の存続に関する経過措置）

理工学部化学科および生物工学科は、変更後の学則の規定にかかわらず2000年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（1999年6月25日副専攻カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は1999年6月25日から施行し、1999年4月1日から適用する。ただし、1997年度以前の入学者にも該当設置科目を追加して適用する。

附 則（1999年7月9日理工学部数理科学科および物理科学科設置に伴う一部変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

2 （理工学部数学物理学科の存続に関する経過措置）

理工学部数学物理学科は、変更後の学則の規定にかかわらず2000年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（1999年7月9日期間を付した入学定員の廃止に伴う私立大学の恒常的入学定員の増加および期間を付した入学定員の設定に係る学則変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

2 本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類		2000年度から2003年度までの入学定員			昼間主コースの期間付入学定員（入学定員の内数）とその年度
		入学定員	編入学定員	入学定員	
		昼間主コース		夜間主コース	
法学部法学科	2000年度	800	35	160	
	2001年度				
	2002年度				
	2003年度				
経済学部経済学科	2000年度	790	35	50	2000年度 80
	2001年度	770			2001年度 60
	2002年度	750			2002年度 40
	2003年度	730			2003年度 20
経営学部経営学科	2000年度	763	35	100	2000年度 68
	2001年度	746			2001年度 51
	2002年度	729			2002年度 34
	2003年度	712			2003年度 17
産業社会学部産業社会学科	2000年度	789	40	100	2000年度 129
	2001年度	752			2001年度 92
	2002年度	716			2002年度 56
	2003年度	679			2003年度 19
文学部	哲学科	2000年度	0	40	2000年度 30
		2001年度			
		2002年度			

		2003年度				
	文学科	2000年度	350	20	40	2000年度 50
		2001年度	346			2001年度 46
		2002年度	327			2002年度 27
		2003年度	309			2003年度 9
	史学科	2000年度	260	15	40	2000年度 30
		2001年度	259			2001年度 29
		2002年度	247			2002年度 17
		2003年度	235			2003年度 5
	地理学科	2000年度	108	5	40	2000年度 18
		2001年度	107			2001年度 17
		2002年度	101			2002年度 11
		2003年度	95			2003年度 5
	計	2000年度	858	40	120	2000年度 128
		2001年度	822			2001年度 92
		2002年度	785			2002年度 55
		2003年度	749			2003年度 19
理工学部	応用化学科	2000年度	125			2000年度 30
		2001年度	120			2001年度 25
		2002年度	115			2002年度 20
		2003年度	105			2003年度 10
	電気電子工学科	2000年度	135			2000年度 25
		2001年度	125			2001年度 15
		2002年度	115			2002年度 5
		2003年度	115			2003年度 5
	機械工学科	2000年度	135			2000年度 25
		2001年度	125			2001年度 15
		2002年度	115			2002年度 5
		2003年度	110			
	土木工学科	2000年度	125			2000年度 30

	2001年度	120			2001年度 25
	2002年度	115			2002年度 20
	2003年度	105			2003年度 10
情報学科	2000年度	240			2000年度 30
	2001年度	235			2001年度 25
	2002年度	230			2002年度 20
	2003年度	220			2003年度 10
化学生物工学科	2000年度	80			
	2001年度				
	2002年度				
	2003年度				
環境システム工学科	2000年度	90			
	2001年度				
	2002年度				
	2003年度				
光工学科	2000年度	100			
	2001年度				
	2002年度				
	2003年度				
ロボティクス学科	2000年度	100			
	2001年度				
	2002年度				
	2003年度				
数理科学科	2000年度	65			
	2001年度				
	2002年度				
	2003年度				
物理科学科	2000年度	80			
	2001年度				
	2002年度				

		2003年度				
	計	2000年度	1,275			2000年度 140
		2001年度	1,240			2001年度 105
		2002年度	1,205			2002年度 70
		2003年度	1,170			2003年度 35
国際関係学部国際関係学科		2000年度	230	30		2000年度 35
		2001年度				2001年度 35
		2002年度				2002年度 35
		2003年度				2003年度 35
政策科学部政策科学科		2000年度	300	50		
		2001年度				
		2002年度				
		2003年度				
合計		2000年度	5,805	265	570	2000年度 580
		2001年度	5,660			2001年度 435
		2002年度	5,515			2002年度 290
		2003年度	5,370			2003年度 145

編入学定員は、3年次を原則とする。

国際関係学部、政策科学部および理工学部の定員は昼間主コースの欄に記載。

附 則（2000年3月24日教職課程再課程認定申請等に伴う変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2000年3月24日学則第19条の2の(1)の科目表に「社会と正義」「民族と国家」を新設するための学則の一部変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2000年3月24日他大学における学修等の認定単位数の拡大、専修学校の専門課程での修得単位の認定および専修学校の専門課程卒業者に編入資格を認めることに伴う変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2000年3月24日学芸員課程カリキュラム変更のための変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2000年3月24日学則第53条別表の昼間主コース・夜間主コース科目の統一
および整理のための科目名称変更・廃止および科目の新設に伴う変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。ただし、1999年度以前の入学者にも適用する。

附 則（2000年3月24日学則第53条別表に文学部英語副専攻を新設するための変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2000年3月24日学則第53条別表の科目分野を整理するための変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2000年3月24日法学部昼間主コース、産業社会学部昼間主コース、国際関係学部、政策科学部および文学部昼間主コースにおける国際インスティテュート設置に伴う変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2000年5月26日産業社会学部人間福祉学科、文学部心理学科の設置に伴う変更）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2000年7月14日産業社会学部産業社会学科のカリキュラム改正のための変更）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2000年7月14日文学部教育人間学専攻設置、哲学専攻カリキュラム変更、昼夜カリキュラム一本化に伴う変更）

この学則は、2001年4月1日から施行する。ただし、2000年度以前の入学者にも適用する。

附 則（2000年7月28日理工学部光工学科の学科名称変更に伴う一部変更）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

2 （理工学部光工学科の存続に関する経過措置について）

理工学部光工学科は、変更後の学則の規定に係わらず、2001年3月31日に当該学科に在学するものが、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（2000年7月28日理工学部情報工学科廃止に伴う一部変更）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2000年9月29日理工学部電気電子工学科、機械工学科、情報学科、環境システム工学科、光工学科及びロボティクス学科のカリキュラム変更に伴う科目名・単

位数の一部変更および理工学部副専攻マイクロエレクトロニクス・コース設置に伴う変更)

この学則は、2000年9月29日から施行し、2000年度入学生から適用する。

附 則 (2000年12月22日経済学部、経営学部、理工学部インスティテュートのカリキュラム整備・改革にともなう一部変更)

この学則は、2001年4月1日から施行する。なお、2000年度以前入学者についても、2001年度以降開講の同科目はこの規程に拠る。

附 則 (2001年3月23日立命館アジア太平洋大学等の設置、昼夜開講制の拡大、役職名等の変更、学則第19条の2および第19条の3の科目名等の新設・変更・削除ならびに別表化、カリキュラム改正に伴う学則の一部変更)

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則 (2001年3月23日産業社会学部人間福祉学科及び文学部心理学科新設に係る教職課程認定申請に伴う変更ならびに教科「情報」「福祉」の新設に係る教職課程認定申請に伴う変更)

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則 (2001年3月23日国際関係学部カリキュラム改革に伴う一部変更)

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則 (2001年6月22日理工学部情報学科の定員増にともなう学則変更)

この学則は、2002年4月1日から施行する。

2 本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類	2002年度から2003年度までの入学定員				昼間主コースの期間付入学定員（入学定員の内数）とその年度
	入学定員	編入学定員	入学定員	入学定員	
	昼間主コース			夜間主コース	
法学部法学科	2002年度	800	35	160	
	2003年度				
経済学部経済学科	2002年度	750	35	50	2002年度 40
	2003年度	730			2003年度 20
経営学部経営学科	2002年度	729	35	100	2002年度 34
	2003年度	712			2003年度 17

産業社会学部	産業社会学科	2002年度	716	40	100	2002年度	56
		2003年度	679			2003年度	19
	人間福祉学科	2002年度	200	30			
		2003年度					
	計	2002年度	916	70	100	2002年度	56
		2003年度	879			2003年度	19
文学部	哲学科	2002年度	110		40		
		2003年度					
	文学科	2002年度	327	20	40	2002年度	27
		2003年度	309			2003年度	9
	史学科	2002年度	247	15	40	2002年度	17
		2003年度	235			2003年度	5
	地理学科	2002年度	101	5	40	2002年度	11
		2003年度	95			2003年度	5
	心理学科	2002年度	150	30			
		2003年度					
	計	2002年度	935	70	160	2002年度	55
		2003年度	899			2003年度	19
理工学部	応用化学科	2002年度	115			2002年度	20
		2003年度	105			2003年度	10
	電気電子工学科	2002年度	115			2002年度	5
		2003年度	115			2003年度	5
	機械工学科	2002年度	115			2002年度	5
		2003年度	110				
	土木工学科	2002年度	115			2002年度	20
		2003年度	105			2003年度	10
	情報学科	2002年度	460			2002年度	20
		2003年度	450			2003年度	10
	化学生物工学科	2002年度	80				
		2003年度					

	環境システム 工学科	2002年度	90			
		2003年度				
	電子光情報工 学科	2002年度	100			
		2003年度				
	ロボティクス 学科	2002年度	100			
		2003年度				
	数理科学科	2002年度	65			
		2003年度				
	物理科学科	2002年度	80			
		2003年度				
	計	2002年度	1,435			2002年度 70
		2003年度	1,400			2003年度 35
国際関係学部国際関係学科		2002年度	230	30		2002年度 35
		2003年度				2003年度 35
政策科学部政策科学科		2002年度	300	50		
		2003年度				
合計		2002年度	6,095	325	570	2002年度 290
		2003年度	5,950			2003年度 145

附 則（2001年 9 月 28 日科目等履修生の受講要件の変更に伴う変更）

この学則は、2001年 9 月 28 日から施行し、2001年 4 月 1 日から適用する。

附 則（2002年 3 月 8 日第 29 条別表の一部変更に伴う変更）

この学則は、2002年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2002年 3 月 8 日経済学部 2002 年度以降入学生対象のカリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、2002年 4 月 1 日から施行する。ただし、2001 年度以前入学者についても新設科目「アドバンスト・プログラムⅦ」、「アドバンスト・プログラムⅧ」は遡及して適用する。

附 則（2002年 3 月 8 日経営学部 2002 年度以降入学生対象のカリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、2002年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2002年3月8日産業社会学部科目名称変更に伴う変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、第49条の2別表については、1994年度入学者より適用する。

附 則（2002年3月8日国際関係学部カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、2001年度以前入学者にもその一部を適用することとし、その適用範囲については別途定める。

附 則（2002年3月8日政策科学部カリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則（2002年3月8日文学部専門科目の一部変更に伴う変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、イタリア文化プログラム以外の変更は2001年度以前の入学者にも適用する。

附 則（2002年3月8日理工学部外国語改革に伴う変更）

この学則は、2002年4月1日から施行し、2002年度入学生より適用する。ただし、外国語改革で追加された「実践英語」は、2000年度以降入学生にも当該設置科目に追加して適用する。

附 則（2002年3月29日セメスター期間の変更および社会福祉士国家試験受験資格取得要件の修正に伴う変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、第51条第3項については、2001年度入学者より適用する。

附 則（2002年3月26日夜間時間帯一般教育・基礎科目カリキュラムに伴う学則第19条の2別表の変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、学則第19条の2別表(1)一般教育科目（法学部、経済学部および経営学部）、基礎科目（産業社会学部、文学部および国際関係学部）の内、次の科目については在校生にも適用する。

企業と社会、経済学、現代の福祉、哲学Ⅰ、歴史学Ⅰ、心理学Ⅰ、科学技術史Ⅰ、ジェンダー論、情報リテラシー、社会学、歴史学

附 則（2002年3月26日教職科目カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則（別表）は、2002年4月1日から施行する。

附 則（2002年4月12日文理総合インスティテュートのカリキュラム整備・改革にともなう一部変更）

この学則は、2002年4月12日から施行し、2002年4月1日から適用する。ただし、2001

年度以前入学者についても、「コミュニティ・デザイン」「エコマテリアルⅠ」「生活福祉経済論」および「エコマテリアルⅡ」は遡及して適用する。

附 則(2002年6月14日理事会議案第21号および2002年10月28日文部科学大臣認可による電気電子工学科および電子光情報工学科の定員増に伴う変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

2 本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類		2003年度の入学定員			2003年度昼間主コースの期間付入学定員（入学定員の内数）
		入学定員	編入学定員	入学定員	
		昼間主コース		夜間主コース	
法学部法学科		800	35	160	
経済学部経済学科		730	35	50	20
経営学部経営学科		712	35	100	17
産業社会学部	産業社会学科	679	40	100	19
	人間福祉学科	200	300		
	計	879	70	100	19
文学部	哲学科	110		40	
	文学科	309	20	40	9
	史学科	235	15	40	5
	地理学科	95	5	40	5
	心理学科	150	30		
	計	899	70	160	19
理工学部	応用化学科	105			10
	電気電子工学科	165			5
	機械工学科	110			
	土木工学科	105			10
	情報学科	450			10
	化学生物工学科	80			
	環境システム工学科	90			

	電子光情報工学科	150			
	ロボティクス学科	100			
	数理科学科	65			
	物理科学科	80			
	計	1,500			35
国際関係学部		230	30		35
国際関係学科					
政策科学部		300	50		
政策科学科					
合計		6,050	325	570	145

附 則（2002年12月13日文学部のカリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、人文総合科学インスティテュート・学際プログラム教学改革に伴う変更は2002年度以前入学生にも適用し、テーマリサーチ型ゼミナール科目新設に伴う変更は2001年度以降入学生にも適用する。

附 則（2003年1月24日文学部に図書館司書課程および学校図書館司書教諭課程を設置することに伴う変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則（2003年3月20日、2001年1月6日省庁再編による職名変更による一部変更）

この学則は、2003年3月20日から施行し、2001年1月6日から適用する。

附 則（2003年3月26日法学部インターンシップ科目およびAPU交流科目の設置に伴うならびにカリキュラム改革の前倒し措置に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。

2 インターンシップ科目の適用は2000年度以降の入学生とし、APU交流科目の適用は2002年度以降の在学生とする。

3 カリキュラム改革の前倒し措置の適用は、2003年度入学生からとする。

附 則（2003年3月26日経済学部インターンシップ科目およびAPU交流科目の設置に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、インターンシップ科目は2000年度入学生より適用する。また、APU交流科目は、2002年度以降在学生より適用する。

附 則（2003年3月26日経営学部インターンシップ科目およびAPU交流科目の設置に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、インターンシップ科目の適用は2000年度以降の入学生とし、APU交流科目の適用は、2002年度以降の在學生とする。

附 則（2003年3月26日産業社会学部インターンシップ科目およびAPU交流科目の設置ならびに精神保健福祉士課程の設置等に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、インターンシップ科目の適用は、2000年度以降の入学生とし、APU交流科目の適用は、2002年度以降の在學生とする。

附 則（2003年3月26日国際関係学部カリキュラム改革およびインターンシップ科目ならびにAPU交流科目の設置に伴う一部変更）

この学則は2003年4月1日から施行する。

2 インターンシップ科目の適用は2000年度以降の入学生とし、APU交流科目の適用は、2002年度以降の在學生とする。

3 カリキュラム改革の適用は、2002年度以前の入学生にもその一部を適用し、その適用範囲については別途定める。

附 則（2003年3月26日政策科学部インターンシップ科目およびAPU交流科目の設置に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、インターンシップ科目の適用は2000年度以降の入学生とし、APU交流科目の適用は、2002年度以降の在學生からとする。

附 則（2003年3月26日インターンシップ科目およびAPU交流科目の設置に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、インターンシップ科目の適用は2000年度以降の入学生とし、APU交流科目の適用は、2002年度以降の在學生とする。

附 則（2003年3月26日理工学部APU交流科目の設置に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行し、2002年度以降の在學生より適用する。

附 則（2003年3月26日インターンシップ科目およびAPU交流科目の設置に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、インターンシップ科目の適用は2000年度以降の入学生とし、APU交流科目の適用は2002年度以降の在學生とする。

附 則（2003年3月26日副専攻「朝鮮語コミュニケーションコース」および経済学部・経営学部に副専攻「スペイン語コミュニケーションコース」を開設することに伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日より施行し、2003年度以降の入学生から適用する。

附 則（2003年3月28日立命館宇治中学校設置および産業社会学部に精神保健福祉士課程設置に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則（2003年3月28日理事会議案第73号および2003年5月17日文部科学省届出による立命館大学情報理工学部設置にともなう学則の一部改正）

この学則は、2004年4月1日より施行する。

附 則（2003年4月25日文学部人文学科を設置することに伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則（2003年4月25日文学部人文学科を設置することに伴う一部変更）

この学則（別表）は、2004年4月1日から施行する。

附 則（2003年4月25日理事会議案第8号および2003年5月26日文部科学省届出による学部間の定員振替および昼間主コース、夜間主コース、編入学定員の統合に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則（2003年5月23日外国語科目としてのロシア語および選択外国語初修外国語科目の廃止に伴う一部変更）

この学則は、2003年5月23日に施行し、2003年4月1日から適用する。

附 則（2003年5月23日国際インスティテュートカリキュラム改革に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2003年5月23日に施行し、2003年4月1日から適用する。
- 2 ただし、適用は2003年度入学生からとする。
- 3 2にかかわらず、2002年度以前入学生にもその一部を適用し、その範囲は別に定める。
- 4 1～3にかかわらず、専門ドイツ語Ⅰ～Ⅶの変更については、2002年4月1日から適用する。

附 則（2003年5月23日専門アラビア語Ⅰ～Ⅳ単位数の変更に伴う一部変更）

この学則は、2003年5月23日から施行し、2003年度4月1日から適用する。

附 則（2003年6月27日理事会議案第25号および2003年7月24日文部科学大臣届出による立命館大学理工学部電子情報デザイン学科、マイクロ機械システム工学科、建築都市デザイン学科の設置、理工学部土木工学科の学科名称変更および文部科学省認可による収容定員増等に伴う学則変更）

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則（2003年7月25日文学部人文学科、理工学部電子情報デザイン学科、マイク

ロ機械システム工学科、建築都市デザイン学科、情報理工学部設置に係る教職課程認定申請および昼間主コース定員、夜間主コース定員の統合化および理工学部土木工学科の学科名称変更に係る教職課程の変更届出ならびに理工学部情報学科の募集停止に伴う学則の一部変更)

- 1 この学則は、2004年4月1日から施行する。
- 2 以下に掲げる学部・学科にあつては、存続している間取得できる教育職員免許状の種類および教科は、次の通りとする。

法学部 法学科 昼間主コース・夜間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史、公民

経済学部 経済学科 昼間主コース・夜間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史、公民

経営学部 経営学科 昼間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史、公民、商業

経営学部 経営学科 夜間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史、公民

産業社会学部 産業社会学科 昼間主コース・夜間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史、公民

文学部 哲学科 昼間主コース・夜間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史、公民

文学部 文学科 昼間主コース

中学校教諭一種免許状 国語、英語

高等学校教諭一種免許状 国語、英語

文学部 文学科 夜間主コース

中学校教諭一種免許状 国語

高等学校教諭一種免許状 国語

文学部 史学科 昼間主コース・夜間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史、公民

文学部 地理学科 昼間主コース・夜間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史、公民

理工学部 情報学科

中学校教諭一種免許状 数学

高等学校教諭一種免許状 数学、工業

理工学部 土木工学科

高等学校教諭一種免許状 工業

附 則（2004年3月12日情報理工学部教職課程設置にともなう教科に関する科目別

表ならびに教職科目カリキュラム改革に伴う教職に関する科目別表の一部変更）

この学則（別表）は、2004年4月1日より施行し、2004年度入学生より適用する。なお、2003年度以前入学生については、別途各学部の履修要項（教職課程）に定める。

附 則（2004年3月12日キャリア形成科目設置に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日より施行し、2001年度入学生より適用する。

附 則（2004年3月12日キャリア形成科目の設置に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日より施行し、2001年度入学生より適用する。

附 則（2004年3月12日インターンシップ科目およびキャリア形成科目の設置、カリキュラム改革にともなう一部変更）

この学則は、2004年4月1日より施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用範囲は、法学部履修要項に定める。

附 則（2004年3月12日インターンシップ科目の設置およびカリキュラム改革にともなう一部変更）

この学則は2004年4月1日から施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用範囲は、経済学部履修要項に定める。

附 則（2004年3月12日カリキュラム改革にともなう一部変更）

この学則は、2004年4月1日より施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用範囲は、国際関係学部履修要項に定める。

附 則（2004年3月12日インターンシップの履修上の取り扱いの変更、教職課程認

定のための科目の変更などに伴う変更)

この学則は、2004年4月1日から施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用範囲は、文学部履修要項に定める。

附 則 (2004年3月12日人文学科設置によるカリキュラムの変更に伴う変更)

この学則は、2004年4月1日より施行し、2004年度入学生より適用する。

附 則 (2004年3月12日カリキュラム改正およびMOT入門科目および自由選択科目の設置に伴う一部変更)

この学則は、2004年4月1日から施行する。ただし2003年度以前の入学生の適用範囲については履修要項に定める。

附 則 (2004年3月25日ファイナンスインスティテュートの名称変更、カリキュラム改革および全学インターンシップ科目の設置にともなう一部変更)

この学則は2004年4月1日より施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用範囲は、経済学部、経営学部、理工学部の履修要項に定める。

附 則 (2004年3月25日BKC外国語副専攻改革、文理総合インスティテュートのカリキュラム整備・改革に伴う変更)

この学則は、2004年4月1日より施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用については経済学部・経営学部・理工学部の履修要項に定める。

附 則 (2004年3月25日教養教育カリキュラム改革に伴う変更)

この学則別表は、2004年4月1日から施行し、同日以降の入学生から適用する。ただし、2003年度以前の入学生が改正後の第19条の2別表(1)または(3)に定める科目の単位を修得したときは、学部が定めるところに従い、これを一般教育科目、基礎科目または基礎教育科目として認定することができる。

附 則 (2004年3月26日産業社会学部精神保健福祉士課程の設置に伴う一部変更)

この学則は、2004年4月1日より施行し、2001年度入学生より適用する。

附 則 (2004年3月26日教養教育カリキュラム改革に伴う一部変更)

この学則は、2004年4月1日から施行し、同日以降の入学生から適用する。ただし、2003年度以前の入学生が改正後の第19条の2別表(1)または(3)に定める科目の単位を修得したときは、学部が定めるところに従い、これを一般教育科目、基礎科目または基礎教育科目として認定することができる。

附 則 (2004年3月26日初修外国語学力回復科目の設置、総合人間学プログラムの廃止および放送大学との単位互換協定締結に伴う一部変更)

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則（2004年3月26日法学部昼間主コースおよび夜間主コースの統合にともなう一部変更）

この学則は、2004年4月1日より施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用範囲は、法学部履修要項に定める。

附 則（2004年3月26日理工学部卒業に必要な単位数の変更に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日から施行する。ただし2003年度以前の入学生の適用範囲については理工学部履修要項に定める。

附 則（2004年3月26日情報理工学部教職課程設置にともなう一部変更）

この学則は、2004年4月1日より施行する。

附 則（2004年4月23日国際インスティテュートカリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月23日より施行し、2004年4月1日より適用する。ただし、2003年度以前の入学生の適用範囲は履修要項に定める。

附 則（2005年3月11日英語コミュニケーションコースの廃止および「教職に関する科目」のカリキュラム改革、文学部人文学科、理工学部新設3学科および情報理工学部設置に係る教職課程認定申請に伴う一部変更）

この学則は2005年4月1日から施行する。ただし、教育学コースの変更は2004年4月1日から適用する。

附 則（2005年3月11日）

- 1 この学則は2005年4月1日から施行する。
- 2 適用は2005年度入学生からとする。
- 3 2にかかわらず、2004年度以前入学生にもその一部を適用し、その範囲は履修要項に定める。

附 則（2005年3月11日インターンシップ科目およびボランティアコーディネータープログラムの設置、カリキュラム改革進行にともなう新規科目開設にともなう一部変更）

この学則は、2005年4月1日から施行する。ただし、2004年度以前の入学生の適用範囲は、法学部履修要項に定める。

附 則（2005年3月11日カリキュラムの一部変更に伴う設置科目の追加に係わる変更）

この学則は、2005年4月1日から施行し、2005年度入学生から適用する。

附 則（2005年3月11日キャリア形成科目の設置科目の追加に係わる改正）

この学則は、2005年4月1日から施行する。ただし、2003年度以前入学生の適用範囲は、履修要項に定める。

附 則（2005年3月11日キャリア形成科目設置に伴う一部変更）

この学則は、2005年4月1日から施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用範囲は、履修要項に定める。

附 則（2005年3月11日2005年度産業社会学部カリキュラム改革による設置科目の改編、国際社会コースならびに国際福祉コースの設置および学部英語副専攻の開設にともなう一部変更）

この学則は、2005年4月1日から施行する。ただし、2004年度以前の入学生の適用範囲は、産業社会学部履修要項に定める。

附 則（2005年3月11日文学部心理学科のカリキュラムの改革、公務員進路プログラム・ボランティアコーディネーター養成プログラム開設等に伴う変更）

この学則は、2005年4月1日から施行する。ただし、2004年度以前の入学生の適用範囲は、文学部履修要項に定める。

附 則（2005年3月11日カリキュラム改革にともなう一部変更）

この学則は、2005年4月1日から施行する。ただし、2004年度以前の入学生の適用範囲は、国際関係学部履修要項に定める。

附 則（2005年3月25日経済学部国際経済学科設置、経営学部国際経営学科設置、および文学部学科改編に伴う一部変更）

1 この学則は、2006年4月1日から施行する。

（文学部心理学科の存続に関する経過措置について）

2 文学部心理学科は、変更後の学則の規定にかかわらず、2006年3月31日に当該学科に在学するものが、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（2005年3月25日国際経済学科設置、および経済学科カリキュラム改革に係わる変更）

本規程は2006年4月1日から施行し、2006年度入学生から適用する。

附 則（2005年3月25日国際経営学科設置、および経営学科カリキュラム改革に伴う改正）

本規程は2006年4月1日から施行する。

附 則（2005年3月25日文学部学科改編に伴う変更）

本規程は2006年4月1日から施行する。

附 則（2005年5月27日インスティテュートカリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は2005年5月27日から施行し、2005年度入学者より適用する。

附 則（2005年7月15日理工学部数理科学科から経済学部経済学科への定員の振替えに伴う学則の一部変更）

この学則は2006年4月1日から施行する。

附 則（2005年7月15日経済学部国際経済学科ならびに経営学部国際経営学科の設置に係る教職課程認定申請、文学部心理学科の学生募集停止と人文学科への定員振替に係る教職課程認定変更の届出に伴う、学則の一部変更）

- 1 この学則は、2006年4月1日から施行する。
- 2 以下に掲げる学部・学科にあつては、存続している間取得できる教育職員免許状の種類および教科は、次の通りとする。

文学部 心理学科

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 公民

附 則（2005年11月25日産学協同アントレプレナー教育プログラムの新設に伴う一部変更）

この学則は、2005年11月25日から施行し、2005年4月1日から適用する。ただし、産学協同アントレプレナー教育プログラム科目は、2004年度入学生から適用する。

附 則（2006年1月27日学費納付規程および同施行細則に記載されている学費額を立命館大学学則へ記載変更する。また、立命館大学の2006年度学費額変更に伴い一部変更する。）

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年3月10日）

- 1 この学則は2006年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2005年度以前入学生にもその一部を適用する場合がある。その範囲は履修要項に定める。

附 則（2006年3月10日インターンシップ科目追加、カリキュラム改革進行、ボランティア教育関連科目の新規開設に伴う一部変更）

この学則は、2006年4月1日より施行する。ただし、2004年度以前の入学生の適用範囲は、法学部履修要項に定める。

附 則（2006年3月10日2006年度経済学科カリキュラム改革による設置科目の整理、2006年度国際経済学科開設による設置科目の整理、コーオペ演習の設置に伴うに係わる一部変更）

この学則は2006年4月1日から施行する。ただし、2005年度以前の入学生の適用範囲は、経済学部履修要項に定める。

附 則（2006年3月10日経営学部海外留学科目新設に伴う一部変更）

この学則は2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年3月10日日本語教育プログラムの設置、公務員進路プログラムの設置、コーオペ演習の設置、ボランティア教育関連科目の新規開設および社会調査士課程のカリキュラム変更による設置科目の改編に伴う一部変更）

この学則は、2006年4月1日から施行する。ただし、2005年度以前の入学生の適用範囲は、産業社会学部履修要項に定める。

附 則（2006年3月10日国際関係学部カリキュラム改革に伴う一部変更）

この規程は、2006年4月1日から施行する。ただし、2005年度以前の入学生の適用範囲は、国際関係学部履修要項に定める。

附 則（2006年3月10日文学部カリキュラム改革および教職課程カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2006年4月1日から施行する。ただし、2005年度以前の入学生の適用範囲は、文学部履修要項に定める。

附 則（2006年3月10日政策科学部2006年度カリキュラム改革、ボランティア教育関連科目の新規開設に伴う一部変更）

この学則は、2006年4月1日から施行する。ただし、2005年度以前の入学生の適用範囲は、政策科学部履修要項に定める。

附 則（2006年3月24日早期卒業制度導入、立命館守山高等学校および立命館小学校の設置、「立命館アジア太平洋大学と立命館大学理工学部・情報理工学部連携プログラムの推進に関する諸施策について」（2006年1月25日常任理事会）による入学金の取扱いの変更に伴う一部変更）

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年4月28日大学協議員の構成変更に伴う一部変更）

この学則は、2006年4月28日から施行し、2006年4月1日から適用する。

附 則（2006年4月28日映像学部映像学科設置に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2006年5月12日 教職課程科目カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2006年5月12日から施行し、2006年4月1日から適用する。ただし、2005年度以前入学生については、別途各学部の履修要項（教職課程）に定める。

附 則（2006年7月21日 現代社会学科の設置と産業社会学部産業社会学科および人間福祉学科の学生募集停止に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。ただし、2006年度以前の入学生の適用範囲は、産業社会学部履修要項に定める。

附 則（2006年7月21日産業社会学部現代社会学科および映像学部設置に係る教職課程認定申請に伴う、学則の一部変更）

- 1 この学則は、2007年4月1日から施行する。
- 2 以下に掲げる学部・学科にあつては、存続している間取得できる教育職員免許状の種類および教科は、次の通りとする。

産業社会学部 産業社会学科

中学校教諭一種普通免許状 社会

高等学校教諭一種普通免許状 地理歴史、公民

産業社会学部 人間福祉学科

中学校教諭一種普通免許状 社会

高等学校教諭一種普通免許状 地理歴史、公民、福祉

養護学校一種免許状

附 則（2006年7月28日海外研修プログラムの単位認定に伴う一部変更）

この学則は、2006年7月28日から施行し、2006年4月1日から適用する。

附 則（2006年11月24日 学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第83号）および大学設置基準等文部科学省令の施行ならびに立命館大学の2007年度学費額変更にとまなう一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年1月26日 学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第83号）および大学設置基準等文部科学省令の施行ならびに大学設置基準（平成13年文部科学省告示第51号「多様なメディアを高度に利用して当該授業を教室以外の場所で行うことができる」）の一部改正にとまなう一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。ただし、第19条第7項および第20条2第7

項については2005年4月1日から遡及適用する。

附 則（2007年3月23日 条項の整理、産業社会学部の教育職員免許法改正にともなう一部変更、映像学部映像学科の教職課程および学芸員課程設置にともなう一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。ただし、第19条の4、第51条の2および第51条の3の2006年度以前入学生の適用範囲は、産業社会学部履修要項に定める。また教職に関わる科目別表の2006年度以前入学生の適用範囲は、別途各学部の履修要項（教職課程）に定める。

附 則（2008年1月25日 理工学部数学物理学科廃止に伴う一部変更）

この学則は、2008年1月25日から施行する。

附 則（2007年3月23日生命科学部設置に伴う一部変更）

1 この学則は、2008年4月1日から施行する。

（理工学部応用化学科、化学生物工学科および情報理工学部生命情報学科の存続に関する経過措置について）

2 理工学部応用化学科、化学生物工学科および情報理工学部生命情報学科は、変更後の学則の規定に関わらず、2008年3月31日現在に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（2007年5月25日生命科学部新設に係る教職課程認定申請に伴う、学則の一部変更）

1 この学則は、2008年4月1日から施行する。

2 以下に掲げる学部・学科にあつては、存続している間取得できる教育職員免許状の種類および教科は、次の通りとする。

理工学部 応用化学科

中学校一種免許状 理科

高等学校一種免許状 理科、工業

理工学部 化学生物工学科

中学校一種免許状 理科

高等学校一種免許状 理科、工業

情報理工学部 生命情報学科

中学校一種免許状 理科

高等学校一種免許状 理科、情報

附 則（2007年5月25日薬学部設置に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2007年5月25日総合理工学院の設置に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2007年6月8日薬学部設置申請に向けた文部科学省等への相談結果に基づく別表の一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2007年9月28日科目名および科目内容の整合性を高めるための一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2007年11月30日複数大学との学部共同学位プログラム協定締結および立命館大学の2008年度学費額変更に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年2月22日 2008年度教養教育改革にともなう科目新設および科目名の変更による立命館大学学則別表の一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、「教養ゼミナール」は2007年度以前入学生にも適用する。

附 則（2008年3月13日 2008年度からの法学部改革にともなう一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2007年度以前の入学生の適用範囲は、法学部履修要項に定める。

附 則（2008年3月13日 経営学部開講科目の変更に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2006年度以降入学生にも適用することとする。

附 則（2008年3月13日文学部副専攻の新規コース開設および科目名称変更にともなう別表の一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月13日 理工学部カリキュラム改定およびイングリッシュ・ディプロマ・コースの新設にともなう一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2007年度以前の入学生の適用範囲については、理工学部履修要項に定める。

附 則（2008年3月13日国際関係学部カリキュラム改革にともなう一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2007年度の入学生にも遡及して適

用する。

附 則（2008年3月13日政策科学部科目の新規開設にともなう一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2005年度以前の入学生の適用範囲は、政策科学部履修要項に定める。

附 則（2008年3月13日 学則への教育研究目標の明示にともなう別表条項の整理、生命科学部随意科目の開講および科目名称変更に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月13日 薬学部随意科目の開講に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月13日 国際インスティテュートカリキュラム改革にともなう一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2007年度以前入学生にもその一部を適用する場合がある。その範囲は履修要項に定める。

附 則（2008年3月13日 平成19年度現代GP「琵琶湖で学ぶMOTTAINAI共生学」の科目設置ならびにカリキュラム改革にともなう一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2007年度以前の入学者の適用範囲は、履修要項に定める。

附 則（2008年3月13日 生命科学部の設置届出に係る教職課程認定申請にともなう一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2007年度以前入学生については、別途各学部の履修要項（教職課程）に定める。

附 則（2008年3月13日 異文化理解セミナープログラム見直しに伴う一部変更）

この学則は2008年4月1日から施行し、2007年度以前入学生より適用する。

附 則（2008年3月28日 教育研究上の目的を明示することに伴う一部変更ならびに教育関連機構設置および総合理工学院設置に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月28日 理工学部情報学科に係る本則および附則の整理ならびに数学物理学科廃止に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

（理工学部情報学科の存続に関する経過措置について）

2 理工学部情報学科については、2004年3月31日を持って、学生募集を停止する。

3 理工学部情報学科は、変更後の学則の規定に関わらず、2004年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（2008年3月28日 理工学部数学物理学科の廃止にともなう学費別表の一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年4月25日 公務員進路プログラム関連科目群の再編および産業社会学部「初修外国語高度化科目」の開講に伴う第49条の2別表の一部変更）

この学則は、2008年4月25日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則（2008年4月25日 公務員進路プログラム関連科目群の再編に伴う第53条別表の一部変更）

この学則は、2008年4月25日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則（2008年4月25日 公務員進路プログラムおよびボランティアセンター関連科目群開設ならびに第73条の2の2別表と学芸員に関わる科目別表との重複整理等に伴う第19条の2別表および第73条の2の2別表の一部変更）

この学則は、2008年4月25日から施行し、2008年4月1日から適用する。ただし、2007年度入学生にも適用する。

附 則（2008年5月9日 公務員プログラム科目の改編ならびに学則別表に記載もれのあった科目を記載することに伴う第66条の2別表の一部変更）

この学則は、2008年5月9日から施行し、2008年4月1日から適用する。ただし、「企業研究」については2003年度以降の入学生から適用する。

附 則（2008年3月28日 法学部、国際関係学部および文学部における教学改革による収容定員変更に伴う一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2008年11月28日立命館大学の2009年度学費額変更に伴う一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2009年3月27日単位の取扱の整理および編入学、転入学、学士入学等の整理にともなう一部変更）

1 この学則は、2009年4月1日から施行する。

2 この学則の施行に伴い、昭和27年2月2日に定めた立命館大学転学・編入学に関する規程（規程第96号）は廃止する。

附 則（2009年3月27日国際教育推進機構設置および多様なメディアを高度に利用

した科目の別表明示にともなう一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2009年3月12日環境論コース廃止、外国語コミュニケーションコース再編にともなう別表の一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。ただし、2008年度入学生にも遡及して適用する。

附 則 (2009年3月12日法学部における2006年度からの政策科学部カリキュラム改革および公務行政特修課程専門化プログラム対象科目の変更にとともなう一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。ただし、政策科学部カリキュラム改革にもなう一部変更は2006年度入学生から遡及適用し、法学部カリキュラム改革にとともなう一部変更は2008年度入学生から遡及適用する。

附 則 (2009年3月12日産業社会学部における社会福祉士課程関連科目群の再編および精神保健福祉士課程科目群の再編に伴う第49条の2別表の一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2009年3月12日国際関係学部カリキュラム改革にとともなう一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。ただし、2008年度以前の入学生にも遡及して適用する。

附 則 (2009年3月12日文学部人文学科人文総合科学インスティテュート京都学プログラムおよび言語コミュニケーションプログラムの設置、文学部副専攻「アジア太平洋コース」の募集停止、文学部人文学科人文総合科学インスティテュート学際プログラムのカリキュラム変更、文学部人文学科人文総合科学インスティテュート総合プログラムの募集停止、文学部人文学科人文総合科学インスティテュート国際プログラムのカリキュラム変更にとともなう別表の一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2009年3月12日政策科学部におけるPS・APUプログラム廃止にとともなう一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2009年3月12日映像学部における初年度より変更すべき科目等の是正ならびに教学内容の現代化による英語購読科目の新設にとともなう第73条の2の2別表の一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。ただし、科目等の是正については2008年度

以前の入学生にも適用する。

附 則（2009年3月12日文学部に「京都学プログラム」と「言語コミュニケーションプログラム」を開設することに伴う教職に関わる科目別表の一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。ただし、2008年度以前入学生については、別途各学部の履修要項（教職課程）に定める。

附 則（2009年3月27日 スポーツ健康科学部設置に伴う一部変更）

この学則は、2010年4月1日から施行する。

附 則（2009年4月24日 文学部、理工学部および国際関係学部における3年次編入学定員の設定に伴う学則の一部変更）

この学則は、2010年4月1日から施行する。

附 則（2009年5月15日教養科目（B群）「スポーツ方法実習」の設置に伴う一部変更）

この学則は、2010年4月1日から施行し、2010年度入学者より適用する。

附 則（2009年5月15日スポーツ健康科学部設置に伴う一部変更）

この学則は、2010年4月1日より施行する。

附 則（2009年6月12日 異文化理解セミナーの認定単位数変更による産業社会学部英語副専攻カリキュラムへの「異文化理解セミナー」（2単位）の科目追加に伴う第49条の2別表の一部変更）

この学則は、2009年6月12日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則（2010年1月22日校務の権限の明確化および教務諸規程と学則の整理に伴う一部変更）

- 1 この学則は2010年4月1日から施行する。ただし、第46条第5項および第53条第3号は2010年度入学生から適用する。
- 2 本学則第5条の規定にかかわらず、2010年度の学部および学科別学生の入学定員、編入学定員および収容定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類		入学定員	3年次編入学定員	収容定員
法学部法学科		790		3,330
経済学部	経済学科	535		2,290
	国際経済学科	200		800
	計	735		3,090

経営学部	経営学科		610		2,590
	国際経営学科		150		600
	計		760		3,190
産業社会学部	現代社会学科	現代社会専攻 メディア社会 専攻 スポーツ社会 専攻 人間福祉専攻	840		3,360
		子ども社会専 攻	60		240
		計	900		3,600
文学部人文学科			1,102	6	4,363
理工学部	応用化学科		0		95
	電気電子工学科		94	2	386
	機械工学科		99	2	401
	都市システム工学科		84	2	341
	化学生物工学科		0		80
	環境システム工学科		69	2	281
	電子光情報工学科		79	2	321
	ロボティクス学科		79	2	321
	数理科学科		90		360
	物理科学科		80		320
	電子情報デザイン学科		74	2	321
	マイクロ機械システム工学科		74	2	306
	建築都市デザイン学科		70		280
	計		892	16	3,813
国際関係学部国際関係学科			302	6	1,163
政策科学部政策科学科			360		1,440
情報理工学部	情報システム学科		110		455

	情報コミュニケーション学科	110		455
	メディア情報学科	110		455
	知能情報学科	110		455
	生命情報学科	0		60
	計	440		1,880
映像学部映像学科		150		600
薬学部薬学科		100		300
生命科学部	応用化学科	80		240
	生物工学科	80		240
	生命情報学科	60		180
	生命医科学科	60		180
	計	280		840
スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科		220		220
合計		7,031	28	27,829

附 則（2010年3月26日 学費減免、学費および諸費の返還ならびに科目等履修料等の整理に伴う一部変更）

この学則は、2010年4月1日から施行する。

附 則（2010年9月24日 別表1—3への条項追加に伴う一部改正）

この学則は、2010年9月26日から施行する。

附 則（2011年1月28日 転籍の単位認定に関する準用条項の追加に伴う一部変更）

1 この学則は、2011年4月1日から施行する。

2 本学則第5条の規定にかかわらず、2011年度の学部および学科別学生の入学定員、編入学定員および収容定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類		入学定員	3年次編 入学定員	収容定員
法学部法学科		790		3,245
経済学部	経済学科	535		2,240
	国際経済学科	200		800
	計	735		3,040
経営学部	経営学科	610		2,540

	国際経営学科	150		600
	計	760		3,140
産業社会学部	現代社会学科	840		3,360
	現代社会専攻			
	メディア社会専攻			
	スポーツ社会専攻			
	人間福祉専攻			
	子ども社会専攻	60		240
	計	900		3,600
文学部人文学科		1,102	6	4,396
理工学部	電気電子工学科	94	2	382
	機械工学科	99	2	402
	都市システム工学科	84	2	342
	環境システム工学科	69	2	282
	電子光情報工学科	79	2	322
	ロボティクス学科	79	2	322
	数理科学科	90		360
	物理科学科	80		320
	電子情報デザイン学科	74	2	302
	マイクロ機械システム工学科	74	2	302
	建築都市デザイン学科	70		280
	計	892	16	3,616
国際関係学部	国際関係学科	302	6	1,196
政策科学部	政策科学科	360		1,440
情報理工学部	情報システム学科	110		440
	情報コミュニケーション学科	110		440
	メディア情報学科	110		440
	知能情報学科	110		440
	計	440		1,760
映像学部	映像学科	150		600
薬学部	薬学科	100		400

生命科学部	応用化学科	80		320
	生物工学科	80		320
	生命情報学科	60		240
	生命医科学科	60		240
	計	280		1,120
スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科		220		440
合計		7,031	28	27,993

附 則（2011年3月25日 文学部の入学定員等の変更、理工学部電子情報デザイン学科の電子情報工学科への名称変更および理工学部の学科再編による定員変更等に伴う一部変更）

- この学則は、2012年4月1日から施行する。
- 理工学部電子光情報工学科およびマイクロ機械システム工学科は、2012年3月31日をもって学生募集を停止する。
- 理工学部電子光情報工学科、電子情報デザイン学科およびマイクロ機械システム工学科は、変更後の学則の規定にかかわらず、2012年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 前項にかかわらず、理工学部電子光情報工学科、電子情報デザイン学科およびマイクロ機械システム工学科は、2012年4月1日以後においても、当該学科に在学する者の属する年次には、転入学、編入学、転籍または再入学者を受け入れることができるものとする。
- 本学則第5条の規定にかかわらず、2012年度から2014年度の入学定員、編入学定員および収容定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類		年度	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
法学部法学科		2012年度	790		3,160
		2013年度			
		2014年度			
経済学部	経済学科	2012年度	535		2,190
		2013年度			2,140
		2014年度			
	国際経済学科	2012年度	200		800

			2013年度			
			2014年度			
	計	2012年度	735		2,990	
		2013年度			2,940	
		2014年度				
経営学部	経営学科	2012年度	610		2,490	
		2013年度			2,440	
		2014年度				
	国際経営学科	2012年度	150		600	
		2013年度				
		2014年度				
	計	2012年度	760		3,090	
		2013年度			3,040	
		2014年度				
	産業社会学部	現代社会学科	現代社会専攻	2012年度	840	
メディア社会専攻			2013年度			
スポーツ社会専攻			2014年度			
人間福祉専攻						
子ども社会専攻			2012年度	60		240
			2013年度			
			2014年度			
計		2012年度	900		3,600	
		2013年度				
		2014年度				
文学部人文学科			2012年度	1,105	0	4,420
			2013年度			4,414
			2014年度			4,417
理工学部	電気電子工学科		2012年度	142	2	429
			2013年度			476
			2014年度		12	534

機械工学科	2012年度	160	2	462
	2013年度			522
	2014年度		10	591
都市システム工学科	2012年度	84	2	341
	2013年度			340
	2014年度			
環境システム工学科	2012年度	69	2	281
	2013年度			280
	2014年度			
電子光情報工学科	2012年度	0	2	242
	2013年度			162
	2014年度		0	81
ロボティクス学科	2012年度	83	2	325
	2013年度			328
	2014年度		6	336
数理科学科	2012年度	90		360
	2013年度			
	2014年度			
物理科学科	2012年度	80		320
	2013年度			
	2014年度			
電子情報デザイン学科	2012年度	0	2	227
	2013年度			152
	2014年度		0	76
電子情報工学科	2012年度	94	0	94
	2013年度		0	188
	2014年度		8	290
マイクロ機械システム工学科	2012年度	0	2	227
	2013年度			152

		2014年度		0	76
	建築都市デザイン学科	2012年度	70	16	296
		2013年度			
		2014年度			
	計	2012年度	872	32	3,604
		2013年度			
		2014年度			
			56	3,596	
国際関係学部国際関係学科	2012年度	302	6	1,223	
	2013年度			1,220	
	2014年度				
政策科学部政策科学科	2012年度	360		1,440	
	2013年度				
	2014年度				
情報理工学部	情報システム学科	2012年度	110		440
		2013年度			
		2014年度			
	情報コミュニケーション学科	2012年度	110		440
		2013年度			
		2014年度			
	メディア情報学科	2012年度	110		440
		2013年度			
		2014年度			
	知能情報学科	2012年度	110		440
		2013年度			
		2014年度			
	計	2012年度	440		1,760
		2013年度			
		2014年度			
映像学部映像学科	2012年度	150		600	
	2013年度				

		2014年度				
薬学部薬学科		2012年度	100		500	
		2013年度			600	
		2014年度				
生命科学部	応用化学科	2012年度	80		320	
		2013年度				
		2014年度				
	生物工学科	2012年度	80		320	
		2013年度				
		2014年度				
	生命情報学科	2012年度	60		240	
		2013年度				
		2014年度				
	生命医科学科	2012年度	60		240	
		2013年度				
		2014年度				
	計	2012年度	280		1,120	
		2013年度				
		2014年度				
	スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科		2012年度	220		660
			2013年度			880
			2014年度			
	合計		2012年度	7,014	38	28,167
			2013年度			28,366
2014年度					62	28,373

附 則（2011年4月22日 学費額変更に伴う一部変更）

この学則は、2011年4月22日から施行し、2011年4月1日から適用する。

附 則（2011年5月27日緊急災害による休学期間および在籍料の追加に伴う一部変更）

この学則は、2011年5月27日から施行し、2011年4月1日から適用する。

附 則（2012年 3 月23日 大学院学則の全部変更および総合理工学院の解消等に伴う一部変更）

この学則は、2012年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2012年 3 月23日 立命館大学の2012年度学費変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2012年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、2016年 3 月31日（薬学部は2018年 3 月31日）まで、第46条、第50条、第62条、第62条の 3 から第62条の 7、第63条、第65条、第65条の 2、第66条および第68条第 1 項から同第 3 項はなお従前の例によるものとし、第53条第 1 号は「学費、在籍料または特別在学料を納めない者」とする。
 - (1) 2012年 3 月31日に在籍する者
 - (2) 2012年度に 2 年次以上に再入学、転入学、編入学または学士入学する者
 - (3) 2013年度に 3 年次以上に再入学、転入学、編入学または学士入学する者
 - (4) 2014年度に 4 年次以上に再入学する者
 - (5) 2015年度に 5 年次以上に再入学する者
 - (6) 2016年度に薬学部の 6 年次以上に再入学する者
 - (7) 2017年度に薬学部の 7 年次以上に再入学する者
- 3 前 2 項にかかわらず、理工学部、情報理工学部、生命科学部、スポーツ健康科学部および薬学部の授業料、教育充実費および実験実習料は、前項の各号のいずれかに該当する者については、2015年度（薬学部は2017年度）まで次表のとおりとする。

（単位：円）

学部	学科等	費目	1年次（年間）	2年次（年間）	3年次（年間）	4年次（年間） （注1）
理工学部	物理科学科、電気電子工学科、電子光情報工学科、電子情報デザイン学科、機械工学科、ロボティクス学科、マイクロ機	授業料	1,098,000	1,098,000	1,098,000	1,098,000
		実験実習料 （2007年度以前の入学者）	—	—	—	135,000
		実験実習料 （2008年度以降の入学者）	105,000	105,000	105,000	105,000
		教育充実費	155,000	315,000	315,000	315,000

	械システム工 学科、都市シス テム工学科、環 境システム工 学科および建 築都市デザイ ン学科					
	数理科学科	授業料	1,098,000	1,098,000	1,098,000	1,098,000
		実験実習料 (2007年度以 前の入学者)	—	—	—	65,000
		実験実習料 (2008年度以 降の入学者)	50,000	50,000	50,000	50,000
		教育充実費	155,000	315,000	315,000	315,000
情報 理工 学部	情報システム 学科、情報コミ ュニケーショ ン学科、メディ ア情報学科、知 能情報学科、生 命情報学科	授業料	1,098,000	1,098,000	1,098,000	1,098,000
		実験実習料 (2007年度以 前の入学者)	—	—	—	135,000
		実験実習料 (2008年度以 降の入学者)	105,000	105,000	105,000	105,000
		教育充実費	155,000	315,000	315,000	315,000
生命 科学 部	応用化学科、生 物工学科、生命 情報学科、生命 医科学科	授業料	1,098,000	1,098,000	1,098,000	1,098,000
		実験実習料	135,000	135,000	135,000	135,000
		教育充実費	155,000	315,000	315,000	315,000
スポ ーツ 健康 科学	スポーツ健康 科学科	授業料	915,000	915,000	915,000	915,000
		教育充実費	103,000	263,000	263,000	263,000

部						
---	--	--	--	--	--	--

学部	学科	費目	1年次	2年次	3年次	4年次
薬学部	薬学科	授業料	1,574,000	1,574,000	1,574,000	1,574,000
		実験実習料	242,000	242,000	242,000	242,000
		教育充実費	242,000	452,000	452,000	452,000
		区分	5年次	6年次 (注1)		
		授業料	1,574,000	1,574,000		
		実験実習料	242,000	242,000		
		教育充実費	452,000	452,000		

注1 5年次（薬学部は7年次）以降は、4年次（薬学部は6年次）の金額と同額とする。

4 第1項にかかわらず、第2項の各号のいずれかに該当する者のうち次の各号のいずれかに該当する者で、次表の区分ごとに定める要件をすべて満たす場合については、2015年度（薬学部は2017年度）までは、当該年次の授業料を年額の2分の1とし、教育充実費および実験実習料は徴収しない。ただし、長期履修生は適用しない。

- (1) 在学期間が修業年限を超えた5年次生以上の者（薬学部は7年次生以上の者）
- (2) 情報理工学部において原級に留置されたことがある4年次生以上の者
- (3) 薬学部において原級に留置されたことがある6年次生以上の者

区分		要件
4月入学者	当該年次の前期学期に在学する場合（留学および国内交流派遣は除く）	(1) 前期学期の受講登録において、当該年次の授業科目の受講登録単位数と改正後の第37条第2項にもとづき認定する単位数の合計が1単位以上8単位以内であること。 (2) 前期学期の受講登録において、卒業見込みとなること。 (3) 後期学期の受講登録においても(1)の要件を満たしていること（前期学期に卒業した場合は除く）。
	当該年次の前期学期に休学、留学もしくは国内交流派遣をしていた場合または後期学期に	(1) 後期学期の受講登録において、当該年次の授業科目の受講登録単位数と改正後の第37条第2項にもとづき認定する単位数の合計が1単位以上8単位以内であること。 (2) 後期学期の受講登録において、卒業見込みとなること。

	再入学する場合	
9月 入学 者	当該年次の後期学期に在学する場合（留学および国内交流派遣は除く）	(1) 後期学期の受講登録において、当該年次の授業科目の受講登録単位数と改正後の第37条第2項にもとづき認定する単位数の合計が1単位以上8単位以内であること。 (2) 後期学期の受講登録において、卒業見込みとなること。 (3) 前期学期の受講登録においても(1)の要件を満たしていること（後期学期に卒業した場合を除く）。
	当該年次の後期学期に休学、留学もしくは国内交流派遣をしていた場合または前期学期に再入学する場合	(1) 前期学期の受講登録において、当該年次の授業科目の受講登録単位数と改正後の第37条第2項にもとづき認定する単位数の合計が1単位以上8単位以内であること。 (2) 前期学期の受講登録において、卒業見込みとなること。

附 則（2012年 7 月 27 日 入学検定料に関わる免除措置および見直し等に伴う一部変更）

この学則は、2012年 7 月 27 日から施行し、2012年 5 月 1 日から適用する。

附 則（2012年 3 月 23 日 国際関係学部の入学定員等の変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2013年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の学則第 5 条にかかわらず、国際関係学部の2013年度から2015年度の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	2013年度	2014年度	2015年度
国際関係学部	国際関係学科	1,217	1,214	1,217

附 則（2013年 1 月 25 日 資格課程および他学部受講の追加ならびに改廃手続きの変更等に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2013年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2013年 3 月 31 日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（2013年 1 月 25 日 2012年 3 月 23 日変更に伴う経過措置の一部変更）

2012年 3 月 23 日変更の附則第 2 項にかかわらず、2013年度以降は、インスティテュート費を徴収しない。

附 則（2013年 3 月 22 日 科目等履修料の一部追加に伴う第64条別表の一部変更）

この学則は、2013年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2013年 5 月 24 日 入学検定料の区分名称変更等に伴う第62条の 2 別表の一

部変更)

この学則は、2013年5月24日から施行する。

附 則 (2014年1月24日 変更手続の変更に伴う一部変更)

この学則は、2014年4月1日から施行する。

附 則 (2014年3月28日 創薬科学科設置に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条にかかわらず、薬学部創薬科学科の2015年度から2017年度の収容定員は次表のとおりとする。

学部	学科	2015年度	2016年度	2017年度
薬学部	創薬科学科	60	120	180

附 則 (2014年3月28日 2012年3月23日の2012年度学費変更に伴う経過措置の一部変更)

2012年3月23日学費変更に伴う附則第4項第1号から第3号を次のとおりとする。

- (1) 在学期間が修業年限を超えた5年次生以上の者
- (2) 情報理工学部において、在学期間が修業年限を超えた5年次生以上の者または原級に留置されたことにより在学期間が修業年限を超えた者
- (3) 薬学部薬学科において、在学期間が修業年限を超えた7年次生以上の者または原級に留置されたことにより在学期間が修業年限を超えた者

附 則 (2014年5月23日 入学検定料の区分変更に伴う納付金等別表1の一部変更)

この学則は、2014年5月23日から施行し、2015年度入学を志願する者から適用する。

附 則 (2014年5月23日 創薬科学科設置に伴う一部変更)

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則 (2014年9月26日 副学長体制の変更および学長補佐の追加に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2015年1月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第9条および第11条の3は、2014年4月1日から適用する。

附 則 (2015年1月23日 科目等履修料の徴収対象の追加および一部廃止ならびに除籍対象の追加に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第53条は、2015年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（2015年 1 月23日 総合心理学部設置に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2016年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 5 条にかかわらず、文学部人文学科および総合心理学部総合心理学科の2016年度から2018年度の収容定員および収容定員の合計は次表のとおりとする。

学部	学科	2016年度	2017年度	2018年度
文学部	人文学科	4,220	4,020	3,820
総合心理学部	総合心理学科	280	560	840
収容定員の合計		28,580	28,720	28,860

附 則（2015年 3 月27日 「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」および「学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」の施行に伴う一部変更）

この学則は、2015年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2015年 5 月22日 情報理工学部の 3 年次編入学定員の設定に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2016年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 5 条にかかわらず、2016年度から2018年度の情報理工学部情報システム学科、情報コミュニケーション学科、メディア情報学科および知能情報学科の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

学部	学科	2016年度	2017年度	2018年度
情報理工学部	情報システム学科	450	460	460
	情報コミュニケーション学科	450	460	460
	メディア情報学科	450	460	460
	知能情報学科	450	460	460
	計	1,800	1,840	1,840
収容定員の合計		28,620	28,800	28,940

附 則（2016年 1 月22日 入学検定料の免除対象の追加および授業料等の変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2016年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2016年 3 月31日に在籍する者および同日に在学する者の属する年次に2016年 4 月 1 日以降に再入学、転入学、編入学または学士入学する者については、なお従前の例による。

3 第1項にかかわらず、変更後の第64条納付金等別表5—1は、2015年度以前に開始した教育職員免許状取得のためのプログラムの科目等履修生は、なお従前の例による。

4 第1項にかかわらず、変更後の第22条は、2015年度の入学を出願する者から適用する。

附 則（2016年1月22日 立命館大学の収容定員の変更、経済学部国際経済学科の募集停止および情報理工学部の学科再編に伴う一部変更）

1 この学則は、2017年4月1日から施行する。

2 経済学部国際経済学科、情報理工学部情報システム学科、情報コミュニケーション学科、メディア情報学科および知能情報学科は、2017年3月31日をもって学生募集を停止する。

3 変更後の第4条にかかわらず、経済学部国際経済学科、情報理工学部情報システム学科、情報コミュニケーション学科、メディア情報学科および知能情報学科は、2017年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続する。

4 第2項にかかわらず、経済学部国際経済学科、情報理工学部情報システム学科、情報コミュニケーション学科、メディア情報学科および知能情報学科は、2017年3月31日に当該学科に在学する者の属する年次に、2017年4月1日以降に編入学、転入学、再入学または転籍する者を受け入れることができる。

5 変更後の第5条にかかわらず、2017年度から2019年度の経済学部、経営学部、文学部、理工学部、国際関係学部、政策科学部、情報理工学部、映像学部、生命科学部およびスポーツ健康科学部の収容定員ならびに全学部の収容定員の合計は、次表のとおりとする。

学部	学科	2017年度	2018年度	2019年度
経済学部	経済学科	2,400	2,660	2,920
	国際経済学科	600	400	200
	計	3,000	3,060	3,120
経営学部	経営学科	2,505	2,570	2,635
	国際経営学科	600	600	600
	計	3,105	3,170	3,235
文学部	人文学科	4,095	3,970	3,845
理工学部	電気電子工学科	604	616	628
	機械工学科	673	686	699
	都市システム工学科	347	354	361
	環境システム工学科	286	292	298

	ロボティクス学科	351	358	365
	数理科学科	367	374	381
	物理科学科	328	336	342
	電子情報工学科	400	408	416
	建築都市デザイン学科	321	330	351
	計	3,677	3,754	3,841
国際関係学部	国際関係学科	1,250	1,280	1,310
政策科学部	政策科学科	1,490	1,540	1,590
情報理工学部	情報理工学科	515	1,030	1,505
	情報システム学科	340	220	110
	情報コミュニケーション学科	340	220	110
	メディア情報学科	340	220	110
	知能情報学科	340	220	110
	計	1,875	1,910	1,945
映像学部	映像学科	610	620	630
生命科学部	応用化学科	351	382	413
	生物工学科	326	332	338
	生命情報学科	244	248	252
	生命医科学科	244	248	252
	計	1,165	1,210	1,255
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	895	910	925
収容定員の合計		29,262	29,864	30,416

附 則（2017年1月27日 立命館大学外国人留学生学費減免規程の名称変更および経済学部経済学科の授業料の変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2017年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第62条の4納付金等別表3・1・1および納付金等別表3・2は、2017年4月1日以降の入学から適用し、2017年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（2017年1月27日 食科学部および国際関係学部アメリカン大学・立命館大学国際連携学科の設置、理工学部学科再編ならびに法学部、産業社会学部等の入学定員等の変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2018年4月1日から施行する。
- 2 理工学部都市システム工学科および環境システム工学科は、2018年3月31日をもって学生募集を停止する。
- 3 変更後の第4条にかかわらず、理工学部都市システム工学科および環境システム工学科は、2018年3月31日に当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続する。
- 4 第2項にかかわらず、理工学部都市システム工学科および環境システム工学科は、2018年3月31日に当該学科に在学する者の属する年次に、2018年4月1日以降に編入学、転入学、再入学または転籍する者を受け入れることができる。
- 5 変更後の第5条にかかわらず、2018年度から2020年度までの法学部、産業社会学部、理工学部環境都市工学科、都市システム工学科、環境システム工学科、国際関係学部アメリカン大学・立命館大学国際連携学科および食科学部の収容定員ならびに収容定員の合計は、次表のとおりとする。

学部	学科		2018年度	2019年度	2020年度
法学部	法学科		3,125	3,090	3,055
産業社会学部	現代社会学科	現代社会専攻	3,280	3,200	3,120
		メディア社会専攻			
		スポーツ社会専攻			
		人間福祉専攻			
		子ども社会専攻	230	220	210
		計	3,510	3,420	3,330
理工学部	環境都市工学科		166	332	502
	都市システム工学科		263	179	93
	環境システム工学科		217	148	77
国際関係学部	アメリカン大学・立命館大学国際連携学科		25	50	75
食科学部	食科学科		320	640	960
収容定員の合計			30,104	30,866	31,548

- 6 第1項にかかわらず、変更後の第62条の4納付金等別表3—1—1は、2018年4月1日以降の入学者から適用し、2018年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（2017年4月28日 新学部 of 学部および学科 of 名称 of 変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2018年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条にかかわらず、2018年度から2020年度までの食マネジメント学部 of 収容定員は、次表のとおりとする。

学部	学科	2018年度	2019年度	2020年度
食マネジメント学部	食マネジメント学科	320	640	960

附 則（2017年5月26日 副学長の任期 of 追加に伴う一部変更）

この学則は、2017年5月26日から施行し、2017年4月1日から適用する。

附 則（2017年11月24日 学期名称、他大学等において修得した単位を認定する場合 of 表記等 of 変更および2016年1月22日附則第5項 of 変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2018年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第35条の2第4項は、2018年4月1日に在籍する学生が2018年3月31日以前に修得した単位について適用する。
- 3 2017年4月1日施行 of この学則 of 附則第5項 of 表を次のとおりに変更する。

学部	学科	2017年度	2018年度	2019年度
経済学部	経済学科	2,400	2,660	2,920
	国際経済学科	600	400	200
	計	3,000	3,060	3,120
経営学部	経営学科	2,505	2,570	2,635
	国際経営学科	600	600	600
	計	3,105	3,170	3,235
文学部	人文学科	4,095	3,970	3,845
理工学部	電気電子工学科	604	616	628
	機械工学科	673	686	699
	都市システム工学科	347	354	361
	環境システム工学科	286	292	298

	ロボティクス学科	351	358	365
	数理科学科	367	374	381
	物理科学科	326	332	340
	電子情報工学科	400	408	416
	建築都市デザイン学科	333	354	363
	計	3,687	3,774	3,851
国際関係学部	国際関係学科	1,250	1,280	1,310
政策科学部	政策科学科	1,490	1,540	1,590
情報理工学部	情報理工学科	475	950	1,465
	情報システム学科	350	240	120
	情報コミュニケーション学科	350	240	120
	メディア情報学科	350	240	120
	知能情報学科	350	240	120
	計	1,875	1,910	1,945
映像学部	映像学科	610	620	630
生命科学部	応用化学科	351	382	413
	生物工学科	326	332	338
	生命情報学科	244	248	252
	生命医科学科	244	248	252
	計	1,165	1,210	1,255
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	895	910	925
収容定員の合計		29,272	29,884	30,426

4 第1項にかかわらず、前項の変更は2017年4月1日から適用する。

附 則（2018年1月26日 グローバル教養学部の設置に伴う一部変更）

1 この学則は、2019年4月1日から施行する。

2 変更後の第5条にかかわらず、2019年度から2021年度までのグローバル教養学部の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

学部	学科	2019年度	2020年度	2021年度
----	----	--------	--------	--------

グローバル教養学部	グローバル教養学科	100	200	300
収容定員の合計		30,966	31,748	32,068

附 則（2018年3月23日 附属施設および機関の追加ならびに国際関係学部アメリカン大学・立命館大学国際連携学科の学生に係る転籍の追加に伴う一部変更）

この学則は、2018年4月1日から施行する。

附 則（2018年5月25日 グローバル教養学部の設置に伴う法学部法学科、経済学部経済学科ならびに経営学部経営学科および経営学部国際経営学科の入学定員ならびに収容定員の変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2019年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条にかかわらず、2019年度から2021年度までの法学部、経済学部および経営学部の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

学部	学科	2019年度	2020年度	2021年度
法学部	法学科	3,055	2,985	2,915
経済学部	経済学科	3,085	3,110	3,075
経営学部	経営学科	2,610	2,650	2,625
	国際経営学科	595	590	585
	計	3,205	3,240	3,210
収容定員の合計		30,866	31,548	31,768

附 則（2018年11月30日 専門職大学、専門職短期大学の制度化および編入学、転入学等の単位認定に関する追記等に伴う一部変更）

この学則は2019年4月1日より施行する。

附 則（2019年1月25日 文学部の定員変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条にかかわらず、2020年度から2022年度までの文学部の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

学部	学科	2020年度	2021年度	2022年度
文学部	人文学科	3,975	4,030	4,085
収容定員の合計		31,603	31,878	31,933

附 則（2020年1月24日 授業料等の納付金の変更等に伴う一部変更）

この学則は2020年4月1日から施行する。

附 則（2021年3月26日 入試方式の名称変更に伴う一部変更）

この学則は2021年4月1日から施行する。

附 則（2022年1月28日 授業料等の納付金の変更、科目等履修生選考料および聴講生選考料の廃止、聴講生登録料の新設等に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2022年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2022年3月31日に在籍する者および同日に在学する者の属する年次に2022年4月1日以降に再入学、転入学、編入学または学士入学する者については、なお従前の例による。

附 則（2023年1月27日 映像学部の入学定員および収容定員の変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2024年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条にかかわらず、2024年度から2026年度までの映像学部の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

学部	学科	2024年度	2025年度	2026年度
映像学部	映像学科	720	800	880
収容定員の合計		32,068	32,148	32,228

附 則（2024年1月26日 大学設置基準の改正および授業料の変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は2024年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第62条の4納付金別表3・1・1および3・1・2は、2024年3月31日に在籍する者および同日に在学する者の属する年次に2024年4月1日以降に再入学、転入学、編入学または学士入学する者については、なお従前の例による。

附 則（2025年1月24日 大学協議会の構成、単位の計算方法、各授業科目の授業期間および授業料等の納付金の変更ならびに入学許可の取消しの追記に伴う一部変更）

- 1 この学則は2025年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2025年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。
- 3 前項にかかわらず、改正後の第34条第1項および第35条は、2014年4月1日以降に入学し、2025年3月31日に在籍する者に適用する。

納付金等別表1（入学検定料）

（第62条の2関連）

(単位：円)

区分		金額
以下の入学試験方式以外の入学試験		35,000
同一日に実施する同一入学試験で、複数の学科、学域または専攻に併願する入学試験		45,000
共通テスト方式		18,000
二段階選考を行う特別入学試験	1次選考	15,000
	2次選考	20,000
AO英語基準入学試験		5,000
推薦英語基準入学試験		

納付金等別表 2 (入学金)

(第62条の3 関連)

(単位：円)

区分	金額
入学、編入学、転入学、学士入学	200,000
再入学	10,000

納付金等別表 3－1－1 (授業料)

(第62条の4 関連)

(単位：円)

学部	学科および専攻	費目	1年次	2年次	3年次	4年次 (注1)
法学部	法学科	春学期授業料	543,500	543,500	543,500	543,500
		秋学期授業料	543,500	543,500	543,500	543,500
経済学部	経済学科	春学期授業料	561,800	561,800	561,800	561,800
		秋学期授業料	561,800	561,800	561,800	561,800
経営学部	経営学科	春学期授業料	543,500	543,500	543,500	543,500
		秋学期授業料	543,500	543,500	543,500	543,500

学部	国際経営学科	春学期授業料	610,700	610,700	610,700	610,700
		秋学期授業料	610,700	610,700	610,700	610,700
産業社会学部	現代社会学科現代社会専攻、メディア社会専攻、スポーツ社会専攻、人間福祉専攻	春学期授業料	637,100	637,100	637,100	637,100
		秋学期授業料	637,100	637,100	637,100	637,100
	現代社会学科子ども社会専攻	春学期授業料	673,500	673,500	673,500	673,500
		秋学期授業料	673,500	673,500	673,500	673,500
	人文学科地域研究学域	春学期授業料	633,300	633,300	633,300	633,300
		秋学期授業料	633,300	633,300	633,300	633,300
文学部	人文学科人間研究学域教育人間学専攻、日本史研究学域考古学・文化遺産専攻	春学期授業料	621,800	633,300	633,300	633,300
		秋学期授業料	621,800	633,300	633,300	633,300
	人文学科人間研究学域哲学・倫理学専攻、日本文学研究学域、日本史研究学域日本史学専攻、東アジア研究学域、国際文化学域、国際コミュニケーション学域、言語コミュニケーション学域	春学期授業料	621,800	621,800	621,800	621,800
		秋学期授業料	621,800	621,800	621,800	621,800
理工学部	数理科学科	春学期授業料	830,400	830,400	830,400	830,400
		秋学期授業料	830,400	830,400	830,400	830,400
	物理科学科、電気電子工学科、電子	春学期授業料	860,700	860,700	860,700	860,700
		秋学期授業料	860,700	860,700	860,700	860,700

	情報工学科、機械工学科、ロボティクス学科、環境都市工学科、建築都市デザイン学科					
国際関係学部	国際関係学科	春学期授業料	699,400	699,400	699,400	699,400
		秋学期授業料	699,400	699,400	699,400	699,400
政策科学部	政策科学科	春学期授業料	647,100	647,100	647,100	647,100
		秋学期授業料	647,100	647,100	647,100	647,100
情報理工学部	情報理工学科	春学期授業料	860,700	860,700	860,700	860,700
		秋学期授業料	860,700	860,700	860,700	860,700
映像学部	映像学科	春学期授業料	1,015,400	1,015,400	1,015,400	1,015,400
		秋学期授業料	1,015,400	1,015,400	1,015,400	1,015,400
生命科学部	応用化学科、生物工学科、生命情報科学科、生命医科学科	春学期授業料	877,200	877,200	877,200	877,200
		秋学期授業料	877,200	877,200	877,200	877,200

ス ポ ー ツ 健 康 科 学 部	スポーツ健康科学 科	春学期授業料	688,500	688,500	688,500	688,500
		秋学期授業料	688,500	688,500	688,500	688,500
薬 学 部	創薬科学科	春学期授業料	988,300	988,300	988,300	988,300
		秋学期授業料	988,300	988,300	988,300	988,300
総 合 心 理 学 部	総合心理学科	春学期授業料	666,900	666,900	666,900	666,900
		秋学期授業料	666,900	666,900	666,900	666,900
食 マ ネ ジ メ ン ト 学 部	食マネジメント学 科	春学期授業料	672,100	672,100	672,100	672,100
		秋学期授業料	672,100	672,100	672,100	672,100
グ ロ ー バ	グローバル教養学 科	春学期授業料	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000
		秋学期授業料	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000

ル 教 養 学 部						
-----------------------	--	--	--	--	--	--

注1 5年次以降は、4年次の金額と同額とする。

納付金等別表3—1—2（6年制の授業料）

（第62条の4 関連）

（単位：円）

学部	学科	費目	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次 (注1)
薬学部	薬学科	春学期授業料	998,400	1,198,400	1,198,400	1,198,400	1,198,400	1,198,400
		秋学期授業料	1,198,400	1,198,400	1,198,400	1,198,400	1,198,400	1,198,400

注1 7年次以降は、6年次の金額と同額とする。

納付金等別表4—1（在籍料）

（第62条の6 関連）

（単位：円）

学部および学科等	金額
全学部	5,000（学期につき）

納付金等別表4—2（特別在学科料）

（第62条の7 関連）

（単位：円）

学部および学科等	金額
全学部	5,000（学期につき）

納付金等別表5—1（科目等履修料）

（第64条 関連）

（単位：円）

区分	金額
----	----

法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、国際関係学部、政策科学部、文学部、スポーツ健康科学部および総合心理学部の科目	23,200（1単位につき）
理工学部、情報理工学部、生命科学部および映像学部の専門科目	34,000（1単位につき）
理工学部、情報理工学部、生命科学部および映像学部の専門科目以外の科目	23,200（1単位につき）
佛教大学との教育交流協定により中学校・高等学校教諭免許状（理科）取得のためのプログラムとして指定した授業科目（履修科目一括）（理工学部）	プログラム初年度～2年度 289,200（年額） プログラム3年度 287,700（年額）
佛教大学との教育交流協定により中学校・高等学校教諭免許状（理科）取得のためのプログラムとして指定した授業科目（履修科目一括）（生命科学部）	プログラム初年度～2年度 300,900（年額） プログラム3年度 298,200（年額）
佛教大学との教育交流協定により中学校・高等学校教諭免許状（保健体育）取得のためのプログラムとして指定した授業科目（履修科目一括）	プログラム初年度～2年度 216,600（年額） プログラム3年度 215,100（年額）
Study in Kansai Program	402,900（学期につき）

納付金等別表 5－2（聴講料）

（第64条の2 関連）

（単位：円）

区分	金額
法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、国際関係学部、政策科学部、文学部、スポーツ健康科学部および総合心理学部の科目	13,700（1単位につき）
理工学部、情報理工学部、生命科学部および映像学部の専門科目	20,300（1単位につき）
理工学部、情報理工学部、生命科学部および映像学部の専門科目以外の科目	13,700（1単位につき）

納付金等別表 5－3（特別履修料）

（第64条の4 関連）

(単位：円)

学部および学科等	金額
全学部	402,900 (学期につき)

立命館大学大学院学則案

〔2026（令和8）年4月1日施行〕

2025（令和7）年1月24日 理事会決定

学 校 法 人 立 命 館

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、立命館大学学則第6条第2項にもとづき、大学院に関する事項を定める。

(目的)

第2条 本大学院は、立命館建学の精神および教学理念に則り、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥をきわめ、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院のうち、専門職大学院は、学術の理論および応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うことを目的とする。

3 各研究科の教育研究上の目的は、各研究科則に定める。

(大学院の課程)

第3条 本大学院に、修士課程、博士課程および専門職学位課程を置く。

2 博士課程は、前期2年および後期3年の課程に区分し、またはこの区分を設けないものとする。

3 区分を設けるものは、博士課程の前期2年の課程を博士課程前期課程、後期3年の課程を博士課程後期課程とする。

4 区分を設けないものは、標準修業年限5年の一貫制博士課程と標準修業年限4年の4年制博士課程とする。

5 博士課程前期課程は、修士課程として取り扱う。

6 専門職学位課程のうち、第5条第2号に定める法務研究科を法科大学院、教職研究科を教職大学院とする。

(課程の目的)

第4条 修士課程および博士課程前期課程（以下「修士課程等」という。）は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな

学識を養うことを目的とする。

3 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うことを目的とする。

4 専門職学位課程のうち、法科大学院は、専ら法曹養成のための教育を、教職大学院は専ら小学校、中学校、高等学校および中等教育学校（以下「小学校等」という。）の高度の専門的な能力および優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。

（研究科および専攻）

第5条 本大学院に、次表の研究科および専攻を置く。

（1）大学院

研究科名	専攻名	課程の別
法学研究科	法学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
経済学研究科	経済学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
経営学研究科	企業経営専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
社会学研究科	応用社会学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
文学研究科	人文学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	行動文化情報学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
理工学研究科	基礎理工学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	電子システム専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	機械システム専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	都市システム専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程

		博士課程後期課程
国際関係研究科	国際関係学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
政策科学研究科	政策科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
言語教育情報研究科	言語教育情報専攻	修士課程
テクノロジー・マネジメント研究科	テクノロジー・マネジメント専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
映像研究科	映像専攻	修士課程
情報理工学研究科	情報理工学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
生命科学研究科	生命科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
先端総合学術研究科	先端総合学術専攻	一貫制博士課程
薬学研究科	薬科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	薬学専攻	4年制博士課程
人間科学研究科	人間科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
食マネジメント研究科	食マネジメント専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
デザイン・アート学研究科	デザイン・アート学専攻	修士課程

(2) 専門職大学院

研究科名	専攻名	課程の別
法務研究科	法曹養成専攻	専門職学位課程
経営管理研究科	経営管理専攻	専門職学位課程
	観光マネジメント専攻	専門職学位課程
教職研究科	実践教育専攻	専門職学位課程

(入学定員および収容定員)

第6条 本大学院の入学定員および収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	入学定員	収容定員
法学研究科	法学専攻	博士課程前期課程	50	100
		博士課程後期課程	10	30
経済学研究科	経済学専攻	博士課程前期課程	50	100
		博士課程後期課程	5	15
経営学研究科	企業経営専攻	博士課程前期課程	60	120
		博士課程後期課程	15	45
社会学研究科	応用社会学専攻	博士課程前期課程	60	120
		博士課程後期課程	15	45
文学研究科	人文学専攻	博士課程前期課程	70	140
		博士課程後期課程	20	60
	行動文化情報学専攻	博士課程前期課程	35	70
		博士課程後期課程	15	45
	小計	—	140	315
理工学研究科	基礎理工学専攻	博士課程前期課程	70	140
		博士課程後期課程	6	18
	電子システム専攻	博士課程前期課程	155	310
		博士課程後期課程	8	24
	機械システム専攻	博士課程前期課程	155	310
		博士課程後期課程	11	33
	都市システム専攻	博士課程前期課程	145	290
		博士課程後期課程	15	45
	小計	—	565	1,170
国際関係研究科	国際関係学専攻	博士課程前期課程	60	120
		博士課程後期課程	10	30
政策科学研究科	政策科学専攻	博士課程前期課程	40	80
		博士課程後期課程	15	45
言語教育情報	言語教育情報専攻	修士課程	60	120

研究科				
テクノロジー・マネジメント研究科	テクノロジー・マネジメント専攻	博士課程前期課程	70	140
		博士課程後期課程	5	15
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	博士課程前期課程	25	50
		博士課程後期課程	8	24
映像研究科	映像専攻	修士課程	10	20
情報理工学研究科	情報理工学専攻	博士課程前期課程	200	400
		博士課程後期課程	15	45
生命科学研究科	生命科学専攻	博士課程前期課程	150	300
		博士課程後期課程	15	45
先端総合学術研究科	先端総合学術専攻	一貫制博士課程	30	150
薬学研究科	薬科学専攻	博士課程前期課程	20	40
		博士課程後期課程	3	9
	薬学専攻	4年制博士課程	3	12
人間科学研究科	人間科学専攻	博士課程前期課程	75	150
		博士課程後期課程	20	60
食マネジメント研究科	食マネジメント専攻	博士課程前期課程	20	40
		博士課程後期課程	3	9
デザイン・アート学研究科	デザイン・アート学専攻	修士課程	20	40
法務研究科	法曹養成専攻	専門職学位課程	70	210
経営管理研究科	経営管理専攻	専門職学位課程	80	160
	観光マネジメント専攻	専門職学位課程	70	140
	小計	—	150	300
教職研究科	実践教育専攻	専門職学位課程	35	70
合計			2,102	4,584

第2章 大学院および研究科の運営
(研究科委員会または研究科教授会)

第7条 各研究科に研究科委員会または研究科教授会（以下単に「研究科委員会」という。）を置く。

2 研究科委員会に関する事項は次条に定めるもののほか、各研究科委員会規程または各研究科教授会規程に定める。

（研究科委員会の審議事項等）

第8条 研究科委員会は、次の事項を審議し、学長に対して意見を述べる。

- (1) 大学院の研究科、専攻課程の新設、増設、廃止、変更に関する事項
- (2) 大学院学則および大学院諸規程の制定、改廃に関する事項
- (3) 教員の人事に関する事項
- (4) 学科課程、授業および学力考査に関する事項
- (5) 学位論文審査に関する事項
- (6) 授業科目担当者に関する事項
- (7) 学生の入学、修了および学位の授与に関する事項
- (8) 学生の補導に関する事項
- (9) 学生の定数に関する事項
- (10) 学校法人および大学の諸規程において、研究科委員会の議を経ることを要すると定められた事項

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長および研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長および研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 研究科長は、研究科を代表し、研究科委員会の議決を執行する。

（大学院学位委員会）

第9条 本大学院に、大学院学位委員会を置く。

2 大学院学位委員会の組織および運営に関し必要な事項は、立命館大学大学院学位委員会規程に定める。

（大学院教学委員会）

第9条の2 本大学院に、大学院教学委員会を置く。

2 大学院教学委員会の組織および運営に関し必要な事項は、大学院教学委員会規程に定める。

第3章 教育課程

（教育課程の編成方針）

第10条 本大学院は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識および能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう、適切に配慮する。

3 専門職大学院は、教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成する。

4 専門職大学院は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

5 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成およびそれらの見直しは、第10条の4に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

（資格課程）

第10条の2 教育職員免許状他の資格を得ようとする者のために、特に指定する資格課程を置く。

（超創人財育成プログラム）

第10条の3 本大学院に、超創人財育成プログラムを置く。

2 超創人財育成プログラムの授業科目およびプログラムの修了要件等については、超創人財育成プログラム規程に定める。

3 本大学院に、超創人財育成プログラム推進委員会を置く。

4 超創人財育成プログラム推進委員会の組織および運営に関し必要な事項は、超創人財育成プログラム推進委員会規程に定める。

（教育課程連携協議会）

第10条の4 専門職大学院が産業界等と連携して教育課程を編成し、教育の円滑かつ効果的な実施を図るために、教育課程連携協議会を設ける。

2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。ただし、専攻分野の特性その他の当該専門職大学院における教育の特性により適当でないと認められる場合は、第3号に掲げる者を置かないことができる。

(1) 学長または当該専門職大学院に置かれる研究科（学校教育法第100条ただし書に規定

する組織を含む。)の長(第4号および次項において「学長等」という。)が指名する
教員またはその他の職員

- (2) 当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者または当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者
- (3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者またはその他の地域の関係者
- (4) 当該専門職大学院を置く大学の教員およびその他の職員以外の者であって学長等が必要と認める者

3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとする。

- (1) 産業界等との連携による授業科目の開設およびその他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 産業界等との連携による授業の実施ならびにその他の教育課程の実施に関する基本的な事項およびその実施状況の評価に関する事項
(授業科目)

第11条 授業科目は、各研究科則に定める科目区分に分類して配置する。

- 2 前項に規定する授業科目のほか、複数の研究科の学生を対象とした共通の授業科目(以下「研究科横断科目」という。)を配置する。
- 3 前2項に定める授業科目は、必修科目、選択科目および自由科目に分けて体系的に配置する。

(カリキュラム適用)

第12条 教育課程、授業科目、履修方法、単位認定および修了に関する事項(以下「カリキュラム」という。)については、入学時に適用したカリキュラムを修了まで適用する。

- 2 転入学にあつては転入学先、再入学にあつては再入学先の同じ回生に適用されるカリキュラムを適用する。
- 3 転籍にあつては転籍先、専攻内異動にあつては専攻内異動先の同じ回生に適用されるカリキュラムを適用する。

第13条 削除

第4章 授業、研究指導および成績評価

(授業および研究指導)

第14条 大学院の教育は、授業科目の授業および研究指導によって行う。ただし、専門職大学院にあつては、授業科目の授業によって行う。

(授業科目および研究指導の担当者の決定)

第15条 授業科目および研究指導の担当者は、立命館大学大学院担当教員選考基準に基づき、科目適合性および教育研究上の指導能力を考慮し、研究科委員会の議を経て研究科長が決定する。

(教育方法の特例)

第16条 次の各号に掲げる研究科、専攻および課程は、研究科委員会が教育上特別の必要があると認めた場合、夜間その他特定の時間または時期において授業および研究指導を行うことがある。

- (1) 言語教育情報研究科 言語教育情報専攻 修士課程
- (2) テクノロジー・マネジメント研究科 テクノロジー・マネジメント専攻 博士課程前期課程
- (3) 人間科学研究科 人間科学専攻 博士課程前期課程
- (4) 経営管理研究科 経営管理専攻 専門職学位課程
- (5) 経営管理研究科 観光マネジメント専攻 専門職学位課程
- (6) 薬学研究科 薬学専攻 博士課程
- (7) 教職研究科 実践教育専攻 専門職学位課程

(授業科目履修の特例)

第17条 研究科委員会が教育上必要と認めた場合は、修士課程等、一貫制博士課程または専門職学位課程に在学する学生は、学部の授業科目を履修することができる。

2 研究科委員会が教育上必要と認めた場合は、博士課程後期課程または4年制博士課程に在学する学生は、修士課程等または学部の授業科目を履修することができる。

3 前2項の規定により修得した単位は、修了に必要な単位数に算入しない。

(成績評価基準等の明示等)

第18条 授業および研究指導の方法および内容ならびに1年間の授業および研究指導の計画は、学生に対してあらかじめ明示する。

2 学修の成果および学位論文に係る評価ならびに修了の認定にあたっては、客観性および厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行う。

(授業を行う学生数)

第19条 1の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とする。

(授業の方法)

第20条 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用により行う。

2 研究科委員会が必要と認めた場合には、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

3 研究科委員会が必要と認めた場合には、大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件（平成15年文部科学省告示第43号）にもとづき、第1項の授業の一部を、校舎および附属施設以外の場所（外国を含む。）で行うことがある。

(単位計算方法)

第21条 各授業科目の単位数は、1単位あたり45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果および授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

(1) 講義および演習については、研究科委員会の定めるところにより毎週1時間から2時間までの範囲で、14週または15週の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習および実技については、研究科委員会の定めるところにより毎週2時間から3時間までの範囲で、14週または15週の授業をもって1単位とする。

(3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じて、前2号に規定する基準を考慮して、研究科委員会の定める時間の授業をもって1単位とする。

(授業期間)

第22条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の授業は、14週または15週にわたる期間を単位として行う。ただし、研究科委員会が必要と認めた場合には、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことがある。

(成績評価)

第23条 授業科目の成績評価は、A+、A、B、C、PまたはFで行い、A+、A、B、CおよびPを合格、Fを不合格とする。

2 前項の成績評価は、A+は100点法では90点以上、Aは同80点台、Bは同70点台、Cは同

60点台およびFは同60点未満とし、Pは特定の科目における合格とする。

3 前2項は、他研究科の授業科目を履修した場合および入学する前に本大学院の科目等履修生制度により授業科目を修得した単位を認定する場合についても適用する。

4 第1項および第3項にかかわらず、他大学院等において修得した単位を認定する場合は、Tとする。

(単位の授与および単位の認定)

第24条 授業科目を履修し、授業科目毎に実施する試験その他の研究科委員会が定める適切な方法により学修の成果を評価して所定の単位を与える。

2 単位の授与および単位の認定は、研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

3 授与または認定した単位の取消しは行わない。ただし、法務研究科については、研究科教授会の議を経て、授与または認定した単位の取消しを行うことがある。

(自由科目)

第25条 自由科目の単位数は、修了に必要な単位数に算入しない。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第26条 本大学院は、授業、研究指導の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施する。

第5章 修士課程等、博士課程後期課程、一貫制博士課程および4年制博士課程

第1節 修士課程等の修了要件等

(標準修業年限)

第27条 修士課程等の標準修業年限は2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻または学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 前項の研究科、専攻または学生の履修上の区分は、次のとおりとする。

デザイン・アート学研究科デザイン・アート学専攻修士課程1年制

(在学年限)

第28条 修士課程等の在学年限は4年とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第28条の2 前条にかかわらず、職業を有しているために、標準修業年限を超えて一定の

期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを学生が申し出たときは、研究科委員会の議を経て、研究科長が在学年限を上限として、その計画的な履修を許可することがある。

(在学期間の短縮)

第28条の3 第38条の規定により、研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を、本大学院において修得したものとみなす場合であって、現に在籍している課程の教育課程の一部を修得したものとみなす場合は、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことがある。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(修了要件)

第29条 修士課程等の修了要件は、現に在籍している課程に標準修業年限以上在学し、各研究科則に定めるところに従って30単位以上修得し、必要な研究指導を受けたうえ、現に在籍している課程の目的に応じ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、在籍中に優れた業績を上げた者については、現に在籍している課程に1年以上在学すれば足りる。

第2節 博士課程後期課程の修了要件等

(標準修業年限)

第30条 博士課程後期課程の標準修業年限は3年とする。

(在学年限)

第31条 博士課程後期課程の在学年限は6年とする。

(修了要件)

第32条 博士課程後期課程の修了要件は、現に在籍している課程に標準修業年限（第53条第2号に該当する者のうち、法科大学院を修了した者にあつては2年）以上在学し、各研究科則に定めるところに従って単位を修得し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出し、審査および試験に合格することとする。

2 前項の規定にかかわらず、在籍中に優れた研究業績を上げた者の在学期間に関しては、現に在籍している課程に1年（第53条第1号または第2号に該当する者のうち、標準修業年限が1年以上2年未満の修士課程等を修了したものおよび標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了したものにあっては、標準修業年限から当該1年以上2

年未満の期間（2年を限度とする。）を減じた期間とする。ただし、優れた業績により修士課程等を在学1年以上で修了した者にあつては、標準修業年限から当該修士課程等における在学期間（2年を限度とする。）を減じた期間とする。）以上在学すれば足りる。

第3節 一貫制博士課程の修了要件等

（標準修業年限）

第33条 一貫制博士課程の標準修業年限は5年とする。

（在学年限）

第34条 一貫制博士課程の在学年限は10年とする。

（在学期間の短縮）

第34条の2 第38条の規定により、研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を、現に在籍している課程において修得したものとみなす場合であつて、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院に在学したものとみなすことがある。

2 前項の規定は、第53条に該当する者については、第35条第1項に規定する博士課程における在学期間（第35条第1項の規定により博士課程における在学期間に含む修士課程における在学期間を除く。）については、適用しない。

（修了要件）

第35条 一貫制博士課程の修了要件は、現に在籍している課程に標準修業年限以上在学し、各研究科則に定めるところに従って30単位以上修得し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出し、審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、在籍中に優れた研究業績を上げた者については、3年（第53条第1号に該当する者にあつては、当該修士課程等における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りる。

2 前項の規定にかかわらず、第53条第1号に該当する者のうち、標準修業年限が1年以上2年未満の修士課程等を修了したものの在学期間については当該1年以上2年未満の期間（2年を限度とする。）に3年を加えた期間とし、優れた業績により修士課程等を在学1年以上で修了したものの在学期間については、当該修士課程等における在学期間（2年を限度とする。）に3年を加えた期間とする。ただし、在籍中に優れた研究業績を上げた者については、3年（修士課程等における在学期間（2年を限度とする。）を含む。）以上在学すれば足りる。

3 前2項にかかわらず、第53条第2号または第3号に該当する者については、3年（第

53条第2号に該当する者のうち法科大学院の課程を修了した者については2年)以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出し、審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、在籍中に優れた研究業績をあげた者については、1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りる。

第4節 4年制博士課程の修了要件等

(標準修業年限)

第35条の2 4年制博士課程の標準修業年限は4年とする。

(在学年限)

第35条の3 4年制博士課程の在学年限は8年とする。

(在学期間の短縮)

第35条の4 前条の規定にかかわらず、研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。)を、現に在籍している課程において修得したものとみなす場合であつて、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院に在学したものとみなすことがある。

(修了要件)

第35条の5 4年制博士課程の修了要件は、現に在籍している課程に標準修業年限以上在学し、各研究科則に定めるところに従って30単位以上修得し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出し、審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、在籍中に優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りる。

第5節 単位認定等

(研究指導の委託)

第36条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院または研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることがある。ただし、修士課程等の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えてはならない。

(他の大学院または本大学の他の研究科における授業科目の履修)

第37条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、他の大学院(外国の大学院を含む。)もしくは本大学の他の研究科の授業科目または学校教育法第105条にもとづき大学院が編成する特別の課程(以下「特別の課程」という。)を履修させることがある。

2 前項の規定により授業科目または特別の課程を履修して修得した単位は、現に在籍して

いる課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

- 3 前項の規定により授業科目を履修して修得した単位は、15単位を超えない範囲で、修了の要件となる単位とみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第38条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に、大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位および特別の課程を履修して修得した単位を含む。)を、現に在籍している課程に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことがある単位は、転入学の場合を除き、現に在籍している課程において修得した単位以外のものについては、15単位を超えない範囲で、修了の要件となる単位とみなすことができる。

- 3 第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位のうち、現に在籍している課程において修得した単位については、15単位を超えない範囲で、修了の要件となる単位とみなすことができる。

(本大学院において修得したものとみなすことができる単位の上限)

第38条の2 第37条および第38条第2項により本大学院において修得したものとみなすことのできる単位は、合わせて20単位を超えない範囲で、修了の要件となる単位としてみなすことができる。

(単位認定)

第39条 前2条にもとづく単位の認定は、研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

第6章 専門職学位課程

第1節 専門職学位課程の修了要件等

(標準修業年限)

第40条 専門職学位課程の標準修業年限は2年とする。ただし、法務研究科の標準修業年限は3年とする。

(在学年限)

第41条 専門職学位課程の在学年限は4年とする。ただし、法務研究科の在学年限は5年とする。

- 2 前項に規定する在学年限については、第43条の規定により在学したとみなされる期間を除いた期間とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第41条の2 前条にかかわらず、職業を有しているために、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを学生が申し出たときは、研究科委員会の議を経て、研究科長が在学年限を上限として、その計画的な履修を許可することがある。

(修了要件)

第42条 専門職学位課程の修了要件は、現に在籍している課程に標準修業年限以上在学し、各研究科則に定めるところに従って30単位以上修得し、その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

2 前項の規定にかかわらず、法務研究科の修了要件は、法務研究科に標準修業年限以上在学して、法務研究科則に定めるところに従って98単位以上修得し、課程を修了することとする。

3 第1項にかかわらず、教職研究科の修了要件は、教職研究科に標準修業年限以上在学し、教職研究科研究科則に定めるところに従って48単位以上（高度の専門的な能力および優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。）修得し、課程を修了することとする。

4 前項にかかわらず、教育上有益と認めるときは、教職研究科に入学する前に小学校等または特別支援学校の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、実習により修得する単位の全部または一部を免除することができる。この場合において、教職研究科の修了要件は、教職研究科に標準修業年限以上在学し、教職研究科研究科則に定めるところに従って、48単位から免除した単位を差し引いた単位以上修得し、課程を修了することとする。

(在学期間の短縮)

第43条 第48条の規定により本専門職大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を現に在籍している課程において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して現に在籍している課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で本専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことがある。ただし、この場合においても、当該専門職学位課程に少なくとも1年（法務研究科については2年）以上在学しなければならない。

2 法務研究科が、前項の規定により本法務研究科に在学したものとみなすことがある期間

は、1年を超えない範囲とする。

- 3 前2項の在学したものとみなす期間については、研究科委員会の議を経て研究科長が決定する。

(法学既修者)

第44条 法務研究科は、本法務研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認めた者（以下「法学既修者」という。）については、第42条第2項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で本法務研究科が認める期間在学し、同項に規定する単位については35単位を超えない範囲で、本法務研究科が認める単位を修得したものとみなすことがある。

- 2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことがある期間は、前条第2項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えてはならない。

- 3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことがある単位数は、第47条および第48条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて35単位を超えてはならない。ただし、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号）第6条第1項の認定を受けた法曹養成連携協定（以下「認定法曹養成連携協定」という。）を締結している大学の課程（本法務研究科以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。以下「認定連携法曹基礎課程」という。）から入学した場合は、51単位を超えないものとする。

第2節 単位認定等

(授業の方法等)

第45条 第20条に定めるもののほか、専門職大学院の目的を達成しうる実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査または双方向もしくは多方向に行われる討論もしくは質疑応答その他適切な方法により授業を行う。

- 2 研究科委員会が必要と認めた場合には、第20条第1項および前項に定める授業について、多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

(専門職大学院の履修科目の登録の上限)

第46条 学生が1年間または1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を各研究科則に定める。

(他の大学院または本大学の他の研究科における授業科目の履修)

第47条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。）

もしくは本大学の他の研究科の授業科目または特別の課程を履修させることがある。

- 2 前項の規定により授業科目または特別の課程を履修して修得した単位は、本専門職大学院が修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で、現に在籍している課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。
- 3 前項の規定にかかわらず、法務研究科において、第1項の規定により授業科目を履修して修得した単位は、35単位を超えない範囲で、本法務研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

(入学前の既修得単位の認定)

第48条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本専門職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位および特別の課程を履修して修得した単位を含む。)を、本専門職大学院に入学した後の現に在籍している課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位であって、転入学の場合を除き、現に在籍している研究科において修得した単位以外のものは、前条第2項の規定により現に在籍している課程において修得したものとみなす単位と合わせて、本専門職大学院が修了要件として定める単位数の2分の1を超えてはならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、法務研究科において、第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位であって、現に在籍している研究科において修得した単位以外のものは、前条第3項の規定により本法務研究科において修得したものとみなす単位と合わせて35単位を超えてはならない。ただし、認定連携法曹基礎課程から入学した場合は、51単位を超えないものとする。
- 4 第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位のうち、現に在籍している課程において修得した単位については、30単位を超えてはならない。
- 5 教職研究科において、転入学の場合を除き、第1項の規定により修得したものとみなす単位は、前条第2項の規定により本教職研究科において修得したものとみなす単位および第42条第4項の規定により免除する単位数と合わせて、修了要件として定める単位数の2分の1を超えてはならない。

(単位認定)

第49条 前2条にもとづく単位の認定は、研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

(研究科則)

第49条の2 第3章から第6章に定めるものの他、各研究科の授業科目、修了に必要な単位数および単位認定等については、各研究科則に定める。

2 前項にかかわらず、研究科横断科目に関し必要な事項は、立命館大学大学院研究科横断科目規程に定める。

第7章 学位

(学位)

第50条 学位および学位の授与に関する事項については、立命館大学学位規程による。

第8章 入学

(入学時期)

第51条 入学時期は、毎年4月または9月とする。

(修士課程等、一貫制博士課程または専門職学位課程の入学資格)

第52条 修士課程等、一貫制博士課程または専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学を卒業した者と同等以上の学力を有する者として、学校教育法施行規則第155条第1項に規定された者
- (3) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、各研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めた者

(博士課程後期課程の入学資格)

第53条 博士課程後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 専門職学位を有する者
- (3) 修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力を有する者として、学校教育法施行規則第156条に規定された者

(4年制博士課程の入学資格)

第53条の2 4年制博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 6年制薬学部を卒業した者
- (2) 修士（薬学系）の学位を有する者
- (3) 前2号の者と同等以上の学力を有する者として、学校教育法施行規則第156条に規定

されたもの

(修士課程等または専門職学位課程の転入学資格)

第54条 修士課程等または専門職学位課程に転入学することのできる者は、転入学試験要項に定める。

(一貫制博士課程3年次の転入学資格)

第55条 一貫制博士課程3年次に転入学することのできる者は、第53条各号のいずれかに該当する者とする。

(再入学の資格)

第56条 退学または除籍となった研究科に再入学することのできる者は、退学または除籍となった学期の最終日の翌日から起算して2年以内のものとする。ただし、第28条、第31条、第34条、第35条の3および第41条に規定する在学年限を超えて除籍となった者または第91条第1項により退学となった者は、再入学することはできない。

(入学等の出願)

第57条 入学、転入学または再入学（以下「入学等」という。）を志願する者は、指定の期日までに、入学願書に第75条に定める入学検定料および立命館大学入学の出願および入学手続に関する規程（以下「入学の出願等に関する規程」という。）に定める書類を添えて願い出なければならない。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入学検定料を徴収しない。

(1) 再入学試験を受験する場合

(2) 出願時において本大学院の修士課程または専門職学位課程を修了見込みの者が、修了する学期の最終日の翌日以降1年以内に博士課程後期課程、4年制博士課程または一貫制博士課程3年次に入学するための入学試験を受験する場合

(3) 本大学院の修士課程または専門職学位課程を修了した者が、修了した学期の最終日の翌日以降1年以内に前号の入学試験を受験する場合

(4) 大使館推薦または大学推薦による国費外国人留学生の場合

(5) 「スーパーグローバル大学創成支援事業」の採択大学を対象とする国費外国人留学生の場合

(6) 大学その他の団体との間で協定等により不徴収について合意している場合

3 入学志願に関する事項は、入学の出願等に関する規程に定める。

(選考)

第58条 入学志願者は、別に定める方法により選考し、研究科委員会の議を経て、研究科

長が合格者を決定する。

- 2 研究科長は、前項の合格者に合格の通知を行う。
- 3 入学志願者の選考に関し必要な事項は、毎年度、入学等の試験要項に定める。
(入学手続および入学許可)

第59条 前条第2項の合格の通知を受けた者は、入学の出願等に関する規程に定めるところにより、所定の期日までに入学手続書類を提出するとともに、所定の納付金を納めなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。
(入学許可の取消し)

第59条の2 学長は、入学を許可した者について、出願、選考または入学手続において虚偽または不正の事実があったことが判明したときは、入学の許可を取り消すことがある。

第9章 休学、復学、転籍、留学、退学および除籍

(休学)

第60条 病気その他やむを得ない理由により継続して2か月以上就学することができない者は、休学を願い出ることができる。

- 2 休学を願い出た者に対して、学長が休学を許可することがある。
- 3 学長は、病気のため就学することが適当でないと認められる者に対して、休学を命ずることができる。
- 4 休学期間は、継続して2年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、その期間を延長して許可することがある。
- 5 休学期間は、通算して3年を超えることができない。ただし、一貫制博士課程においては、通算して5年まで休学することができる。
- 6 前項の規定にかかわらず、第1項の願い出の理由が、学長が決定した緊急災害による場合は、休学期間は前項の通算3年（一貫制博士課程においては通算5年）に含めない。
- 7 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第61条 休学している者が復学を願い出たときは、学長が復学を許可することがある。

(転籍)

第62条 本大学院の学生で、第5条で規定する他の研究科または専攻のうち、現に在籍している研究科または専攻と第52条、第53条、第53条の2および第55条に定める入学資格が同一の研究科または専攻に転籍を志願する者については、転籍先の研究会委員会で選考

のうえ、転籍元および転籍先の研究科委員会の議を経て、学長が許可することがある。

- 2 転籍前に修得していた単位の認定は、転籍先の研究科委員会の議を経て、転籍先の研究科長が決定する。

(留学)

第63条 留学とは、外国の大学院またはこれに相当する高等教育機関もしくは研究機関で、協定または合意にもとづき、1学期相当以上にわたり正規の授業科目を履修し、もしくは研究指導を受け、または研究に従事することをいう。

- 2 留学を志願する者に対して、教育上有益と認めるときは、学長が留学を許可する。
- 3 留学期間は、在学期間に算入する。

(退学)

第64条 退学を願い出た者に対して、学長が退学を許可することがある。

(除籍)

第65条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。ただし、第6号に該当する者にあつては、教学委員会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 授業料、在籍料または特別在学料を納めない者
- (2) 第28条、第31条、第34条、第35条の3および第41条に規定する在学年限を超えた者
- (3) 第60条第5項に規定する休学期間を超えてなお復学しない者
- (4) 休学期間終了日までに所定の手続をとらなかった者
- (5) 死亡した者
- (6) 修業の見込みがないと認めた者
- (7) 法務研究科に在学する者で、同一年次において、再度進級条件を満たさなかった者

(その他の手続)

第66条 この学則に定めるもののほか、休学、復学、転籍、留学、退学および除籍の手続については、立命館大学学籍に関する規程に定める。

第10章 外国人留学生、科目等履修生、特別聴講学生、研修生、研究生、専修生、特別研究学生および外国人研究生

(外国人留学生)

第67条 大学院教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学した外国人で正規課程に在籍する者を外国人留学生とする。

(科目等履修生)

第68条 本大学院における授業科目の履修を志願する者があるときは、選考のうえ、研究

科委員会の議を経て、研究科長が科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生に関する事項は、立命館大学科目等履修生規程に定める。

(聴講生)

第68条の2 本大学院の授業科目の聴講を志願する者があるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、研究科長が聴講生として許可することがある。

2 聴講生に関する事項は、立命館大学聴講生規程に定める。

(特別聴講学生)

第69条 他の大学院等（外国の大学院を含む。）との協定にもとづき、本大学院の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、研究科長が特別聴講学生として許可することがある。

2 特別聴講学生に関する事項は、立命館大学特別聴講学生規程に定める。

(研修生)

第70条 本大学院の修士または専門職の学位を得た者で、さらに研究を継続し、本大学の研究施設を利用しようとするものがあるときは、研究科委員会において選考のうえ、研究科長が研修生として許可することがある。

2 研修生に関する事項は、立命館大学大学院研修生規程に定める。

(研究生)

第71条 本大学院の博士の学位を得た者、博士課程後期課程または一貫制博士課程もしくは4年制博士課程に標準修業年限以上在学したうえで、各研究科則に定める履修要件を満たし退学した者で、さらに研究を継続し、本大学の施設を利用しようとするものがあるときは、研究科委員会において選考のうえ、研究科長が研究生として許可することがある。

2 研究生に関する事項は、立命館大学大学院研究生規程に定める。

(専修生)

第72条 本専門職大学院において専門職学位を得た者で、学習を継続するため本大学の施設を利用しようとするものがあるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、研究科長が専修生として許可することがある。

2 専修生に関する事項は、立命館大学大学院専修生規程に定める。

(特別研究学生)

第73条 他の大学院等（外国の大学院等を含む。）との協定にもとづき、本大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、研究科長が特別研究学生として許可することがある。

2 特別研究学生に関する事項は、立命館大学大学院特別研究学生規程に定める。

(外国人研究生)

第74条 次の各号に掲げる者で、本大学院における授業科目の履修または研究指導を志願する者があるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、研究科長が外国人研究生として許可することがある。

- (1) 国費外国人留学生
- (2) 中国政府大学院留学生派遣（共同育成）プログラムによる留学生
- (3) アフガニスタン人材育成プロジェクトによる留学生
- (4) 独立行政法人国際交流基金が支援する訪日研究プログラムによる留学生
- (5) 日墨戦略的グローバル・パートナーシップ研修計画による留学生
- (6) サウジアラビア王国政府派遣留学プログラムによる留学生
- (7) 公益財団法人日本台湾交流協会奨学金留学生制度による留学生

2 外国人研究生に関する事項は、立命館大学大学院外国人研究生規程に定める。

第11章 授業料等納付金および手数料

(入学検定料)

第75条 入学検定料は、納付金等別表 1—1 のとおりとする。

(入学金)

第76条 入学する者は、納付金等別表 2—1 に定める入学金を納めなければならない。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入学金を徴収しない。

- (1) 学校法人立命館の設置する大学または大学院（以下「設置大学」または「設置大学院」という。）を卒業または修了した者が、本大学院に入学する場合
- (2) 第52条第3号に該当する者として、設置大学から引き続き本大学院に入学する場合
- (3) 設置大学院の博士課程後期課程、一貫制博士課程または4年制博士課程において博士論文以外の修了要件を満たし退学した者が、本大学院に入学する場合

(授業料)

第77条 学生は、在籍する研究科および年次に応じて、春学期授業料および秋学期授業料を学期ごとに納めなければならない。ただし、9月に入学した者の授業料は、春学期授業料を秋学期の授業料とし、秋学期授業料を春学期の授業料とする。

2 前項の授業料は、修士課程等は納付金等別表 3—1、博士課程後期課程は納付金等別表 3—2、一貫制博士課程は納付金等別表 3—3、専門職学位課程は納付金等別表 3—4、4年制博士課程は納付金等別表 3—5に定める。

- 3 前項にかかわらず、在学期間（第43条により在学とみなされる期間を除く。）が各課程の標準修業年限を超えた者および第44条に定める法学既修者で在学期間（第43条および第44条により在学とみなされる期間を除く。）が2年を超えた者の授業料は、前項に定める額の半額とする。ただし、デザイン・アート学研究科（デザイン・アート学専攻修士課程1年制）において在学期間が標準修業年限を超えた者の授業料は、デザイン・アート学研究科（デザイン・アート学専攻修士課程1年制を除く）の2年次における授業料の額の半額とする。
- 4 前2項にかかわらず、第28条の2および第41条の2の規定により長期にわたる教育課程の履修を許可された者（以下「長期履修生」という。）の学期ごとの授業料は、納付金等別表3—6に定める。ただし、長期履修が許可された学期を延長する場合は、延長した学期の授業料は、標準修業年限で納める学期ごとの授業料の半額とし、長期履修が許可された期間を短縮する場合は、既に納めた授業料と標準修業年限で納める授業料の総額との差額を納めることとする。
- 5 第2項および第3項にかかわらず、専門職学位課程経営管理研究科において在学期間（第43条により在学とみなされる期間を除く。）が標準修業年限を超えた者の固定授業料は、納付金等別表3—4に定める額の半額とする。
- 6 第2項および第3項にかかわらず、博士課程後期課程、一貫制博士課程または4年制博士課程において博士論文以外の修了要件を満たした者の授業料は、学期につき100,000円とする。

（実習費）

第78条 特定の科目または課程を履修する者は、立命館大学学費等の納付に関する規程に定める実習費を納めなければならない。

（在籍料）

第79条 休学中の者は、当該期間中（休学を開始した学期を含む。）は、授業料に代えて納付金等別表4—1に定める在籍料を学期ごとに納めなければならない。

（特別在学料）

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、授業料に代えて納付金等別表4—2に定める特別在学料を学期ごとに納めなければならない。

- (1) 他大学院との協定にもとづく学位取得プログラムにおいて本大学院から当該他大学院に留学している者であって、当該他大学院に対する学費の納付を要するもの（同プログラムにより本大学院に入学または転入学した者を除く。）

- (2) 博士課程後期課程、一貫制博士課程または4年制博士課程において学位申請を行い、学位審査のために標準修業年限を超えて次学期も在学する者

第80条の2 削除

(科目等履修料等)

第81条 科目等履修生に許可された者は、科目等履修生登録料を所定の期日までに納めなければならない。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、科目等履修生登録料を徴収しない。

- (1) 文化遺産防災学教育プログラムを履修する場合
- (2) リサーチ・アドバイザー（政策科学研究科）として履修する場合
- (3) 大学院早期履修プログラムを履修する場合
- (4) 大学院進学プログラムを履修する場合
- (5) Study in Kansai Programを履修する場合
- (6) プラクティカム・アドバイザー（テクノロジー・マネジメント研究科）として履修する場合
- (7) 大学その他の団体との間で協定等により不徴収について合意している場合

3 科目等履修生は、納付金等別表5—1に定める科目等履修料を所定の期日までに納めなければならない。

4 前項にかかわらず、第2項第2号、第3号、第4号、第6号または第7号のいずれかに該当する場合は、科目等履修料を徴収しない。

(聴講料等)

第81条の2 聴講生に許可された者は、聴講生登録料を所定の期日までに納めなければならない。

2 聴講生は、納付金等別表5—1—2に定める聴講料を所定の期日までに納めなければならない。

3 前2項にかかわらず、大学その他の団体との間で協定等により合意している場合は、聴講生登録料および聴講料を徴収しない。

(手数料の金額等)

第81条の3 科目等履修生登録料および聴講生登録料の金額および納付に関する事項は、立命館大学手数料規程に定める。

(特別履修料)

第82条 特別聴講学生に許可された者は、納付金等別表5—2に定める特別履修料を納めなければならない。

2 前項にかかわらず、大学その他の団体との間で協定等により合意している場合は、特別履修料を徴収しない。

(研修料)

第83条 研修生に許可された者は、納付金等別表5—3に定める研修料を納めなければならない。

(研究料)

第84条 研究生に許可された者は、納付金等別表5—4に定める研究料を納めなければならない。

(専修料)

第85条 専修生に許可された者は、納付金等別表5—5に定める専修料を納めなければならない。

(外国人研究料)

第86条 外国人研究生に許可された者は、納付金等別表5—6に定める外国人研究料を納めなければならない。

2 前項にかかわらず、大学推薦による国費外国人留学生および中国政府大学院留学生派遣(共同育成)プログラムの留学生については、外国人研究料を徴収しない。

(納付金等の減免)

第87条 第57条、第76条、第77条、第79条および第80条にかかわらず、入学検定料、入学金、授業料、在籍料および特別在学料の一部または全額を免除することがある。

2 前項については、非常災害による修学困難者に対する立命館大学学費減免規程、立命館大学外国人留学生授業料減免規程および立命館大学災害救助法適用地域の受験生に対する入学検定料免除規程に定める。

(納付金等の納付)

第88条 入学検定料、入学金、授業料、実習費、在籍料、特別在学料、科目等履修料、聴講料、特別履修料、研修料、研究料、専修料および外国人研究料の納付に関する事項は、立命館大学学費等の納付に関する規程に定める。

(納付金等の返還)

第89条 既に納めた入学検定料、入学金、授業料、実習費、在籍料、特別在学料、科目等履修料、聴講料、特別履修料、研修料、研究料、専修料および外国人研究料は、返還しな

い。

- 2 前項にかかわらず、次の期日までに入学辞退を願い出た場合は、既に納めた授業料に限り返還する。

(1) 4月入学予定者 入学予定の前年度3月31日まで

(2) 9月入学予定者 入学予定の当年度9月25日まで

- 3 第1項にかかわらず、9月25日までに退学または除籍となった場合は、当年度の秋学期以降の授業料に相当する既納額を、3月31日までに退学または除籍となった場合は、次年度の春学期以降の授業料に相当する既納額を返還する。

- 4 第1項にかかわらず、科目等履修生または聴講生が春学期に秋学期分を含む科目等履修料または聴講料を納め、秋学期の受講登録において秋学期の受講科目を取り消した場合は、取り消した科目数に相当する既納額を返還する。

第12章 賞罰

(表彰)

第90条 学生として表彰に価する行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第91条 本大学の規定に違反し、学生の本分に反する行為をした者は、研究科委員会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、退学、停学および戒告とする。
- 3 停学期間は、在学期間に算入し、標準修業年限に算入しない。ただし、停学期間が3か月以内の場合には、標準修業年限に算入することができる。
- 4 懲戒に関する手続は、立命館大学学生懲戒規程に定める。

第13章 改廃

(変更)

第92条 この学則の変更は、研究科委員会、大学協議会および常任理事会の議を経て、理事会が決定する。ただし、一部の研究科のみに関する変更については、他の研究科の研究科委員会の議を経ることを要しない。

附 則

本学則は、昭和29年4月1日から実施する。

附 則（文学研究科、地理学専攻増設に伴う改正）

本学則は、昭和31年4月1日から適用する。

附 則

本学則は、昭和32年4月1日から施行する。

附 則（文学研究科修士課程、英文学専攻および同博士課程東洋文学思想専攻増設に伴う改正）

本学則は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和39年4月1日から施行する。ただし、昭和38年度以前の経済学研究科の入学者については従前の例による。

附 則

本学則は、昭和40年4月1日から施行する。ただし、昭和39年度以前の文学研究科の入学者については従前の例による。

附 則（経営学研究科修士・博士課程ならびに理工学研究科博士課程増設に伴う改正）

本学則は、昭和41年4月1日から施行する。ただし、昭和40年度以前の経済学研究科ならびに理工学研究科の入学者については従前の例による。

附 則（法学研究科修士課程の履修規定変更ならびに文学研究科修士課程の科目変更に伴う改正）

本学則は、昭和42年4月1日から施行する。ただし、昭和41年度以前の法学研究科ならびに文学研究科の入学者については従前の例による。

附 則（法学研究科修士課程の専攻科目ならびに文学研究科修士課程の英文学専攻科目変更に伴う改正）

この学則は、昭和43年4月1日から適用する。ただし、昭和42年度以前の法学研究科の入学者については、従前の例による。

附 則（昭和44年6月27日総則・職員組織・委託生・研修生の項ならびに文学研究科修士課程科目の改正）

この学則は、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和44年9月12日理工学研究科修士課程科目の改正）

この学則は、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和44年12月12日経営学研究科博士および修士課程の規定改正）

この学則は、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和45年4月10日理工学研究科修士課程中応用化学専攻科目の改正）

この学則は、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（昭和45年11月13日規程第117号立命館大学大学院奨学金貸与規程設定に伴う改正）

この学則は、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（経済学研究科修士課程ならびに理工学研究科修士課程の履修科目の整理と単位数の改正）

この学則は、昭和46年4月1日より適用する。ただし、第25条は昭和45年度入学生からこれを適用する。

附 則（社会学研究科の設置と各研究科修士課程又は博士課程の履修科目の整理と単位数の改正）

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（文学研究科修士課程の研究指導の設置と履修科目の整理と単位数の改正ならびに博士課程東洋文学思想専攻の履修科目の整理と単位数の改正）

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。ただし、昭和47年度の文学研究科の入学者からこれを適用する。

附 則（経済学研究科修士課程ならびに博士課程科目の改正）

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日より施行する。ただし、第30条第2項は、昭和44年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（経営学研究科修士課程および博士課程専攻の科目変更に伴う改正）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（理工学研究科土木工学専攻の科目の一部改正）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月25日社会学研究科修士課程の社会問題調査実習の単位数の改

正)

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年6月20日文部省令第28号による大学院設置基準の制定ならびに文学研究科史学専攻博士課程、理工学研究科土木工学専攻博士課程（後期課程）増設に伴う改正）

1 （施行期日）

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

2 （文学研究科修士課程日本史学専攻・西洋史学専攻の存続に関する経過措置）

本大学院文学研究科修士課程日本史学専攻及び西洋史学専攻は、本大学院学則第4条の規定にかかわらず、昭和54年3月31日に当該研究科の専攻に在学する者が当該研究科の専攻に在学しなくなる日または昭和57年3月31日までの間、存続するものとする。

3 （文学研究科修士課程日本史学専攻・西洋史学専攻の学生定員）

本大学院文学研究科修士課程日本史学専攻及び西洋史学専攻の学生定員は本大学院学則第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	課程	専攻名	入学定員	総定員	
			昭和54年度以降	昭和54年度	昭和55年度以降
文学研究科	修士課程	日本史学専攻	0人	15人	0人
		西洋史学専攻	0人	15人	0人

附 則（昭和55年3月14日理工学研究科機械工学専攻の科目の一部改正）

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年5月16日教職課程に関する条文の新設に伴う改正）

この学則は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（1982年4月9日法学研究科のカリキュラムの一部改正）

この学則は、1982年4月1日から施行するものとし、同年度入学の院生より適用する。

附 則（1983年2月25日応用化学専攻カリキュラムの変更に伴う改正）

この学則は、1983年4月1日から施行し、同年度入学の者より適用する。

附 則（1986年5月30日外国人留学生の受入れおよび本学学生の外国留学を促進する政策の具体化に伴う改正）

この学則は、1986年4月1日から適用する。

附 則（1989年1月27日理工学研究科電気工学専攻および機械工学専攻カリキュラ

ム改訂に伴う変更)

この学則は、1989年4月1日から施行し、電気工学専攻においては同年度入学院生から、機械工学専攻においては1988年度入学院生からこれを適用する。

附 則 (1989年3月29日法学研究科の外国人留学生の受け入れに伴う変更)

この学則は、1989年4月1日から施行する。

附 則 (1989年3月29日文学研究科修士課程英米文学専攻の科目変更に伴う変更)

この学則は、1989年4月1日から施行する。ただし、1988年度以前の入学者にも適用する。

附 則 (1989年6月23日大学院改革に伴う変更)

この学則は、1989年4月1日から適用する。

附 則 (1989年6月23日経営学研究科カリキュラムの一部変更に伴う変更)

この学則は、1990年4月1日から施行する。

附 則 (1989年7月28日文学研究科心理学専攻、英米文学専攻博士課程新設および各研究科高等学校専修教育職員免許中学校専修教育職員免許新設に伴う変更)

この学則は、1990年4月1日から施行する。

附 則 (1989年10月27日各研究科高等学校専修教育職員免許再課程認定申請、中学校専修教育職員免許申請に伴う変更)

この学則は、1990年4月1日から施行する。

付 則 (1989年12月22日経済学研究科カリキュラムの一部変更に伴う変更)

この学則は、1991年4月1日から施行する。

付 則 (1989年12月22日理工学研究科土木工学専攻カリキュラム改定に伴う変更)

この学則は、1990年4月1日から施行する。

附 則 (1990年3月9日理工学研究科電気工学専攻カリキュラム改訂に伴う変更)

この学則は、1989年4月1日から適用する。但し、1989年度入学院生から適用する。

附 則 (1990年3月30日社会学研究科カリキュラムの一部変更に伴う変更)

この学則は、1991年4月1日より施行する。ただし、博士課程後期課程については、1993年度入学生から適用する。

附 則 (1990年3月30日文学研究科心理学専攻、英米文学専攻博士課程後期課程新設に伴う変更)

この学則は、1990年4月1日から施行する。

附 則 (1990年7月27日理事会議案第26号①及び1991年3月20日文部省認可による

理工学研究科数学専攻、情報工学専攻修士課程新設に伴う変更)

この学則は、1991年4月1日から施行する。

附 則 (1990年7月27日理事会議案第26号②及び1991年3月25日文部省認可による理工学研究科数学専攻、情報工学専攻修士課程新設および各専攻高等学校専修教育職員免許中学校専修教育職員免許新設に伴う変更)

この学則は、1991年4月1日から施行する。

附 則 (1990年9月28日経営学研究科履修規定の一部変更にとまなう変更)

この学則は、1991年4月1日から施行する。

附 則 (1990年11月30日理事会議案第41号及び1991年3月20日文部省認可による理工学研究科物理学・応用化学・電気工学・機械工学・土木工学各専攻収容定員の一部改正)

この学則は、1991年4月1日から施行する。

附 則 (1991年3月29日経済・経営・文学研究科履修規定の変更に伴う改正)

この学則は、1991年4月1日から施行する。

附 則 (1991年3月29日理工学研究科情報工学専攻新設のための補正申請に伴う改正)

この学則は、1991年4月1日から施行する。

附 則 (1991年7月26日学位規則の一部を改正する文部省令にもとづく変更)

この学則は、1991年7月1日から適用する。

附 則 (1991年10月25日理事会議案第32号及び1992年3月19日文部省認可による国際関係研究科修士課程国際関係学専攻新設及び1989年9月1日及び1991年7月1日大学院設置基準の一部改正及び1989年9月1日学校教育法施行規則の一部改正に伴う変更)

この学則は、1992年4月1日から施行する。

付 則 (1992年4月10日国際関係研究科国際関係コース主要科目追加に伴う変更)

この学則は、1992年4月1日から適用する。

付 則 (1992年7月24日本学他研究科の単位を認定するための変更)

この学則は、1992年9月21日から施行する。

附 則 (1992年11月27日本学他研究科等の単位を認定するための変更)

この学則は、1993年4月1日から施行する。

附 則 (1993年1月22日学位論文審査委員に関する規程の明文化に伴う変更)

この学則は、1992年12月25日から施行する。

附 則（1993年3月12日経営学研究科履修規定の一部変更のための変更）

この学則は、1993年4月1日から施行する。

附 則（1993年4月9日経済学研究科規定の一部変更による変更）

この学則は、1993年4月1日から適用する。

附 則（1993年5月28日理工学研究科数学専攻、情報工学専攻博士課程設置に伴う変更）

この学則は、1993年4月1日から施行する。

附 則（1993年6月11日法学研究科博士課程前期課程に専修コースを設置することおよび同コースに「飛び級」制度を新設することならびに他の大学院等で履修した科目の認定単位数の変更を行うことに関する一部変更）

この学則は、1994年4月1日から施行する。

附 則（1993年6月11日外国の大学院の単位を認定するための一部変更）

この学則は、1993年4月1日から適用する。

附 則（1993年9月10日入学資格の変更に伴う教職課程履修制限の廃止、及び法学・経済学・社会学・文学研究科高等学校専修教育職員免許「地理歴史」「公民」の課程認定申請に伴う変更）

この学則は、1994年4月1日から施行する。

附 則（1993年9月10日理工学研究科博士課程前期課程に「飛び級」制度を新設することの変更を行うことに関する一部変更）

この学則は、1994年4月1日から施行する。

附 則（1994年3月25日理事会議案第114号および1994年3月16日文部大臣認可による理工学研究科修士課程数理学専攻、物質理工学専攻、環境社会工学専攻および情報システム学専攻ならびに国際関係研究科博士課程国際関係学専攻設置等に伴う変更）

1 この学則は、1994年4月1日から施行する。

2 理工学研究科博士課程前期課程数学専攻、物理学専攻、応用化学専攻、電気工学専攻、機械工学専攻、土木工学専攻および情報工学専攻は学生募集を停止し、変更後の学則の規定にかかわらず、1994年3月31日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（1995年3月24日大学院法学研究科科目の増設および履修方法の変更等に伴

う一部変更)

この学則は、1995年4月1日から施行する。ただし、1994年度以前の入学者にも適用する。

附 則 (1993年11月12日理工学研究科教職課程認定申請 (専修免許) に伴う一部変更)

この学則は、1994年4月1日から施行する。

附 則 (1995年5月26日理事会議案第16号及び1995年12月22日文部大臣認可による理工学研究科博士課程後期課程総合理工学専攻設置に伴う変更)

- 1 この学則は、1996年4月1日から施行する。
- 2 理工学研究科博士課程後期課程数学専攻、物理学専攻、応用化学専攻、電気工学専攻、機械工学専攻、土木工学専攻および情報工学専攻は学生募集を停止し、変更後の学則の規定にかかわらず、1996年3月31日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 (1996年2月23日入学資格の変更、修士論文審査委員数の弾力化、各研究科設置科目等の変更に伴う変更)

この学則は、1996年4月1日から施行する。ただし、1995年度以前の入学者にも適用する。なお、第1章6条および第14条にかかわる変更については1996年2月1日から施行する。

附 則 (1996年9月13日政策科学研究科における免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請に伴う変更)

この学則は、1997年4月1日から施行する。

附 則 (1996年12月19日文部大臣認可による政策科学研究科政策科学専攻修士課程設置、1997年3月28日経営学研究科設置科目再編および科目等履修生制度創設にともなう変更、社会保障法分野の研究を促進するための変更)

この学則は、1997年4月1日から施行する。

なお、第29条については、1996年度入学者にも適用する。

附 則 (1997年9月26日修士論文指導を強化するための変更)

この学則は、1997年9月26日から施行し、1997年度入学者から適用する。

附 則 (1998年2月27日社会学研究科博士課程前期課程に「飛び級」制度を新設すること、法学研究科のコース名称を変更すること、ならびに法学研究科と理工学研究科の国際化促進および社会学研究科の学系統合等による設置科目変更等にとまなう

変更)

この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、第1章第6条に係わる変更については、1998年2月1日から適用する。

附 則(1999年2月26日理事会議案第62号1998年12月22日文部大臣承認による政策科学研究科政策科学専攻博士課程後期課程設置にともなう変更)

この学則は1999年4月1日から施行する。

付 則(1999年2月26日文学研究科人文総合科学インスティテュート関連科目を新設することに伴う一部変更)

この学則は、1999年4月1日から施行する。

附 則(1999年2月26日政策科学研究科政策科学専攻博士課程前期課程カリキュラム改革に伴う一部変更)

この大学院学則は1999年4月1日から施行する。

附 則(1999年12月22日文部大臣認可による法学研究科(博士課程前期課程)、経営学研究科(博士課程前期課程・後期課程)、社会学研究科(博士課程前期課程・後期課程)の、収容定員変更にとともなう変更)

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則(2000年3月21日国際関係研究科における免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請に伴う変更)

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則(2000年2月25日政策科学研究科政策科学研究専攻博士課程前期課程カリキュラムの見直しに伴う一部変更)

この大学院学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則(2000年3月24日国際関係研究科における免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請に伴う変更)

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則(2000年3月24日理工学研究科カリキュラム改訂に伴う変更)

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則(2000年3月24日入学資格の緩和、および法学研究科、国際関係研究科、政策科学研究科、理工学研究科のカリキュラム改革にとともなう変更)

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2000年3月24日文部大臣認可による応用人間科学研究科および理工学研究科フロンティア理工学専攻の設置にともなう変更）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2000年9月29日社会学研究科への社会福祉士課程設置に伴う改正）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2000年12月22日大学院政策科学研究科科目名表の別表化に伴う変更）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2000年12月21日文部大臣認可による応用人間科学研究科および理工学研究科フロンティア理工学専攻の設置にともなう変更）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2001年3月23日経済学研究科博士課程前期課程カリキュラム改訂に伴う一部変更）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2001年3月23日四大学履修交流科目設置に伴う変更）

本学則は、2001年4月1日から施行する。ただし、その一部については2000年度以前入学者にも別途定めるところによりその一部を適用する。

附 則（2001年3月23日社会学研究科への社会福祉士課程設置に伴う改正）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2001年3月23日大学院政策科学研究科科目名表の別表化に伴う変更）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2002年3月29日経済学研究科博士課程前期課程カリキュラム改訂に伴う一部変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則（2002年3月29日経営学研究科企業経営専攻博士課程前期課程カリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。その一部については2001年度以前入学者にも別途定めるところにより適用する。

附 則（2002年3月29日社会学研究科カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則（2002年3月29日文学研究科博士課程前期課程、後期課程におけるカリキュ

ラム改訂に伴う一部変更)

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則 (2002年3月29日国際関係研究科における特別演習の単位数変更と関西四大学履修交流科目の設置に伴う変更)

この学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、2001年度入学者より適用する。

附 則 (2002年5月24日社会学研究科カリキュラム改革に伴う一部変更)

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則 (2002年5月24日文科科学大臣認可による先端総合学術研究科および言語教育情報研究科の設置に伴う変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則 (2002年10月17日中央省庁改革に伴う一部改正)

この学則は、2002年10月17日から施行し、2001年1月6日から適用する。

附 則 (2002年12月6日領域名称の変更およびカリキュラム改革に伴う変更)

本規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則 (2003年3月7日経済学研究科Master's Program in Economic Development新設に伴う科目の変更)

この学則は、2003年3月7日より施行し、2002年9月26日から適用する。

附 則 (2003年3月7日言語教育情報研究科設置のための補正申請に伴う一部変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則 (2003年3月7日国際産業工学特別コースの科目変更に伴う改訂)

本規程は、2003年3月7日から施行し、2003年4月1日から適用する。

附 則 (2003年3月14日応用人間科学研究科カリキュラム改革にともなう特別演習の単位数変更による学則の一部変更)

本規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則 (2003年3月28日法学研究科法政専修コース法務実習プログラムの多様な展開に伴う一部変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則 (2003年3月28日標準修業年限1年以上2年未満の博士課程前期(修士)課程を設けることを可能とすることに伴う一部変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則 (2003年3月28日大学院設置基準の一部改正に伴う変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則（2003年3月28日経営学研究科博士課程前期課程の2003年度企業派遣大学院生受け入れ等に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、第29条別表當院—1に規定する科目および単位については、2001年度以前の入学者にも別途定めるところにより適用する。

附 則（2003年3月28日社会学研究科博士課程前期課程の特別演習Ⅰ・特別研究および社会福祉士課程社会援助技術現場実習の単位変更に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、社会福祉士課程科目については2001年度入学者より適用する。

附 則（2003年3月28日国際関係研究科博士課程前期課程カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、第37条別表国—1に規定する科目および単位については、2002年度以前の入学者にも別途定めるところにより適用する。

附 則（2003年3月28日政策科学研究科博士課程前期課程カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則（2003年3月28日応用人間科学研究科修士課程カリキュラム改革に伴う特別演習の単位数の一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則（2004年1月16日経営学研究科の統計学科目充実に伴う一部科目名称変更および企業協定プログラム実施の新規科目開設に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則（2004年1月16日政策科学研究科JDSによる留学生受入れに伴う科目の設置等に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則（2004年1月16日理工学研究科MOT（技術経営）関連、博士課程後期課程国際産業工学特別コースおよび関西四大学履修交流の新規科目科設置に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日より施行する。

附 則（2004年1月16日国際関係研究科プログラム科目の変更に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日より施行する。

附 則（2004年3月12日理工学研究科MOT（技術経営）関連科目の一部変更、およ

びSTARC寄付講座の科目追加に伴う変更)

この学則は、2004年4月1日より施行する。

附 則 (2004年3月26日理事会第71号および2004年2月18日文科科学大臣届出受理による法学研究科法学専攻の設置ならびに公法専攻および民事法専攻の学生募集停止に伴う一部変更)

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則 (2004年3月26日理事会第71号および2003年11月27日文科科学大臣認可による法科大学院(専門職学位課程)設置に伴う一部変更)

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則 (2004年5月28日理事会議案第11号および2004年6月16日文科科学省届出によるテクノロジー・マネジメント研究科設置に伴う変更)

この学則は、2005年4月1日より施行する。

附 則 (2004年7月23日理工学研究科情報システム学専攻の高等学校教諭専修免許(情報)およびテクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻の高等学校教諭専修免許(商業・工業)の課程認定申請に伴う一部変更)

この学則は、2005年4月1日より施行する。

附 則 (2005年1月14日理工学研究科MOT(技術経営)関連科目の削除に伴う変更)

この学則は、2005年4月1日より施行する。

附 則 (2005年1月14日国際関係研究科基幹科目およびプログラム科目の一部変更、地域研究科目の1科目削除に伴う変更)

この学則は、2005年4月1日より施行する。

附 則 (2005年1月14日応用人間科学研究科カリキュラム改革に伴う一部変更)

この学則は、2005年4月1日より施行する。

附 則 (2005年1月14日言語教育情報研究科科目変更に伴う変更)

この学則は、2005年4月1日より施行する。

附 則 (2005年1月14日テクノロジー・マネジメント研究科カリキュラム構成変更および科目名称変更に伴う一部変更)

この学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則 (2005年1月28日法学部履修交流科目制度発足に伴う一部変更)

この学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則 (2005年3月4日プログラム内容に即した科目内容の再編に伴う変更)

この学則は、2005年4月1日より施行する。

附 則（2005年3月4日文学研究科博士課程前期課程哲学専攻改革に伴う別表の変更）

この学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則（2005年3月25日文学研究科人文学専攻および理工学研究科博士課程前期課程設置に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2006年4月1日から施行する。
- 2 文学研究科博士課程前期課程哲学専攻、心理学専攻、日本文学専攻、東洋思想専攻、英米文学専攻、史学専攻および地理学専攻、ならびに博士課程後期課程西洋哲学専攻、心理学専攻、日本文学専攻、東洋文学思想専攻、英米文学専攻、史学専攻および地理学専攻は学生募集を停止し、変更後の学則の規定にかかわらず2006年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 理工学研究科博士課程前期課程数理科学専攻、物質理工学専攻、環境社会工学専攻および情報システム学専攻は学生募集を停止し、学則の規定にかかわらず2006年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（2005年5月27日経営管理研究科設置に伴う一部変更）

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2005年7月15日文学研究科人文学専攻、理工学研究科基礎理工学専攻・創造理工学専攻・情報理工学専攻の設置に係る教職課程認定申請に伴う、大学院学則の一部変更）

- 1 この学則は、2006年4月1日より施行する。
- 2 以下に掲げる研究科・専攻にあっては、存続している間取得できる教育職員免許状の種類および教科は以下の通りとする。

文学研究科 哲学専攻

高等学校専修免許公民

中学校専修免許社会

文学研究科 心理学専攻

高等学校専修免許公民

中学校専修免許社会

文学研究科 日本文学専攻

高等学校専修免許国語

中学校専修免許国語
文学研究科 東洋思想専攻
高等学校専修免許国語
中学校専修免許国語
文学研究科 英米文学専攻
高等学校専修免許英語
中学校専修免許英語
文学研究科 史学専攻
高等学校専修免許地理歴史
中学校専修免許社会
文学研究科 地理学専攻
高等学校専修免許地理歴史
中学校専修免許社会
理工学研究科 数理科学専攻
高等学校専修免許数学
高等学校専修免許理科
中学校専修免許数学
中学校専修免許理科
理工学研究科 物質理工学専攻
高等学校専修免許理科
高等学校専修免許工業
中学校専修免許理科
理工学研究科 環境社会工学専攻
高等学校専修免許理科
高等学校専修免許工業
中学校専修免許理科
理工学研究科 情報システム学専攻
高等学校専修免許数学
高等学校専修免許工業
高等学校専修免許情報
中学校専修免許数学

附 則（2005年7月15日理事会議案第27号および2005年11月9日文部科学省届出によるテクノロジー・マネジメント研究科博士課程後期課程設置に伴う一部変更）

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年1月27日立命館大学学則に学費額を記載することに伴い、立命館大学大学院学則の記載方法を合わせる。また、立命館大学および立命館アジア太平洋大学から本学大学院へ入学する場合の入学金の取扱い変更および立命館大学の2006年度学費額変更に伴い一部変更する。）

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年3月3日経済学研究科改革に伴うコース名変更）

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年3月3日国際関係研究科カリキュラム改革にともなう一部変更）

本規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年3月3日政策科学研究科カリキュラム改革にともなう科目変更）

この学則は2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年3月10日応用人間科学研究科カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2006年4月1日から施行し、2005年度の入学生から適用する。

附 則（2006年3月24日大学院入学資格に関する学校教育法施行規則第70条の改正に伴う入学資格の追加と一部変更、ならびに博士課程の修了要件に標準修業年限を1年以上2年未満とした博士課程前期課程または修士課程を修了した者、専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者および専門職学位課程を修了した者を追加することに伴う変更）

この学則は2006年4月1日から施行し、2006年度入学者から適用する。

附 則（2006年3月24日大学院共通科目設置に伴う変更）

この学則は、2006年4月1日より施行する。

附 則（2006年3月24日法学研究科・経営学研究科・政策科学研究科カリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年3月24日公務研究科公共政策専攻設置に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2006年7月21日 理工学研究科一貫制博士課程フロンティア理工学専攻の廃止に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2007年4月1日から施行する。
- 2 理工学研究科フロンティア理工学専攻は学生募集を停止し、変更後の学則の規定にかかわらず、2007年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（2006年10月13日大学院の共同修士学位制度への特別在学料適用に伴う変更）
この学則は、2006年10月13日から施行し、2006年9月26日から適用する。

附 則（2006年11月24日大学院設置基準の一部改正、編入学、転学の制度運用、および2007年度学費額変更に伴う一部変更）
この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年3月2日単位互換制度の整理に伴う一部変更）
この学則は、2007年4月1日から施行し、2007年度入学者から適用する。ただし、「連合大学院による教員養成高度化京都モデル」の「単位互換に関する協定書」に基づく「単位互換履修科目」については2006年度以前入学者にも適用する。

附 則（2007年3月2日社会学研究科カリキュラム改革ならび社会調査士課程および専門社会調査士課程設置等に伴う一部変更）
この学則は2007年4月1日から施行する。ただし、2006年度以前の入学生の適用範囲は、社会学研究科履修要項に定める。

附 則（2007年3月2日文学研究科人文学専攻教育人間学専修博士課程後期課程の設置に伴う一部変更）
この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年3月2日理工学研究科フロンティア理工学プログラム設置に伴う一部変更）
この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年3月2日国際関係研究科博士課程前期課程カリキュラム改革に伴う一部変更）
この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年3月2日応用人間科学研究科カリキュラム改革に伴う一部変更）
この学則は、2007年4月1日より施行する。ただし、2006年度以前の入学者にも適用する。

附 則（2007年3月2日言語教育情報研究科カリキュラム改革に伴う一部変更）
この学則は、2007年4月1日より施行し、2006年度入学生から遡及適用する。

附 則（2007年3月2日単位互換制度の整理に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行し、2007年度入学者から適用する。ただし、「連合大学院による教員養成高度化京都モデル」の「単位互換に関する協定書」に基づく「単位互換履修科目」については2006年度以前入学者にも適用する。

附 則（2007年3月23日法学研究科博士課程前期課程におけるコース再編に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年3月23日政策科学研究科博士課程後期課程における単位制度の導入に伴う一部変更）

この学則は2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年3月23日テクノロジー・マネジメント研究科の履修要件の変更に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年3月23日公務研究科における「1年修了コース」設置に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年11月30日2008年度学費額変更に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月28日 京都教育大学大学院連合教職実践教育研究科に連合大学院として協力することに伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月28日 社会調査士課程および専門社会調査士課程設置の本則への明記、字句の統一および産業社会学部履修交流科目の廃止に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月28日 総合理工学院の設置に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月28日 政策科学研究科「リサーチプロジェクト」（前期課程）の運営・編成方法の変更に伴う一部変更、およびカリキュラム改革にもとづく科目の新設、廃止に伴う学則別表の一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月13日 関西四大学単位互換履修制度の整理に伴う学則別表

の一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行し、2007年4月1日から適用する。

附 則 (2008年3月13日 先端総合学術研究科カリキュラム改訂に伴う一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則 (2008年3月13日 「日本文化研究プログラム」開設、ツール系科目の開設
にともなう一部変更)

この学則は、2008年4月1日より施行する。

附 則 (2008年3月13日 国際関係研究科博士課程前期課程カリキュラム改革にと
もなう一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則 (2008年3月13日 応用人間科学研究科2008年度開講方針にもとづく科目新
設にともなう学則別表の一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則 (2008年3月13日 言語教育情報研究科カリキュラム改革にともなう一部変
更)

この学則は、2008年4月1日より施行し、2007年度入学生から適用する。

附 則 (2008年11月28日2009年度学費額変更に伴う一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2009年3月27日 法学研究科における法学部履修交流科目の廃止にともな
う一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2009年3月12日 経営学研究科におけるカリキュラム改訂にともなう学則
別表の一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2009年3月27日 社会学研究科における社会福祉士課程の廃止および履修
方法の変更にともなう一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行し、2009年度入学者から適用する。ただし、第32
条の第1項および第2項は、2007年度入学者から適用する。

附 則 (2009年3月27日 文学研究科におけるカリキュラム改訂にともなう一部変
更)

この学則は2009年4月1日から施行し、2009年度入学者から適用する。

附 則（2009年3月12日 理工学研究科における「歴史都市を守る文化遺産防災学推進拠点」採択による科目の新設、半導体理工学研究センター(STARC)寄附講座科目の追加および「学外研究発表演習」の取扱い変更に伴う学則別表の一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。ただし、半導体理工学研究センター(STARC)寄附講座科目については、2008年度入学者にも適用する。

附 則（2009年3月12日 国際関係研究科におけるカリキュラム改訂に伴う学則別表の一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2009年3月27日 政策科学研究科における「地域共創研究プログラム」の設置および学部科目の修了要件からの除外に伴う一部変更、「政策プロフェッショナル・プログラム」の廃止による関連科目の「共通科目」への再編および「国際開発プログラム」の開講形態の整理に伴う学則別表の一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2009年3月12日 言語教育情報研究科におけるカリキュラム改訂に伴う学則別表の一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2009年3月27日 テクノロジー・マネジメント研究科における履修要件の変更およびカリキュラム改訂に伴う一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2009年3月27日 公務研究科におけるカリキュラム改訂による科目の新設に伴う一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2009年3月12日 カリキュラム改訂に伴う一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2009年3月27日 スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻設置に伴う一部変更）

この学則は、2010年4月1日より施行する。

附 則（2009年5月22日 スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻設置に伴う一部変更）

この学則は、2010年4月1日より施行する。

附 則（2010年3月26日 学籍制度の見直し、立命館大学学則等の変更および2010

年度学費額変更ならびに法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、文学研究科、理工学研究科、国際関係研究科および政策科学研究科のカリキュラム改訂等にもなう一部変更)

- 1 この学則は、2010年4月1日から施行する。
- 2 第5条、第18条の2第5項および第25条から第40条の10は、2009年度以前の入学者には適用しない。ただし、別表国一2は、2009年度以前の国際関係研究科入学者にも適用する。
- 3 第7条の3第1項の定めその他、2009年度以前に博士課程後期課程または一貫制博士課程に入学した者で、所定の標準修業年限以上在学のうえ、本学則に定める履修要件を満たし、博士学位を取得せずに退学した者が、課程博士学位取得のために標準修業年限の末日の翌日から起算して2年6カ月以内に再入学を願い出たときは、これを許可することがある。
- 4 第7条の3第1項の定めその他、2011年度以前に一貫制博士課程に転入学した者で、所定の標準修業年限以上在学のうえ、本学則に定める履修要件を満たし、博士学位を取得せずに退学した者が、課程博士学位取得のために標準修業年限の末日の翌日から起算して2年6カ月以内に再入学を願い出たときは、これを許可することがある。
- 5 第13条第2項は、一貫制博士課程に2009年度以前に入学した者および2011年度以前に転入学した者にあつては、「一貫制博士課程は10年」とあるのを「一貫制博士課程は8年」と読み替える。
- 6 第53条第3項は、2009年度以前に博士課程後期課程または一貫制博士課程に入学した者には適用しない。
- 7 第53条第3項は、2011年度以前に一貫制博士課程に転入学した者には適用しない。

附 則 (2010年3月26日 法学研究科および経済学研究科の収容定員の変更にもなう一部変更)

この学則は2011年4月1日から施行する。

附 則 (2010年3月26日映像研究科映像専攻設置に伴う一部変更)

この学則は、2011年4月1日より施行する。

附 則 (2011年1月28日 授業科目および研究指導の担当者の決定者の規定、夜間等に授業および研究指導を行う研究科の規定、実務の経験を有する者の標準修業年限を1年以上2年未満の期間とする研究科の規定、学位に関する規定の整理、外国人研究生制度の創設ならびに経済学研究科および国際関係研究科のカリキュラム改訂等

にともなう一部変更)

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則 (2011年1月28日 経済学研究科、国際関係研究科、政策科学研究科および
応用人間科学研究科のカリキュラム改訂ならびに映像研究科の設置認可申請での審
査意見への対応にともなう科目別表の一部変更)

- 1 この学則は、2011年4月1日から施行する。
- 2 別表政一2は、2010年度以前の政策科学研究科入学者にも適用する。

附 則 (2011年3月25日 理工学研究科の専攻、情報理工学研究科および生命科学
研究科の設置にともなう一部変更)

- 1 この学則は、2012年4月1日から施行する。
- 2 理工学研究科博士課程前期課程創造理工学専攻、情報理工学専攻および理工学研究科博士課程後期課程総合理工学専攻は、2012年度より学生募集を停止し、変更後の学則の規定にかかわらず2012年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 (2011年3月25日 スポーツ健康科学研究科博士課程後期課程設置にともな
う一部変更)

この学則は、2012年4月1日から施行する。

附 則 (2011年5月27日緊急災害による休学期間および在籍料の追加に伴う一部変
更)

この学則は、2011年5月27日から施行し、2011年4月1日から適用する。

附 則 (2011年11月25日 専門職大学院学則の廃止に伴う全部変更)

- 1 この学則は、2012年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行に伴い、立命館大学専門職大学院学則（規程第648号）は、廃止する。
- 3 第1項にかかわらず、第34条は、一貫制博士課程に2010年3月31日以前に入学した者および2012年3月31日以前に転入学した者については、なお従前の例とする。
- 4 第1項にかかわらず、第56条は、2010年3月31日以前に博士課程後期課程および一貫制博士課程に入学した者ならびに2012年3月31日以前に一貫制博士課程に転入学した者については、なお従前の例とする。
- 5 第1項にかかわらず、第60条第5項は、2010年3月31日以前に入学した者については、なお従前の例とする。
- 6 第1項にかかわらず、第80条第2項は、2010年3月31日以前に博士課程後期課程およ

び一貫制博士課程に入学した者ならびに2012年3月31日以前に一貫制博士課程に転入学した者については、なお従前の例とする。ただし、外国人留学生を除く。

附 則（2011年11月25日 2011年3月25日の理工学研究科の再編、情報理工学研究科および生命科学研究科の設置による一部変更に伴う収容定員の経過措置の追加）

- 1 変更後の学則第6条にかかわらず、2012年4月1日に入学定員を変更する研究科の2012年度および2013年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2012年度	2013年度
理工学研究科	創造理工学専攻	博士課程前期課程	400	—
	情報理工学専攻	博士課程前期課程	200	—
	基礎理工学専攻	博士課程後期課程	6	12
	総合理工学専攻	博士課程後期課程	150	75
	電子システム専攻	博士課程前期課程	180	360
		博士課程後期課程	8	16
	機械システム専攻	博士課程前期課程	140	280
		博士課程後期課程	11	22
	環境都市専攻	博士課程前期課程	80	160
		博士課程後期課程	15	30
情報理工学研究科	情報理工学専攻	博士課程前期課程	200	400
		博士課程後期課程	15	30
生命科学研究科	生命科学専攻	博士課程前期課程	150	300
		博士課程後期課程	15	30

- 2 理工学研究科創造理工学専攻および情報理工学専攻の博士課程前期課程ならびに総合理工学専攻の博士課程後期課程は、2012年4月1日以後においても、当該専攻に在学する者の属する年次には再入学者を受入れることができる。

附 則（2011年11月25日 授業料等納付金および手数料の規定ならびに立命館大学大学院の2012年度学費変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2012年4月1日から施行する。
- 2 第1項にかかわらず、第11章は、2012年3月31日に在籍する者および2012年度に2年次以上に再入学または転入学する者については、なお従前の例とする。ただし、授業料、教育充実費、実験実習料および調査実習料は、次表のとおりとする。

(1) 修士課程および博士課程前期課程

(単位：円)

研究科	費目	1年次（年間）		2年次（年間） （注1）
		他大学等出身	設置大学等出身	
法学研究科	授業料	732,000	732,000	732,000
	教育充実費	50,000	210,000	210,000
経済学研究科	授業料	732,000	732,000	732,000
	教育充実費	50,000	210,000	210,000
経営学研究科	授業料	732,000	732,000	732,000
	教育充実費	50,000	210,000	210,000
社会学研究科	授業料	732,000	732,000	732,000
	調査実習料	14,000	14,000	—
	教育充実費	50,000	210,000	210,000
文学研究科（地理学専修、心理学専修を除く）	授業料	842,000	842,000	842,000
	教育充実費	82,000	242,000	242,000
文学研究科（地理学専修、心理学専修）	授業料	842,000	842,000	842,000
	実験実習料	20,800	20,800	20,800
	教育充実費	82,000	242,000	242,000
理工学研究科	授業料	1,098,000	1,098,000	1,098,000
	実験実習料	135,000	135,000	135,000
	教育充実費	155,000	315,000	315,000
国際関係研究科	授業料	878,000	878,000	878,000
	教育充実費	92,000	252,000	252,000
政策科学研究科	授業料	878,000	878,000	878,000
	教育充実費	92,000	252,000	252,000
応用人間科学研究科	授業料	842,000	842,000	842,000
	実験実習料	51,000	51,000	51,000
	教育充実費	82,000	242,000	242,000
言語教育情報研究科	授業料	842,000	842,000	842,000

	教育充実費	82,000	242,000	242,000
テクノロジー・マネジメント 研究科	授業料	1,098,000	1,098,000	1,098,000
	調査実習料	65,000	65,000	65,000
	教育充実費	155,000	315,000	315,000
公務研究科（1年修了コースを 除く）	授業料	878,000	878,000	878,000
	教育充実費	92,000	252,000	252,000
公務研究科（1年修了コース）	授業料	1,317,000	1,317,000	—
	教育充実費	218,000	378,000	—
スポーツ健康科学研究科	授業料	915,000	915,000	915,000
	教育充実費	103,000	263,000	263,000
映像研究科	授業料	1,318,000	1,318,000	1,318,000
	実験実習料	103,000	103,000	103,000
	教育充実費	218,000	378,000	378,000

注1 3年次以降は2年次の金額と同額（公務研究科（1年修了コース）においては、2年次以降は年次につき1,695,000円）とする。

(2) 博士課程後期課程

(単位：円)

研究科	費目	全年次（年額）
全研究科	授業料	500,000

(3) 一貫制博士課程

(単位：円)

研究科	費目	1年次（年額）		2年次（年額）	3～5年次（年額）（注1）
		他大学等出身	設置大学等出身		
先端総合学術 研究科	授業料	878,000	878,000	878,000	500,000
	教育充実費	92,000	252,000	252,000	—
理工学研究科 （フロンティア理工学専攻）	授業料	—	—	—	500,000

注1 6年次以降は5年次の金額と同額とする。

(4) 専門職学位課程

(単位：円)

研究科	費目		1～3年次(注1)
法務研究科	授業料		1,169,000 (年額)
	教育充実費		106,000 (年額)
経営管理研究科(アカウンティング・プログラムを除く)	授業料	単位授業料	48,000 (1単位につき)
		固定授業料	61,000 (学期につき)
経営管理研究科(アカウンティング・プログラム)	授業料	単位授業料	48,000 (1単位につき)
		固定授業料	136,000 (学期につき)

注1 4年次以降は3年次の金額と同額とする。

附 則(2012年3月23日 大学院における聴講生の新設、外国人研究生の対象追加、大学院学位委員会の設置および立命館大学学則の一部変更等に伴う一部変更)

この学則は、2012年4月1日から施行する。ただし、第65条は、次の各号の一に該当する者については、2016年3月31日までなお従前の例による。

- (1) 2012年3月31日に在籍する者
- (2) 2012年度に2年次以上に再入学または転入学する者
- (3) 2013年度に3年次以上に再入学または転入学する者
- (4) 2014年度に4年次以上に再入学する者
- (5) 2015年度に5年次以上に再入学する者

附 則(2012年3月23日 2011年11月25日の学費変更に伴う経過措置の一部変更)

2011年11月25日変更の附則第2項を次のとおりに変更する。次の各号の一に該当する者については、2016年3月31日まで、第60条、第76条から第80条および第87条から第89条はなお従前の例によるものとし、スポーツ健康科学研究科の授業料、教育充実費、実験実習料および調査実習料は次表のとおりとする。

- (1) 2012年3月31日に在籍する者
- (2) 2012年度に2年次以上に再入学または転入学する者

(3) 2013年度に3年次以上に再入学または転入学する者

(4) 2014年度に4年次以上に再入学する者

(5) 2015年度に5年次以上に再入学する者

研究科	費目	1年次（年間）		2年次（年間）（注1）
		他大学等出身	設置大学等出身	
スポーツ健康科学	授業料	915,000	915,000	915,000
研究科	教育充実費	103,000	263,000	263,000

注1 3年次以降は2年次の金額と同額

附 則（2012年3月23日 2010年3月26日の法学研究科および経済学研究科の収容定員の変更に伴う経過措置の追加）

2010年3月26日変更の附則に次のとおり追加する。第6条にかかわらず、法学研究科博士課程後期課程および経済学研究科博士課程後期課程の2012年度および2013年度の収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2012年度	2013年度
法学研究科	法学専攻	博士課程後期課程	35	30
経済学研究科	経済学専攻	博士課程後期課程	20	15

附 則（2012年3月23日 2011年3月25日のスポーツ健康科学研究科博士課程後期課程設置に伴う収容定員の経過措置の追加）

2011年3月25日変更の附則に次のとおり追加する。第6条にかかわらず、スポーツ健康科学研究科博士課程後期課程の2012年度および2013年度の収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2012年度	2013年度
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	博士課程後期課程	8	16

附 則（2012年7月27日 入学検定料に関わる免除措置および見直し等に伴う一部変更）

この学則は、2012年7月27日から施行し、2012年5月1日から適用する。

附 則（2013年1月25日 カリキュラムの適用および外国人研究生の対象の追加等に伴う一部変更）

1 この学則は、2013年4月1日から施行する。

2 前項にかかわらず、2013年3月31日に在籍する者、2013年度に2回生以上に転入学ま

たは再入学する者、2014年度に3回生以上に転入学または再入学する者、2015年度に4回生以上に再入学する者、2016年度に5回生以上に再入学する者（博士課程後期課程、一貫制博士課程および専門職学位課程のみ）、2017年度に6回生以上に再入学する者（博士課程後期課程、一貫制博士課程のみ）、2018年度に7回生以上に再入学する者（一貫制博士課程のみ）、2019年度に8回生以上に再入学する者（一貫制博士課程のみ）、2020年度に9回生以上に再入学する者（一貫制博士課程のみ）、2021年度に10回生に再入学する者（一貫制博士課程のみ）については、なお従前の例による。

- 3 前項に定める従前の例による者のうち、復学、転籍および原級留置により2013年度以降のカリキュラムを適用する者については、当該カリキュラムを修了まで適用する。

附 則（2013年3月22日 法務研究科の収容定員の変更に伴う一部変更および入学検定料の時限措置の追加）

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第6条にかかわらず、法務研究科専門職学位課程の2014年度および2015年度の収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2014年度	2015年度
法務研究科	法曹養成専攻	専門職学位課程	360	330

- 3 法務研究科専門職学位課程の入学検定料は、2014年度入学および2015年度入学の入学試験については、納付金等別表1—1（入学検定料）にかかわらず、全方式において単願、併願とも、10,000円とする。

附 則（2013年3月22日 文学研究科行動文化情報学専攻の設置に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 変更後の学則第6条にかかわらず、文学研究科の2014年度および2015年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2014年度	2015年度
文学研究科	人文学専攻	博士課程前期課程	175	—
		博士課程後期課程	90	75
	行動文化情報学専攻	博士課程前期課程	35	—
		博士課程後期課程	15	30

附 則（2013年3月22日 薬学研究科薬学専攻設置に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第6条にかかわらず、薬学研究科薬学専攻4年制博士課程の2014年度、2015

年度および2016年度の収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2014年度	2015年度	2016年度
薬学研究科	薬学専攻	4年制博士課程	5	10	15

附 則（2013年5月24日 薬学研究科薬学専攻の入学定員変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第6条にかかわらず、薬学研究科薬学専攻4年制博士課程の2014年度、2015年度および2016年度の収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2014年度	2015年度	2016年度
薬学研究科	薬学専攻	4年制博士課程	3	6	9

附 則（2013年7月26日 外国人研究生の追加および変更手続きの変更に伴う一部変更）

この学則は、2013年7月26日から施行し、2013年4月1日から適用する。

附 則（2014年1月24日 教育方法の特例の対象となる研究科の追加および外国人研究生の対象追加等に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、納付金等別表1－1における理工学研究科博士課程前期課程および後期課程の入学試験方式の変更については、2013年4月1日から適用する。

附 則（2014年3月28日 経営管理研究科の入学定員の変更等に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第6条にかかわらず、経営管理研究科専門職学位課程の2015年度の収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	収容定員
経営管理研究科	経営管理専攻	専門職学位課程	180

- 3 第1項にかかわらず、第77条納付金等別表3－4は、2015年3月31日に在籍する者および2015年度に2年次以上に再入学または転入学する者については、なお従前の例による。

附 則（2015年1月23日 大学学則との表記の統一、外国人研究生の対象の追加、経営管理研究科における単位認定料の徴収対象の追加等に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、納付金等別表1－1における入学試験方式の区分の変更については、2014年4月1日から適用する。

附 則（2015年 3 月27日 「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」
および「学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」の
施行ならびに文学研究科における聴講生の追加に伴う一部変更）

この学則は、2015年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2015年 3 月27日 法務研究科の入学定員および収容定員の変更および入学
検定料の時限措置の追加に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2016年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 6 条にかかわらず、法務研究科専門職学位課程の2016年度および2017年度
の収容定員および収容定員の合計は次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2016年度	2017年度
法務研究科	法曹養成専攻	専門職学位課程	270	240
収容定員の合計			4193	4166

- 3 第75条納付金等別表 1－1（入学検定料）にかかわらず、法務研究科専門職学位課程
の入学検定料は、2016年度入学、2017年度入学および2018年度入学の入学試験について
は、全方式において単願、併願とも、10,000円とする。

附 則（2016年 1 月22日 入学検定料の免除対象の追加、法務研究科の修了要件等
の変更および授業料等変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2016年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第57条は、2015年 4 月 1 日から適用する。
- 3 前 2 項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、第77条納付金等
別表 3－1、3－3および3－4は、なお従前の例による。

- (1) 2016年 3 月31日に在籍する者
- (2) 2016年度に 2 年次以上に再入学または転入学する者
- (3) 2017年度に 3 年次以上に再入学または転入学する者
- (4) 2018年度に 4 年次以上に再入学する者
- (5) 2019年度に 5 年次以上に再入学する者

附 則（2016年 1 月22日 教職研究科実践教育専攻専門職学位課程設置等にともな
う一部変更）

- 1 この学則は、2017年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 6 条にかかわらず、2017年度の教職研究科実践教育専攻専門職学位課程の
収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2017年度
教職研究科	実践教育専攻	専門職学位課程	35
収容定員の合計			4,201

附 則（2017年 1 月27日 教職研究科の入学前既修得単位認定の変更、立命館大学
外国人留学生学費減免規程の名称変更および授業料の変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2017年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第77条納付金等別表 3—1、納付金等別表 3—3 および
納付金等別表 3—6 は、2017年 3 月31日に在籍する者および2017年 4 月 1 日以降の入学
者から適用する。

附 則（2017年 1 月27日 人間科学研究科の設置、応用人間科学研究科および公務
研究科の募集停止ならびに理工学研究科の専攻の収容定員変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2018年 4 月 1 日から施行する。
- 2 応用人間科学研究科応用人間科学専攻および公務研究科公共政策専攻は、2018年 3 月
31日をもって学生募集を停止する。
- 3 変更後の第 5 条にかかわらず、応用人間科学研究科応用人間科学専攻および公務研究科
公共政策専攻は、2018年 3 月31日に当該専攻に在籍する者が、当該専攻に在籍しなくな
るまでの間、存続する。
- 4 第 2 項にかかわらず、応用人間科学研究科応用人間科学専攻および公務研究科公共政策
専攻は、2018年 3 月31日に当該専攻に在学する者の属する年次に、2018年 4 月 1 日以降
に転入学、再入学または転籍する者を受け入れることができる。
- 5 変更後の第 6 条にかかわらず、2018年度の理工学研究科電子システム専攻、理工学研
究科環境都市専攻、応用人間科学研究科応用人間科学専攻、公務研究科公共政策専攻、人
間科学研究科人間科学専攻の収容定員および2019年度の人間科学研究科人間科学専攻博
士課程後期課程の収容定員ならびに収容定員の合計は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2018年度	2019年度
理工学研究科	電子システム専攻	博士課程前期課程	320	—
	環境都市専攻	博士課程前期課程	200	—
応用人間科学研究科	応用人間科学専攻	修士課程	60	—
公務研究科	公共政策専攻	修士課程	60	—
人間科学研究科	人間科学専攻	博士課程前期課程	65	—
		博士課程後期課程	20	40

収容定員の合計	4,111	4,136
---------	-------	-------

- 6 第1項にかかわらず、変更後の第16条、第27条、第77条、第77条納付金等別表3—1および納付金等別表3—6は、2018年4月1日以降の入学者から適用し、2018年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（2017年11月24日 学期名称、他大学院等において修得した単位を認定する場合の表記、法務研究科の授業料等の変更に伴う一部変更）

- この学則は、2018年4月1日から施行する。
- 前項にかかわらず、変更後の第23条第4項は、2018年4月1日に在籍する学生が2018年3月31日以前に修得した単位について適用する。
- 変更後の第81条の2納付金等別表5—1—2にかかわらず、公務研究科の授業科目の聴講料については、なお従前の例による。

附 則（2018年1月26日 薬学研究科薬科学専攻の設置に伴う一部変更）

- この学則は、2019年4月1日から施行する。
- 変更後の第6条にかかわらず、2019年度の薬学研究科薬科学専攻修士課程の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2019年度
薬学研究科	薬科学専攻	修士課程	20
収容定員の合計			4,156

附 則（2018年11月30日 超創人財育成プログラムの開設、専門職大学院設置基準の一部改正等に伴う一部変更）

- この学則は、2019年4月1日から施行する。
- 前項にかかわらず、改正後の第10条の3については、2018年9月26日以降に入学し、2019年3月31日に在籍する者に適用する。
- 第1項にかかわらず、法務研究科専門職学位課程の入学検定料（第75条納付金等別表1—1（入学検定料））は、2019年度入学、2020年度入学および2021年度入学の入学試験の時限措置とする。
- 2018年4月1日から施行のこの学則（2017年1月27日 人間科学研究科の設置、応用人間科学研究科および公務研究科の募集停止ならびに理工学研究科の専攻の収容定員変更に伴う一部変更）の附則第5項の表を次のとおりに変更する。

研究科名	専攻名	課程の別	2018年度	2019年度
理工学研究科	電子システム専攻	博士課程前期課程	320	280

	環境都市専攻	博士課程前期課程	200	240
応用人間科学研究科	応用人間科学専攻	修士課程	60	—
公務研究科	公共政策専攻	修士課程	60	—
人間科学研究科	人間科学専攻	博士課程前期課程	65	130
		博士課程後期課程	20	40
収容定員の合計			4,171	4,136

- 5 2019年4月1日から施行のこの学則（2017年1月27日 人間科学研究科の設置、応用人間科学研究科および公務研究科の募集停止ならびに理工学研究科の専攻の収容定員変更に伴う一部変更）の附則について、薬学研究科の収容定員の変更については、薬学研究科薬科学専攻（修士課程）の設置認可申請延期に伴い取り消すこととする。

附 則（2019年1月25日 薬学研究科薬科学専攻の設置に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2020年1月24日 法務研究科の除籍事由の追加、政策科学研究科の入学検定料の変更、入学金、授業料等の変更、研修生料、研究生料および専修生料の半期納付の導入等に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。

- 2 2019年4月1日から施行のこの学則（2018年11月30日 超創人財育成プログラムの開設、専門職大学院設置基準の一部改正等に伴う一部変更）の附則第5項の文言を「5 2019年4月1日から施行のこの学則（2018年1月26日 薬学研究科薬科学専攻の設置に伴う一部変更）の附則については、薬学研究科薬科学専攻（修士課程）の設置認可申請延期に伴い取り消すこととする。」に変更する。

附 則（2020年3月27日 薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程の設置および薬学研究科薬科学専攻修士課程の課程変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2021年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第6条にかかわらず、2021年度および2022年度の薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2021年度	2022年度
薬学研究科	薬科学専攻	博士課程後期課程	3	6
収容定員の合計			4,199	4,202

- 3 前2項にかかわらず、2021年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（2020年7月17日 食マネジメント研究科食マネジメント専攻の設置に伴う

一部変更)

- 1 この学則は、2021年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第6条にかかわらず、2021年度および2022年度の食マネジメント研究科食マネジメント専攻の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2021年度	2022年度
食マネジメント研究科	食マネジメント専攻	博士課程前期課程	20	40
		博士課程後期課程	3	6
収容定員の合計			4,222	4,248

附 則 (2021年3月26日 大学院設置基準の一部改正、情報理工学研究科の入学検定料の変更、法務研究科の修了要件の変更、経営管理研究科の固定授業料への変更等に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2021年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第44条、第47条および第48条は、2020年4月1日から適用する。
- 3 第1項にかかわらず、2021年3月31日に経営管理研究科に在籍する者については、第77条納付金等別表3—4および第81条納付金等別表3—6は、なお従前の例による。
- 4 第1項にかかわらず、2021年3月31日に国際関係研究科に在籍する者については、第75条納付金等別表3—1は、なお従前の例による。

附 則 (2021年5月28日 立命館大学大学院学位委員会規程の制定に伴う一部変更)
この学則は、2021年5月28日から施行し、2021年4月1日から適用する。

附 則 (2022年1月28日 専門職大学院設置基準の一部改正、経営管理研究科の1年修了コース廃止、授業料等の納付金の変更、科目等履修生選考料および聴講生選考料の廃止、聴講生登録料の新設等に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2022年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2022年3月31日に在籍する者および同日に在学する者の属する年次に2022年4月1日以降に再入学、転入学する者については、第77条納付金等別表3—1、納付金等別表3—3、納付金等別表3—4および納付金等別表3—6は、なお従前の例による。

附 則 (2023年1月27日 大学院設置基準の改正、教職研究科の修了要件の変更ならびに外国人研究生の対象の削除および名称の変更に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2023年4月1日から施行する。

- 2 前項にかかわらず、2023年3月31日に在籍する者については、第42条第3項および第4項はなお従前の例による。

附 則（2023年1月27日 経営管理研究科観光マネジメント専攻の設置に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2024年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第6条にかかわらず、2024年度の経営管理研究科観光マネジメント専攻の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2024年度
経営管理研究科	観光マネジメント専攻	専門職学位課程	70
収容定員の合計			4,324

附 則（2024年1月26日 生命科学研究科博士課程前期課程の入学試験方式の追加および授業料の変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2024年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第77条納付金等別表3—1、3—3、3—4および3—6は、2024年3月31日に在籍する者および同日に在学する者の属する年次に2024年4月1日以降に再入学または転入学する者については、なお従前の例による。

附 則（2024年9月27日 研究科横断科目の設置等に伴う一部変更）

この学則は、2025年4月1日から施行する。

附 則（2025年1月24日 単位の計算方法、各授業科目の授業期間および授業料等の納付金の変更ならびに入学許可の取消しの追記に伴う一部変更）

- 1 この学則は2025年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2025年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。
- 3 前項にかかわらず、改正後の第21条および第22条は、2008年4月1日以降に入学し、2025年3月31日に在籍する者に適用する。

附 則（2025年1月24日 デザイン・アート学研究科デザイン・アート学専攻修士課程の設置、理工学研究科の専攻名称の変更ならびに法学研究科博士課程前期課程、理工学研究科博士課程前期課程および人間科学研究科博士課程前期課程の入学定員等の変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2026年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条にかかわらず、理工学研究科環境都市専攻は、2026年3月31日に当該

専攻に在籍する者が、当該専攻に在籍しなくなるまでの間、存続する。

- 3 変更後の第6条にかかわらず、2026年度の法学研究科法学専攻博士課程前期課程、理工学研究科基礎理工学専攻博士課程前期課程、理工学研究科電子システム専攻博士課程前期課程、理工学研究科機械システム専攻博士課程前期課程、理工学研究科都市システム専攻博士課程前期課程、人間科学研究科人間科学専攻博士課程前期課程およびデザイン・アート学研究科デザイン・アート学専攻修士課程の収容定員ならびに収容定員の合計は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2026年度
法学研究科	法学専攻	博士課程前期課程	110
理工学研究科	基礎理工学専攻	博士課程前期課程	120
	電子システム専攻	博士課程前期課程	295
	機械システム専攻	博士課程前期課程	295
	都市システム専攻	博士課程前期課程	265
人間科学研究科	人間科学専攻	博士課程前期課程	140
デザイン・アート学研究科	デザイン・アート学専攻	修士課程	20
収容定員の合計			4,489

- 4 第1項にかかわらず、変更後の第77条納付金別表3―1は、2026年3月31日に在籍する者および同日に在学する者の属する年次に2026年4月1日以降に再入学または転入学する者については、なお従前の例による。

納付金等別表1―1（入学検定料）（第75条関連）

（単位：円）

方式	金額
以下の入学試験方式以外の全方式	35,000
経済学研究科博士課程前期課程 一般入学試験 ※経済学専攻 Master's Program in Economic Development 9月入学のみ	5,000
理工学研究科博士課程前期課程 一般入学試験（英語基準）	5,000

理工学研究科博士課程後期課程 一般入学試験（英語基準）	5,000
国際関係研究科博士課程前期課程 一般入学試験（英語基準書類選考）	5,000
政策科学研究科博士課程前期課程 一般入学試験（英語基準）	5,000
政策科学研究科博士課程後期課程 一般入学試験（英語基準）	5,000
テクノロジー・マネジメント研究科博士課程後 期課程 一般入学試験（英語基準）	5,000
情報理工学研究科博士課程前期課程 外国人留学生入学試験（英語基準）	5,000
情報理工学研究科博士課程前期課程 海外協定大学入学試験（英語基準）	5,000
情報理工学研究科博士課程後期課程 外国人留学生入学試験（英語基準）	5,000
生命科学研究科博士課程前期課程 一般入学試験（英語基準）	5,000
生命科学研究科博士課程前期課程 海外協定大学入学試験（英語基準）	5,000
生命科学研究科博士課程後期課程 一般入学試験（英語基準）	5,000
法務研究科専門職学位課程 全入学試験	10,000

納付金等別表 2－1（入学金）（第76条関連）

（単位：円）

区分	金額
入学、転入学	200,000
再入学	10,000

納付金等別表 3－1（修士課程等の授業料）（第77条関連）

（単位：円）

研究科	費目	1年次	2年次（注1）
法学研究科	春学期授業料	405,800	405,800
	秋学期授業料	405,800	405,800
経済学研究科（Master's Program in Economic Developmentを除く）	春学期授業料	405,800	405,800
	秋学期授業料	405,800	405,800
経済学研究科（Master's Program in Economic Development）	春学期授業料	487,000	487,000
	秋学期授業料	487,000	487,000
経営学研究科	春学期授業料	405,800	405,800
	秋学期授業料	405,800	405,800
社会学研究科	春学期授業料	405,800	405,800
	秋学期授業料	405,800	405,800
文学研究科（人文学専攻）	春学期授業料	405,800	405,800
	秋学期授業料	405,800	405,800
文学研究科（行動文化情報学専攻）	春学期授業料	417,300	417,300
	秋学期授業料	417,300	417,300
理工学研究科（数理科学コースを除く）	春学期授業料	622,200	622,200
	秋学期授業料	622,200	622,200
理工学研究科（数理科学コース）	春学期授業料	581,600	581,600
	秋学期授業料	581,600	581,600
国際関係研究科（国際関係学プログラム）	春学期授業料	405,800	405,800
	秋学期授業料	405,800	405,800
国際関係研究科（Global International Relations Program(GIRP)）	春学期授業料	487,000	487,000
	秋学期授業料	487,000	487,000
政策科学研究科	春学期授業料	405,800	405,800
	秋学期授業料	405,800	405,800
言語教育情報研究科	春学期授業料	432,800	432,800
	秋学期授業料	432,800	432,800
テクノロジー・マネジメント研究科	春学期授業料	630,800	630,800

	秋学期授業料	630,800	630,800
スポーツ健康科学研究科	春学期授業料	474,900	474,900
	秋学期授業料	474,900	474,900
映像研究科	春学期授業料	651,800	651,800
	秋学期授業料	651,800	651,800
情報理工学研究科	春学期授業料	615,300	615,300
	秋学期授業料	615,300	615,300
生命科学研究科	春学期授業料	615,300	615,300
	秋学期授業料	615,300	615,300
薬学研究科	春学期授業料	615,300	615,300
	秋学期授業料	615,300	615,300
人間科学研究科	春学期授業料	459,900	459,900
	秋学期授業料	459,900	459,900
食マネジメント研究科	春学期授業料	427,500	427,500
	秋学期授業料	427,500	427,500
デザイン・アート学研究科（デザイン・アート学専攻1年制を除く）	春学期授業料	455,800	455,800
	秋学期授業料	455,800	455,800
デザイン・アート学研究科（デザイン・アート学専攻1年制）	春学期授業料	861,600	—
	秋学期授業料	861,600	—

注1 3年次以降は2年次の授業料と同額とする。

納付金等別表3—2（博士課程後期課程の授業料）（第77条関連）

（単位：円）

研究科	費目	全年次
全研究科	春学期授業料	250,000
	秋学期授業料	250,000

納付金等別表3—3（一貫制博士課程の授業料）（第77条関連）

（単位：円）

研究科	費目	1年次	2年次	3～5年次（注1）
先端総合学術研究科	春学期授業料	432,800	432,800	250,000
	秋学期授業料	432,800	432,800	250,000

注1 6年次以降は5年次の授業料と同額とする。

納付金等別表3—4（専門職学位課程の授業料）（第77条関連）

（単位：円）

研究科	費目	1年次	2～3年次（注1）
法務研究科	春学期授業料	707,300	707,300
	秋学期授業料	707,300	707,300
経営管理研究科	春学期授業料	674,900	674,900
	秋学期授業料	674,900	674,900
教職研究科	春学期授業料	487,000	487,000
	秋学期授業料	487,000	487,000

（注1） 4年次以降は3年次授業料と同額とする。

納付金等別表3—5（4年制博士課程の授業料）（第77条関連）

（単位：円）

研究科	費目	全年次
薬学研究科	春学期授業料	250,000
	秋学期授業料	250,000

納付金等別表3—6（長期履修生の学期ごとの授業料）（第77条関連）

（単位：円）

研究科	長期履修が許可された学期数	金額
経済学研究科	5学期	324,700（1学期あたり）
	6学期	270,600（1学期あたり）
	7学期	231,900（1学期あたり）
	8学期	202,900（1学期あたり）
文学研究科（人文学専攻）	5学期	324,700（1学期あたり）
	6学期	270,600（1学期あたり）
	7学期	231,900（1学期あたり）
	8学期	202,900（1学期あたり）
文学研究科（行動文化情報学専攻）	5学期	333,900（1学期あたり）
	6学期	278,200（1学期あたり）
	7学期	238,500（1学期あたり）

	8学期	208,700（1学期あたり）
政策科学研究科	5学期	324,700（1学期あたり）
	6学期	270,600（1学期あたり）
	7学期	231,900（1学期あたり）
	8学期	202,900（1学期あたり）
言語教育情報研究科	5学期	346,300（1学期あたり）
	6学期	288,600（1学期あたり）
	7学期	247,400（1学期あたり）
	8学期	216,400（1学期あたり）
スポーツ健康科学研究科	5学期	380,000（1学期あたり）
	6学期	316,600（1学期あたり）
	7学期	271,400（1学期あたり）
	8学期	237,500（1学期あたり）
教職研究科	5学期	389,600（1学期あたり）
	6学期	324,700（1学期あたり）
	7学期	278,300（1学期あたり）
	8学期	243,500（1学期あたり）
人間科学研究科	5学期	368,000（1学期あたり）
	6学期	306,600（1学期あたり）
	7学期	262,800（1学期あたり）
	8学期	230,000（1学期あたり）
食マネジメント研究科	5学期	342,000（1学期あたり）
	6学期	285,000（1学期あたり）
	7学期	244,300（1学期あたり）
	8学期	213,800（1学期あたり）
経営管理研究科	5学期	540,000（1学期あたり）
	6学期	450,000（1学期あたり）
	7学期	385,700（1学期あたり）
	8学期	337,500（1学期あたり）

納付金等別表 4－1（在籍料）（第79条関連）

(単位：円)

研究科	金額
全研究科	5,000 (学期につき)

納付金等別表 4－2 (特別在学科) (第80条関連)

(単位：円)

研究科	区分	金額
全研究科	第80条第1号に定める者	5,000 (学期につき)
	第80条第2号に定める者	25,000 (学期につき)

納付金等別表 5－1 (科目等履修料) (第81条関連)

(単位：円)

研究科	金額
理工学研究科	34,000 (1単位につき)
テクノロジー・マネジメント研究科	34,000 (1単位につき)
映像研究科	34,000 (1単位につき)
情報理工学研究科	34,000 (1単位につき)
生命科学研究科	34,000 (1単位につき)
薬学研究科	34,000 (1単位につき)
全研究科 (文化遺産防災学 教育プログラム)	55,100 (学期につき)
全研究科 (Study inKansaiProgram)	402,900 (学期につき)
上記以外の全研究科	23,200 (1単位につき)

納付金等別表 5－1－2 (聴講料) (第81条の2 関連)

(単位：円)

区分	金額
法学研究科、文学研究科、政策科学研究科、スポーツ健康科学研究科、先端総合学術研究科、人間科学研究科、法務研究科および経営管理研究科の科目	13,700 (1単位につき)
テクノロジー・マネジメント研究科の科目	20,300 (1単位につき)

納付金等別表 5－2 (特別履修料) (第82条関連)

(単位：円)

研究科	金額
理工学研究科（外国人短期留学実習受入プログラム）	330,400（年額）
全研究科（JENESYSプログラム）	319,300（学期につき）
上記以外の全研究科	402,900（学期につき）

納付金等別表 5－3（研修料）（第83条関連）

(単位：円)

研究科	金額
全研究科	2,100（学期につき）

納付金等別表 5－4（研究料）（第84条関連）

(単位：円)

研究科	金額
全研究科	7,000（学期につき）

納付金等別表 5－5（専修料）（第85条関連）

(単位：円)

研究科	金額
全研究科	2,500（学期につき）

納付金等別表 5－6（外国人研究料）（第86条関連）

(単位：円)

研究科	金額
全研究科	402,900（学期につき）

立命館大学大学院学則の変更の事由および時期について

1. 変更事由

- (1) デザイン・アート学研究科修士課程の設置
- (2) 理工学研究科の専攻名称変更
- (3) 法学研究科博士課程前期課程、理工学研究科博士課程前期課程および人間科学研究科博士課程前期課程の入学定員ならびに収容定員の変更

2. 具体的変更内容

- (1) デザイン・アート学研究科デザイン・アート学専攻修士課程を追加（第5条）
- (2) 理工学研究科における環境都市専攻を都市システム専攻へ名称変更（第5条）
- (3) 法学研究科法学専攻博士課程前期課程、理工学研究科基礎理工学専攻博士課程前期課程、理工学研究科電子システム専攻博士課程前期課程、理工学研究科機械システム専攻博士課程前期課程、理工学研究科都市システム専攻博士課程前期課程、人間科学研究科人間科学専攻博士課程前期課程の入学定員および収容定員の変更ならびにデザイン・アート学研究科デザイン・アート学専攻修士課程の入学定員および収容定員の追加ならびに収容定員合計の変更（第6条）
- (4) デザイン・アート学研究科デザイン・アート学専攻修士課程1年制に係る標準修業年限に関する但し書きに関する項を追加（第27条第2項、第3項）
- (5) デザイン・アート学研究科デザイン・アート学専攻修士課程1年制の標準修業年限を超えた者の授業料に関する但し書きを追加（第77条第3項）
- (6) デザイン・アート学研究科デザイン・アート学専攻修士課程の授業料を追加（納付金等別表3-1）

3. 変更の時期

2026（令和8）年4月1日

以上

立命館大学大学院学則新旧対照表

新			旧		
第1条～第4条（現行どおり）			第1条～第4条（省略）		
（研究科および専攻）			（研究科および専攻）		
第5条 本大学院に、次表の研究科および専攻を置く。			第5条 本大学院に、次表の研究科および専攻を置く。		
(1) 大学院			(1) 大学院		
研究科名	専攻名	課程の別	研究科名	専攻名	課程の別
法学研究科	法学専攻	博士課程前期課程	法学研究科	法学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程			博士課程後期課程
経済学研究科	経済学専攻	博士課程前期課程	経済学研究科	経済学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程			博士課程後期課程
経営学研究科	企業経営専攻	博士課程前期課程	経営学研究科	企業経営専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程			博士課程後期課程
社会学研究科	応用社会学専攻	博士課程前期課程	社会学研究科	応用社会学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程			博士課程後期課程
文学研究科	人文学専攻	博士課程前期課程	文学研究科	人文学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程			博士課程後期課程
	行動文化情報学専攻	博士課程前期課程		行動文化情報学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程			博士課程後期課程
理工学研究科	基礎理工学専攻	博士課程前期課程	理工学研究科	基礎理工学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程			博士課程後期課程

	電子システム専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	機械システム専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	都市システム専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
国際関係研究科	国際関係学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
政策科学研究科	政策科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
言語教育情報研究科	言語教育情報専攻	修士課程
テクノロジー・マネジメント研究科	テクノロジー・マネジメント専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
映像研究科	映像専攻	修士課程
情報理工学研究科	情報理工学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
生命科学研究科	生命科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程

	電子システム専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	機械システム専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	環境都市専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
国際関係研究科	国際関係学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
政策科学研究科	政策科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
言語教育情報研究科	言語教育情報専攻	修士課程
テクノロジー・マネジメント研究科	テクノロジー・マネジメント専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
映像研究科	映像専攻	修士課程
情報理工学研究科	情報理工学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
生命科学研究科	生命科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程

先端総合学術 研究科	先端総合学術専 攻	一貫制博士課程
薬学研究科	薬科学専攻	博士課程前期課 程
		博士課程後期課 程
	薬学専攻	4年制博士課程
人間科学研究 科	人間科学専攻	博士課程前期課 程
		博士課程後期課 程
食マネジメント 研究科	食マネジメント 専攻	博士課程前期課 程
		博士課程後期課 程
デザイン・ア ート学研究科	デザイン・アー ト学専攻	修士課程

(2) 専門職大学院

研究科名	専攻名	課程の別
法務研究科	法曹養成専攻	専門職学位課程
経営管理研究 科	経営管理専攻	専門職学位課程
	観光マネジメン ト専攻	専門職学位課程
教職研究科	実践教育専攻	専門職学位課程

(入学定員および収容定員)

第6条 本大学院の入学定員および収容定員は、次表のとおりとする。

研究科 名	専攻名	課程の別	入学定 員	収容定 員
法学研 究科	法学専攻	博士課程前 期課程	50	100
		博士課程後 期課程	10	30
経済学 研究科	経済学専攻	博士課程前 期課程	50	100
		博士課程後 期課程	5	15
経営学 研究科	企業経営専 攻	博士課程前 期課程	60	120

先端総合学術 研究科	先端総合学術専 攻	一貫制博士課程
薬学研究科	薬科学専攻	博士課程前期課 程
		博士課程後期課 程
	薬学専攻	4年制博士課程
人間科学研究 科	人間科学専攻	博士課程前期課 程
		博士課程後期課 程
食マネジメント 研究科	食マネジメント 専攻	博士課程前期課 程
		博士課程後期課 程

(2) 専門職大学院

研究科名	専攻名	課程の別
法務研究科	法曹養成専攻	専門職学位課程
経営管理研究 科	経営管理専攻	専門職学位課程
	観光マネジメン ト専攻	専門職学位課程
教職研究科	実践教育専攻	専門職学位課程

(入学定員および収容定員)

第6条 本大学院の入学定員および収容定員は、次表のとおりとする。

研究科 名	専攻名	課程の別	入学定 員	収容定 員
法学研 究科	法学専攻	博士課程前 期課程	60	120
		博士課程後 期課程	10	30
経済学 研究科	経済学専攻	博士課程前 期課程	50	100
		博士課程後 期課程	5	15
経営学 研究科	企業経営専 攻	博士課程前 期課程	60	120

		博士課程後 期課程	15	45
社会学 研究科	応用社会学 専攻	博士課程前 期課程	60	120
		博士課程後 期課程	15	45
文学研 究科	人文学専攻	博士課程前 期課程	70	140
		博士課程後 期課程	20	60
	行動文化情 報学専攻	博士課程前 期課程	35	70
		博士課程後 期課程	15	45
	小計	—	140	315
理工学 研究科	基礎理工学 専攻	博士課程前 期課程	70	140
		博士課程後 期課程	6	18
	電子システ ム専攻	博士課程前 期課程	155	310
		博士課程後 期課程	8	24
	機械システ ム専攻	博士課程前 期課程	155	310
		博士課程後 期課程	11	33
	都市システ ム専攻	博士課程前 期課程	145	290
		博士課程後 期課程	15	45
	小計	—	565	1,170
国際関 係研究 科	国際関係学 専攻	博士課程前 期課程	60	120
		博士課程後 期課程	10	30
政策科 学研究 科	政策科学専 攻	博士課程前 期課程	40	80
		博士課程後 期課程	15	45

		博士課程後 期課程	15	45
社会学 研究科	応用社会学 専攻	博士課程前 期課程	60	120
		博士課程後 期課程	15	45
文学研 究科	人文学専攻	博士課程前 期課程	70	140
		博士課程後 期課程	20	60
	行動文化情 報学専攻	博士課程前 期課程	35	70
		博士課程後 期課程	15	45
	小計	—	140	315
理工学 研究科	基礎理工学 専攻	博士課程前 期課程	50	100
		博士課程後 期課程	6	18
	電子システ ム専攻	博士課程前 期課程	140	280
		博士課程後 期課程	8	24
	機械システ ム専攻	博士課程前 期課程	140	280
		博士課程後 期課程	11	33
	環境都市専 攻	博士課程前 期課程	120	240
		博士課程後 期課程	15	45
	小計	—	490	1,020
国際関 係研究 科	国際関係学 専攻	博士課程前 期課程	60	120
		博士課程後 期課程	10	30
政策科 学研究 科	政策科学専 攻	博士課程前 期課程	40	80
		博士課程後 期課程	15	45

		期課程		
言語教育情報研究科	言語教育情報専攻	修士課程	60	120
テクノロジー・マネジメント研究科	テクノロジー・マネジメント専攻	博士課程前期課程	70	140
		博士課程後期課程	5	15
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	博士課程前期課程	25	50
		博士課程後期課程	8	24
映像研究科	映像専攻	修士課程	10	20
情報理工学研究科	情報理工学専攻	博士課程前期課程	200	400
		博士課程後期課程	15	45
生命科学研究所	生命科学専攻	博士課程前期課程	150	300
		博士課程後期課程	15	45
先端総合学術研究科	先端総合学術専攻	一貫制博士課程	30	150
薬学研究科	薬科学専攻	博士課程前期課程	20	40
		博士課程後期課程	3	9
	薬学専攻	4年制博士課程	3	12
人間科学研究科	人間科学専攻	博士課程前期課程	75	150
		博士課程後期課程	20	60
食マネジメント研究科	食マネジメント専攻	博士課程前期課程	20	40

		期課程		
言語教育情報研究科	言語教育情報専攻	修士課程	60	120
テクノロジー・マネジメント研究科	テクノロジー・マネジメント専攻	博士課程前期課程	70	140
		博士課程後期課程	5	15
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	博士課程前期課程	25	50
		博士課程後期課程	8	24
映像研究科	映像専攻	修士課程	10	20
情報理工学研究科	情報理工学専攻	博士課程前期課程	200	400
		博士課程後期課程	15	45
生命科学研究所	生命科学専攻	博士課程前期課程	150	300
		博士課程後期課程	15	45
先端総合学術研究科	先端総合学術専攻	一貫制博士課程	30	150
薬学研究科	薬科学専攻	博士課程前期課程	20	40
		博士課程後期課程	3	9
	薬学専攻	4年制博士課程	3	12
人間科学研究科	人間科学専攻	博士課程前期課程	65	130
		博士課程後期課程	20	60
食マネジメント研究科	食マネジメント専攻	博士課程前期課程	20	40

ト研究 科		博士課程後 期課程	3	9
デザイ ン・ア ート学 研究科	デザイン・ アート学専 攻	修士課程	20	40
法務研 究科	法曹養成専 攻	専門職学位 課程	70	210
経営管 理研究 科	経営管理専 攻	専門職学位 課程	80	160
	観光マネジ メント専攻	専門職学位 課程	70	140
	小計	—	150	300
教職研 究科	実践教育専 攻	専門職学位 課程	35	70
合計			2,102	4,584

第7条～第26条（現行どおり）

（標準修業年限）

第27条 修士課程等の標準修業年限は2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻または学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 前項の研究科、専攻または学生の履修上の区分は、次のとおりとする。
デザイン・アート学研究科デザイン・アート学専攻修士課程1年制

第28条～第76条（現行どおり）

（授業料）

第77条 学生は、在籍する研究科および年次に応

ト研究 科		博士課程後 期課程	3	9
法務研 究科	法曹養成専 攻	専門職学位 課程	70	210
経営管 理研究 科	経営管理専 攻	専門職学位 課程	80	160
	観光マネジ メント専攻	専門職学位 課程	70	140
	小計	—	150	300
教職研 究科	実践教育専 攻	専門職学位 課程	35	70
合計			2,007	4,394

第7条～第26条（省略）

（標準修業年限）

第27条 修士課程等の標準修業年限は2年とする。

第28条～第76条（省略）

（授業料）

第77条 学生は、在籍する研究科および年次に応じ

じて、春学期授業料および秋学期授業料を学期ごとに納めなければならない。ただし、9月に入学した者の授業料は、春学期授業料を秋学期の授業料とし、秋学期授業料を春学期の授業料とする。

2 前項の授業料は、修士課程等は納付金等別表3—1、博士課程後期課程は納付金等別表3—2、一貫制博士課程は納付金等別表3—3、専門職学位課程は納付金等別表3—4、4年制博士課程は納付金等別表3—5に定める。

3 前項にかかわらず、在学期間（第43条により在学とみなされる期間を除く。）が各課程の標準修業年限を超えた者および第44条に定める法学既修者で在学期間（第43条および第44条により在学とみなされる期間を除く。）が2年を超えた者の授業料は、前項に定める額の半額とする。ただし、デザイン・アート学研究科（デザイン・アート学専攻修士課程1年制）において在学期間が標準修業年限を超えた者の授業料は、デザイン・アート学研究科（デザイン・アート学専攻修士課程1年制を除く）の2年次における授業料の額の半額とする。

4 前2項にかかわらず、第28条の2および第41条の2の規定により長期にわたる教育課程の履修を許可された者（以下「長期履修生」という。）の学期ごとの授業料は、納付金等別表3—6に定める。ただし、長期履修が許可された学期を延長する場合は、延長した学期の授業料は、標準修業年限で納める学期ごとの授業料の半額とし、長期履修が許可された期間を短縮する場合は、既に納めた授業料と標準修業年限で納める授業料の総額との差額を納めることとする。

5 第2項および第3項にかかわらず、専門職学位課程経営管理研究科において在学期間（第43条により在学とみなされる期間を除く。）が標準修業年限を超えた者の固定授業料は、納付金等別表3—4に定める額の半額とする。

6 第2項および第3項にかかわらず、博士課程

て、春学期授業料および秋学期授業料を学期ごとに納めなければならない。ただし、9月に入学した者の授業料は、春学期授業料を秋学期の授業料とし、秋学期授業料を春学期の授業料とする。

2 前項の授業料は、修士課程等は納付金等別表3—1、博士課程後期課程は納付金等別表3—2、一貫制博士課程は納付金等別表3—3、専門職学位課程は納付金等別表3—4、4年制博士課程は納付金等別表3—5に定める。

3 前項にかかわらず、在学期間（第43条により在学とみなされる期間を除く。）が各課程の標準修業年限を超えた者および第44条に定める法学既修者で在学期間（第43条および第44条により在学とみなされる期間を除く。）が2年を超えた者の授業料は、前項に定める額の半額とする。

4 前2項にかかわらず、第28条の2および第41条の2の規定により長期にわたる教育課程の履修を許可された者（以下「長期履修生」という。）の学期ごとの授業料は、納付金等別表3—6に定める。ただし、長期履修が許可された学期を延長する場合は、延長した学期の授業料は、標準修業年限で納める学期ごとの授業料の半額とし、長期履修が許可された期間を短縮する場合は、既に納めた授業料と標準修業年限で納める授業料の総額との差額を納めることとする。

5 第2項および第3項にかかわらず、専門職学位課程経営管理研究科において在学期間（第43条により在学とみなされる期間を除く。）が標準修業年限を超えた者の固定授業料は、納付金等別表3—4に定める額の半額とする。

6 第2項および第3項にかかわらず、博士課程後

後期課程、一貫制博士課程または4年制博士課程において博士論文以外の修了要件を満たした者の授業料は、学期につき100,000円とする。

第78条～第92条（現行どおり）

附 則（2025年1月24日 デザイン・アート学研究科デザイン・アート学専攻修士課程の設置、理工学研究科の専攻名称の変更ならびに法学研究科博士課程前期課程、理工学研究科博士課程前期課程および人間科学研究科博士課程前期課程の入学定員等の変更に伴う一部変更）

1 この学則は、2026年4月1日から施行する。

2 変更後の第5条にかかわらず、理工学研究科環境都市専攻は、2026年3月31日に当該専攻に在籍する者が、当該専攻に在籍しなくなるまでの間、存続する。

3 変更後の第6条にかかわらず、2026年度の法学研究科法学専攻博士課程前期課程、理工学研究科基礎理工学専攻博士課程前期課程、理工学研究科電子システム専攻博士課程前期課程、理工学研究科機械システム専攻博士課程前期課程、理工学研究科都市システム専攻博士課程前期課程、人間科学研究科人間科学専攻博士課程前期課程およびデザイン・アート学研究科デザイン・アート学専攻修士課程の収容定員ならびに収容定員の合計は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2026年度
法学研究科	法学専攻	博士課程	110
		前期課程	
理工学研究科	基礎理工学専攻	博士課程	120
		前期課程	
	電子システム専攻	博士課程	295
		前期課程	
	機械システム専攻	博士課程	295
		前期課程	

期課程、一貫制博士課程または4年制博士課程において博士論文以外の修了要件を満たした者の授業料は、学期につき100,000円とする。

第78条～第92条（省略）

附 則（省略）

	都市システム専攻	博士課程 前期課程	265
人間科学研究科	人間科学専攻	博士課程 前期課程	140
デザイン・アート学研究科	デザイン・アート学専攻	修士課程	20
収容定員の合計			4,489

4 第1項にかかわらず、変更後の第77条納付金

別表3－1は、2026年3月31日に在籍する者および同日に在学する者の属する年次に2026年4月1日以降に再入学または転入学する者については、なお従前の例による。

納付金等別表1－1～納付金等別表2－1（現行どおり）

納付金等別表3－1（修士課程等の授業料）（第77条関連）

（単位：円）

研究科	費目	1年次	2年次 (注1)
法学研究科	春学期 授業料	405,800	405,800
	秋学期 授業料	405,800	405,800
経済学研究科（Master's Program in Economic Developmentを除く）	春学期 授業料	405,800	405,800
	秋学期 授業料	405,800	405,800
経済学研究科（Master's Program in Economic Development）	春学期 授業料	487,000	487,000
	秋学期 授業料	487,000	487,000
経営学研究科	春学期 授業料	405,800	405,800
	秋学期 授業料	405,800	405,800
社会学研究科	春学期	405,800	405,800

納付金等別表1－1～納付金等別表2－1（省略）

納付金等別表3－1（修士課程等の授業料）（第77条関連）

（単位：円）

研究科	費目	1年次	2年次 (注1)
法学研究科	春学期 授業料	405,800	405,800
	秋学期 授業料	405,800	405,800
経済学研究科（Master's Program in Economic Developmentを除く）	春学期 授業料	405,800	405,800
	秋学期 授業料	405,800	405,800
経済学研究科（Master's Program in Economic Development）	春学期 授業料	487,000	487,000
	秋学期 授業料	487,000	487,000
経営学研究科	春学期 授業料	405,800	405,800
	秋学期 授業料	405,800	405,800
社会学研究科	春学期	405,800	405,800

	授業料		
	秋学期 授業料	405,800	405,800
文学研究科（人文学 専攻）	春学期 授業料	405,800	405,800
	秋学期 授業料	405,800	405,800
文学研究科（行動文 化情報学専攻）	春学期 授業料	417,300	417,300
	秋学期 授業料	417,300	417,300
理工学研究科（数理 科学コースを除く）	春学期 授業料	622,200	622,200
	秋学期 授業料	622,200	622,200
理工学研究科（数理 科学コース）	春学期 授業料	581,600	581,600
	秋学期 授業料	581,600	581,600
国際関係研究科（国 際関係学プログラ ム）	春学期 授業料	405,800	405,800
	秋学期 授業料	405,800	405,800
国際関係研究科（Glo bal International Relations Program (GIRP)）	春学期 授業料	487,000	487,000
	秋学期 授業料	487,000	487,000
政策科学研究科	春学期 授業料	405,800	405,800
	秋学期 授業料	405,800	405,800
言語教育情報研究科	春学期 授業料	432,800	432,800
	秋学期 授業料	432,800	432,800
テクノロジー・マネ ジメント研究科	春学期 授業料	630,800	630,800
	秋学期 授業料	630,800	630,800

	授業料		
	秋学期 授業料	405,800	405,800
文学研究科（人文学 専攻）	春学期 授業料	405,800	405,800
	秋学期 授業料	405,800	405,800
文学研究科（行動文 化情報学専攻）	春学期 授業料	417,300	417,300
	秋学期 授業料	417,300	417,300
理工学研究科（数理 科学コースを除く）	春学期 授業料	622,200	622,200
	秋学期 授業料	622,200	622,200
理工学研究科（数理 科学コース）	春学期 授業料	581,600	581,600
	秋学期 授業料	581,600	581,600
国際関係研究科（国 際関係学プログラ ム）	春学期 授業料	405,800	405,800
	秋学期 授業料	405,800	405,800
国際関係研究科（Glo bal International Relations Program (GIRP)）	春学期 授業料	487,000	487,000
	秋学期 授業料	487,000	487,000
政策科学研究科	春学期 授業料	405,800	405,800
	秋学期 授業料	405,800	405,800
言語教育情報研究科	春学期 授業料	432,800	432,800
	秋学期 授業料	432,800	432,800
テクノロジー・マネ ジメント研究科	春学期 授業料	630,800	630,800
	秋学期 授業料	630,800	630,800

スポーツ健康科学研究科	春学期 授業料	474,900	474,900
	秋学期 授業料	474,900	474,900
映像研究科	春学期 授業料	651,800	651,800
	秋学期 授業料	651,800	651,800
情報理工学研究科	春学期 授業料	615,300	615,300
	秋学期 授業料	615,300	615,300
生命科学研究科	春学期 授業料	615,300	615,300
	秋学期 授業料	615,300	615,300
薬学研究科	春学期 授業料	615,300	615,300
	秋学期 授業料	615,300	615,300
人間科学研究科	春学期 授業料	459,900	459,900
	秋学期 授業料	459,900	459,900
食マネジメント研究科	春学期 授業料	427,500	427,500
	秋学期 授業料	427,500	427,500
<u>デザイン・アート学 研究科（デザイン・ アート学専攻1年制 を除く）</u>	春学期 授業料	<u>455,800</u>	<u>455,800</u>
	秋学期 授業料	<u>455,800</u>	<u>455,800</u>
<u>デザイン・アート学 研究科（デザイン・ アート学専攻1年 制）</u>	春学期 授業料	<u>861,600</u>	—
	秋学期 授業料	<u>861,600</u>	—

注1 3年次以降は2年次の授業料と同額とする。

スポーツ健康科学研究科	春学期 授業料	474,900	474,900
	秋学期 授業料	474,900	474,900
映像研究科	春学期 授業料	651,800	651,800
	秋学期 授業料	651,800	651,800
情報理工学研究科	春学期 授業料	615,300	615,300
	秋学期 授業料	615,300	615,300
生命科学研究科	春学期 授業料	615,300	615,300
	秋学期 授業料	615,300	615,300
薬学研究科	春学期 授業料	615,300	615,300
	秋学期 授業料	615,300	615,300
人間科学研究科	春学期 授業料	459,900	459,900
	秋学期 授業料	459,900	459,900
食マネジメント研究科	春学期 授業料	427,500	427,500
	秋学期 授業料	427,500	427,500

注1 3年次以降は2年次の授業料と同額とする。

納付金等別表 3—2～納付金等別表 5—6（現行 どおり）	納付金等別表 3—2～納付金等別表 5—6（省略）
----------------------------------	---------------------------